



第3期 みどり市 子ども・子育て支援事業計画

こども未来全力サポート!「希望が叶う明るい未来へ」



はじめに

こども未来全力サポート！「希望が叶う明るい未来へ」－みどり市－

現在、我が国においては、少子化や人口減少が加速度を増して進行する中、子育て環境は目まぐるしく変化を続けており、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援、子どもの貧困、児童虐待などの多岐にわたる課題に対応していくことが急務となっています。

本市では、令和2年度から令和7年度の5年間を計画とする「第2期みどり市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援に関わる様々な取組を実施してきましたが、最重要課題である少子化や人口減少への対策として子育て支援を多方面から更に充実させていくため、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする「第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画では、より力強く子育て支援施策を推進していくため、『こども未来全力サポート！「希望が叶う明るい未来へ」－みどり市－』を新たな基本理念としています。



また、本市では、令和6年6月、モーターボート競走場の収益等を積み立て、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりや教育の充実を推進するとともに、未来を担う子どもたちの健やかな成長のための事業の経費の財源に充てるため、みどり市こども未来基金を設置しました。若者や子育て世代から、「みどり市に住みたい」、「みどり市に住んでみたい」と思っただけのような、他自治体にはない本市ならではの特色ある子育て支援施策を展開してまいります。

子どもたちは、地域の宝であり、未来への希望です。次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、誰一人取り残すことなく、将来への希望を持って過ごしていけるよう、切れ目のない子育て支援に先駆的に取り組んでまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました「みどり市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査などに御協力いただきました市民の皆様、教育・保育関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

みどり市長 須藤 昭男

目次

第1章 みどり市子ども・子育て支援事業計画について	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 みどり市の子ども・家庭の現状	3
1. 少子化の動向	3
2. 婚姻及び出産等の動向	7
3. 人口推計	10
4. 就業の状況	12
5. 子育て支援の状況	13
6. ニーズ調査の状況	19
7. 子ども・若者のニーズの聴き取り	44
8. 第2期計画の振り返り	45
第3章 計画の基本的な考え方	48
1. 基本理念	48
2. 施策推進の方向性	49
3. 基本目標	50
4. ロジックモデル	52
第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策	54
1. 教育・保育提供区域の設定	54
2. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	55
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	58
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	70
基本目標1 子ども・子育て支援の充実	70
基本目標2 親と子どもの健康確保・健康づくり	78
基本目標3 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	82
基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備	87
基本目標5 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備	92
第6章 計画の推進に向けて	96
1. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	96
2. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	96
3. 取り組みの担い手	96
4. 計画の点検・評価	97
資料編	99
1. ニーズ調査の実施	99
2. 検討の経過	100
3. みどり市子ども・子育て会議条例	101

第1章 みどり市子ども・子育て支援事業計画について

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、家族構成や雇用環境の変化、急速な少子高齢化等を背景として、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

こうした状況を受け、国では、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月からスタートさせました。それから10年が経過している今、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待や子どもの貧困等、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化、多様化する状況が続いている一方、国は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくためにこども基本法を制定し、こども施策の司令塔となるこども家庭庁を設置するなど、子育て支援の取り組みを国全体として進めていく体制作りを進めています。

本市においても、これまで小中学校の給食費無料化や乳児のおむつ用品購入支援、第3子以降の保育料無料化などの特長的な取り組みにより、次代の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまちづくりを推進してきました。しかしながら、全国の他の多くの自治体と同様に人口減少が急速に進行しているほか、こども基本法の成立や働き方改革などによる就労環境の変化といった家庭を取り巻く状況の変化を踏まえ、子育て世帯を支援する施策の充実を早急に実施していかなければなりません。

本市では、令和6年度に「第2期みどり市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了を迎えることから、このような社会情勢を踏まえつつ、「第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、切れ目のない子育て支援の充実を先駆的に取り組んでいきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の内容を合わせもった計画としているほか、母子保健法、児童福祉法、児童虐待防止法や子どもの貧困対策の推進に関する法律など、子どもが健やかに育つために必要な事項を示した関連法の内容を踏まえ、本市がその支援策を推進するため、市が取り組むべき目標や方向性を定めるものです。

さらに、本計画は、「第2次みどり市総合計画」を最上位計画とし、「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「みどり市人口ビジョン」、「第4期みどり市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「みどり市障がい者計画 2022」、「第7期みどり市障害福祉計画」、「第3期みどり市障害児福祉計画」、「第2次みどり市健康プラン21（健康増進計画）」などの計画との整合を図ります。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。



第2章 みどり市の子ども・家庭の現状

1. 少子化の動向

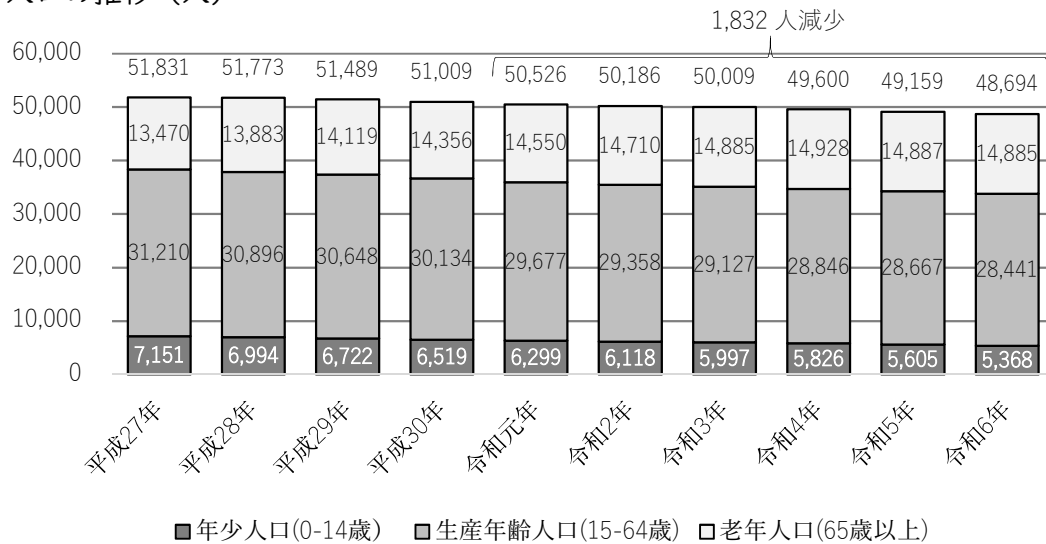
(1) 人口の推移

本市の総人口をみると、令和6年3月31日時点で48,694人となっています。

令和元年から5年間の人口推移をみると、減少傾向となっており、5年間で1,832人が減少しています。

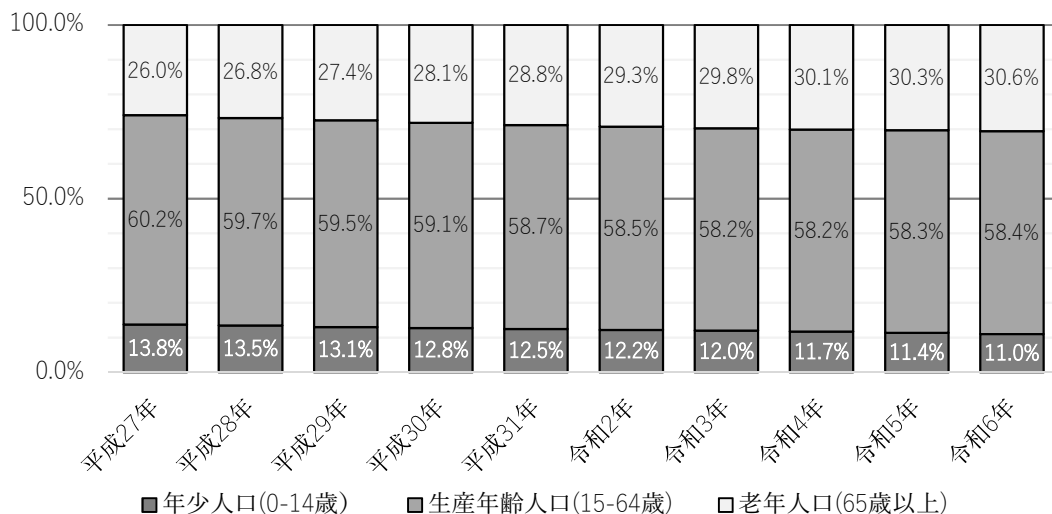
また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、老年人口の割合の増加が続く一方で、年少人口の割合は減少しており、少子高齢化が継続していることが分かります。

○人口の推移（人）



資料：住民基本台帳、外国人を含む（各年4月1日、令和6年のみ3月31日）

○年齢3区分人口構成比（％）



資料：住民基本台帳、外国人を含む（各年4月1日、令和6年のみ3月31日）

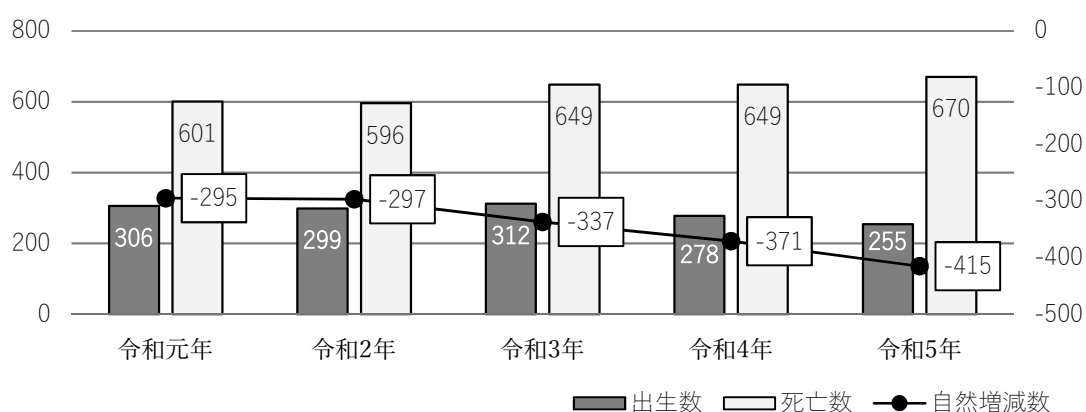
(2) 自然動態の推移

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、出生数に対して死亡数が上回っているため、自然動態は減少が続いています。

また、本市の出生率は県の数値と近似しており、令和3年には県の数値を上回ったものの、翌年には県の数値を0.1ポイント下回り5.7となっています。

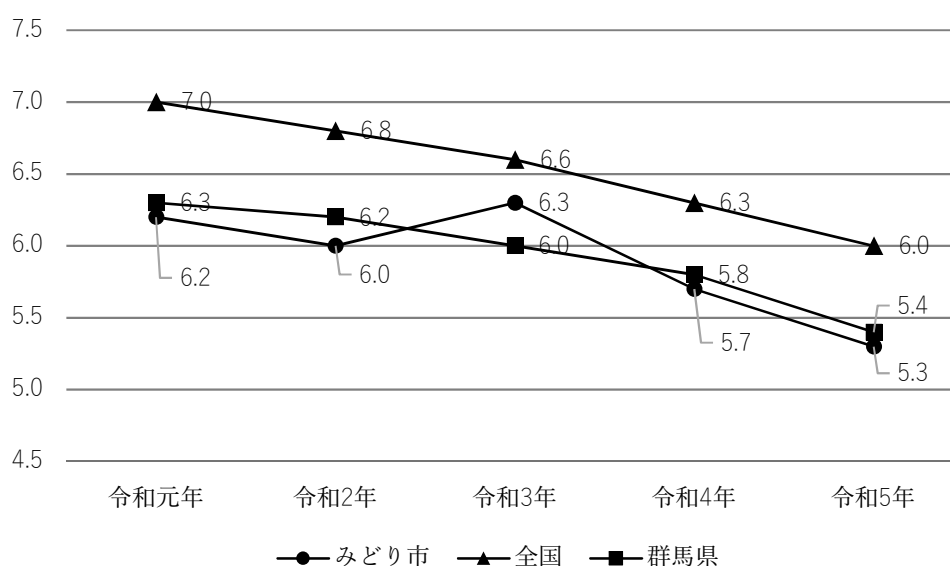
死亡率も、県と同様に推移していますが、令和3年において県の数値を0.2上回り、13.2ポイントとなっています。

○出生数及び死亡数の推移(人)



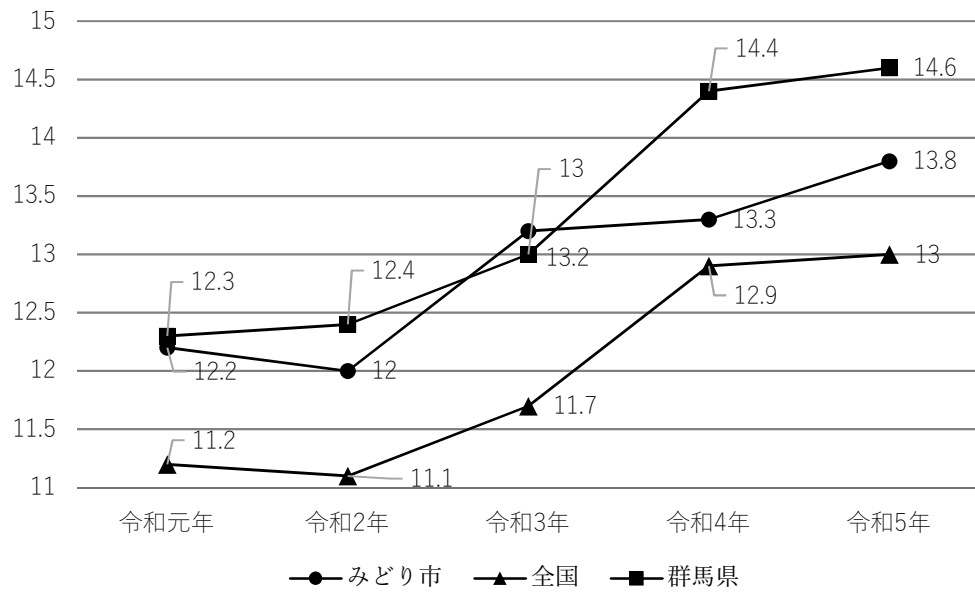
資料：群馬県人口動態統計

○出生率の推移(人口千対)



資料：群馬県人口動態統計

○死亡率の推移(人口千対)



資料：群馬県人口動態統計

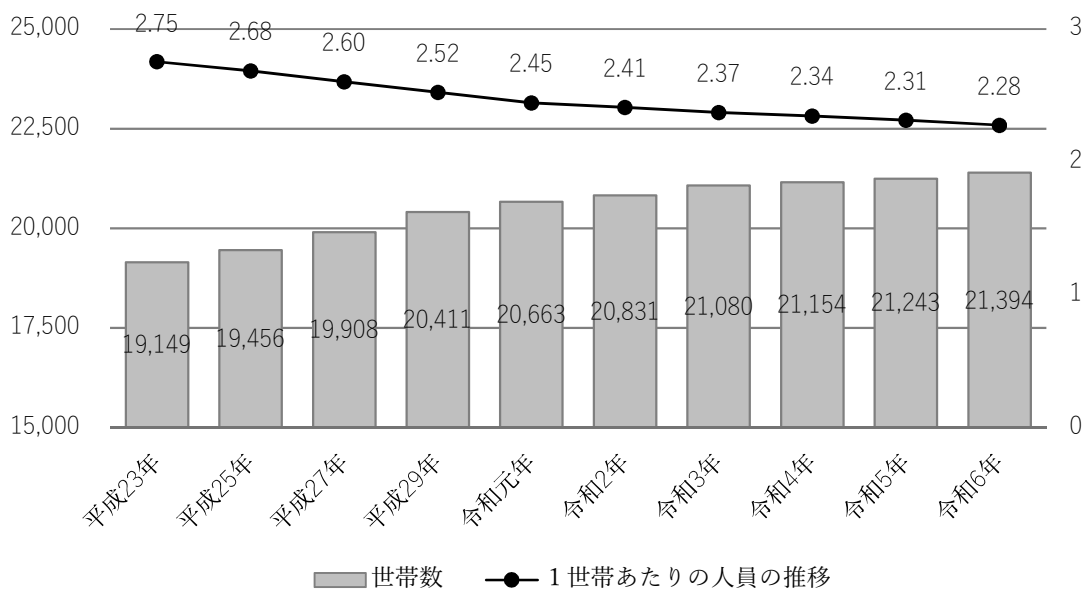
(3) 世帯数の推移

本市の世帯数をみると、令和6年3月31日現在21,394世帯となっています。

平成23年からの推移をみると世帯数は増加傾向で、2,245世帯の増加となっています。

また、世帯数は増加しているものの、総人口が減少していることから、一世帯当たり人員は減少が続いています。

○世帯数と1世帯当たりの人員の推移(世帯・人)



資料：住民基本台帳、外国人を含む（各年4月1日、令和3年～6年は3月31日）

本市の世帯別の状況では、一般世帯数は増加しており、令和２年では19,394世帯となっています。世帯の種類別でみると、親族世帯における核家族世帯の割合は増加しており、核家族化が進行していることが伺えます。

○世帯別の状況

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	16,357	17,453	18,301	18,820	19,394
親族世帯数	13,712	14,177	14,276	14,080	13,792
核家族	10,245	10,877	11,355	11,650	11,828
親族世帯に占める割合	74.70%	76.70%	79.50%	82.70%	85.76%
その他の親族世帯数	3,467	3,300	2,921	2,430	1,964
親族世帯に占める割合	25.30%	25.30%	25.30%	25.30%	14.24%
非親族世帯数	58	95	159	172	169
単独世帯数	2,587	3,181	3,863	4,528	5,368
（再掲）母子世帯数	241	299	306	291	287
親族世帯に占める割合	1.80%	2.10%	2.10%	2.10%	2.08%
（再掲）父子世帯数	29	38	43	40	51
親族世帯に占める割合	0.20%	0.30%	0.30%	0.30%	0.37%

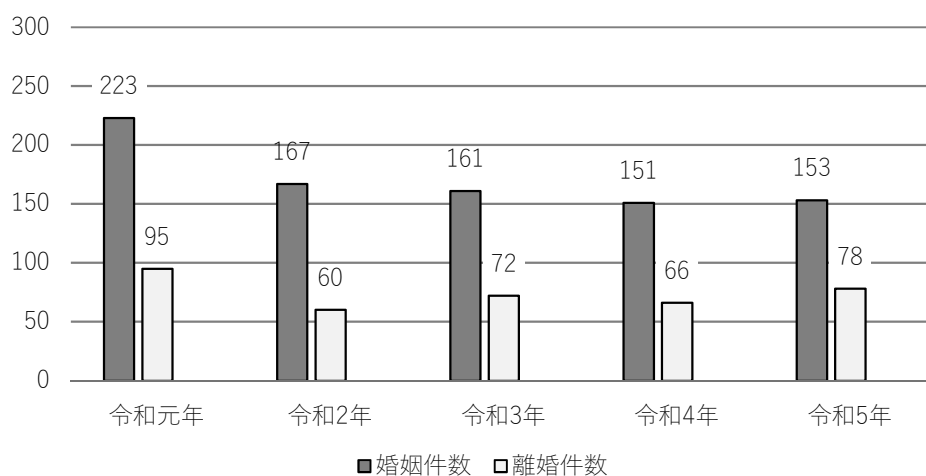
資料：国勢調査(H22 年については、一般世帯合計に誤差あり)

2. 婚姻及び出産等の動向

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

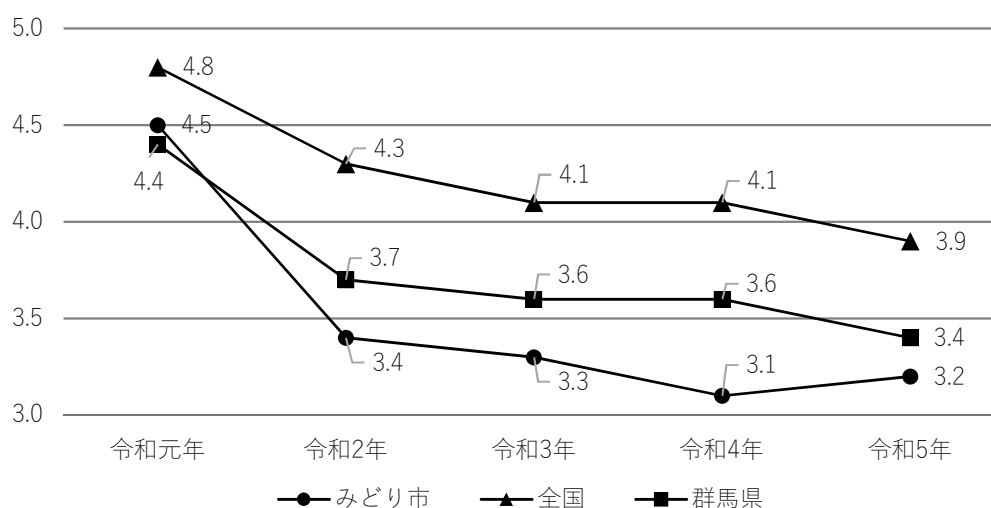
本市の婚姻件数は、令和元年から令和2年にかけて56件減少し、その後はやや減少する状態が続いており、令和5年は153件となっています。離婚件数は、令和元年から令和2年にかけて35件減少していますが、その後は増減を繰り返しており、令和5年では78件となっています。

○婚姻件数・離婚件数の推移（件）



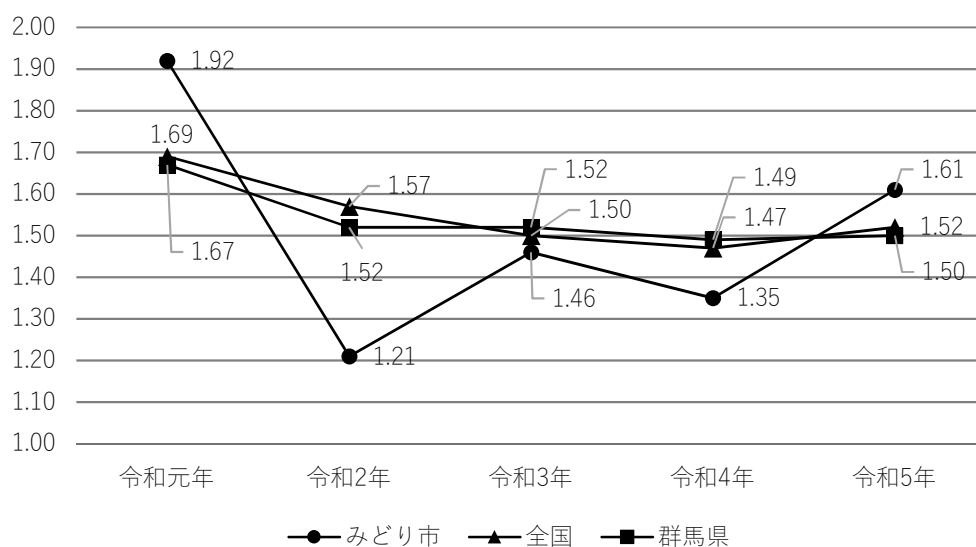
資料：群馬県人口動態統計

○婚姻率の推移(人口千対)



資料：群馬県人口動態統計

○離婚率の推移（人口千対）



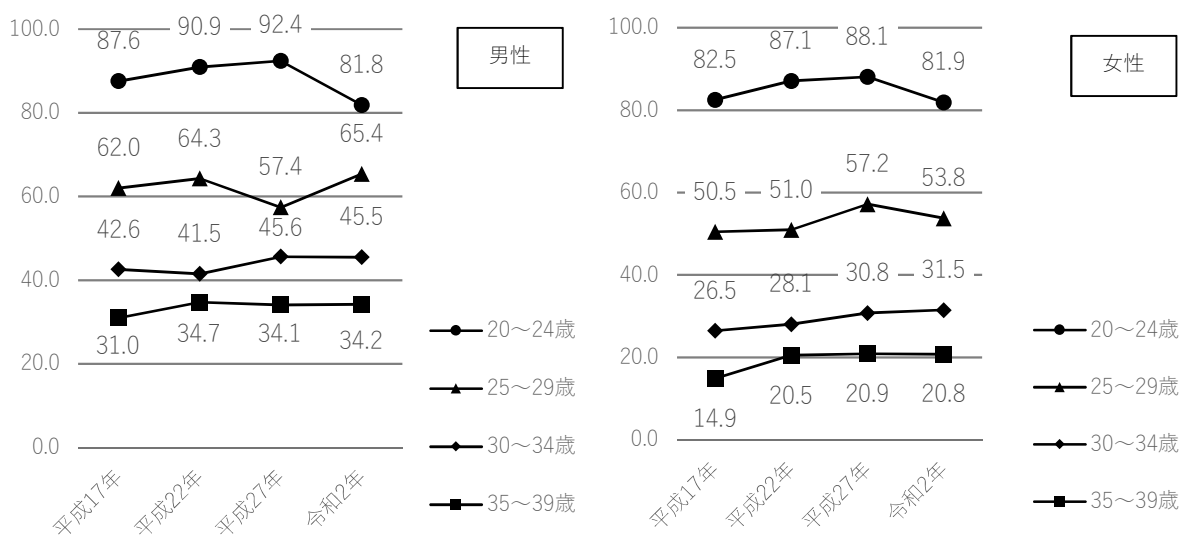
資料：群馬県人口動態統計

(2) 未婚率の推移

本市の未婚率では、平成 27 年まで男女ともにいずれの年齢層ともに上昇傾向にありましたが、令和 2 年では、一部の年齢において未婚率が減少し、そのほかの年齢では横ばいの状態となっています。

特に「20～24 歳」の男女、「25～29 歳」の女性の未婚率の減少が顕著となっています。

○未婚率の推移（％）

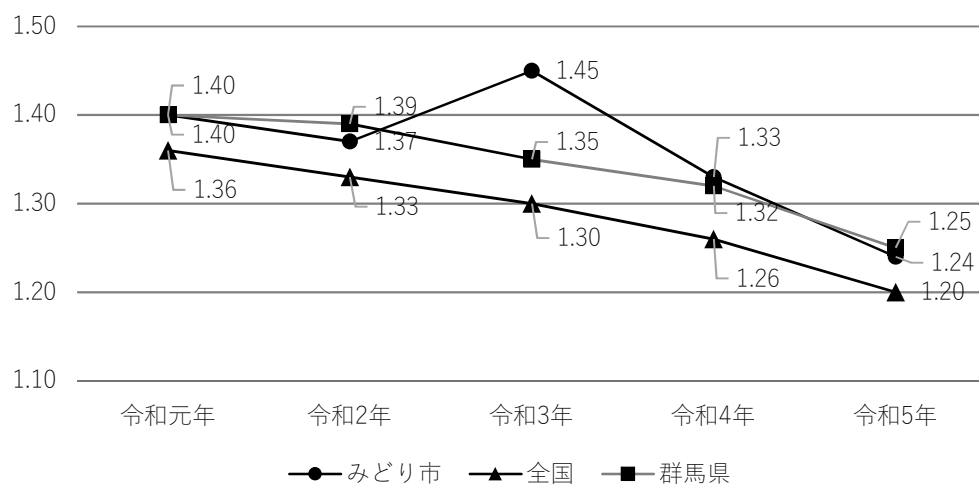


資料：国勢調査

(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国の数値と比べて若干高い傾向に推移しており、令和5年は、全国1.20、群馬県1.25に対して、本市は1.24となっています。

○合計特殊出生率の推移

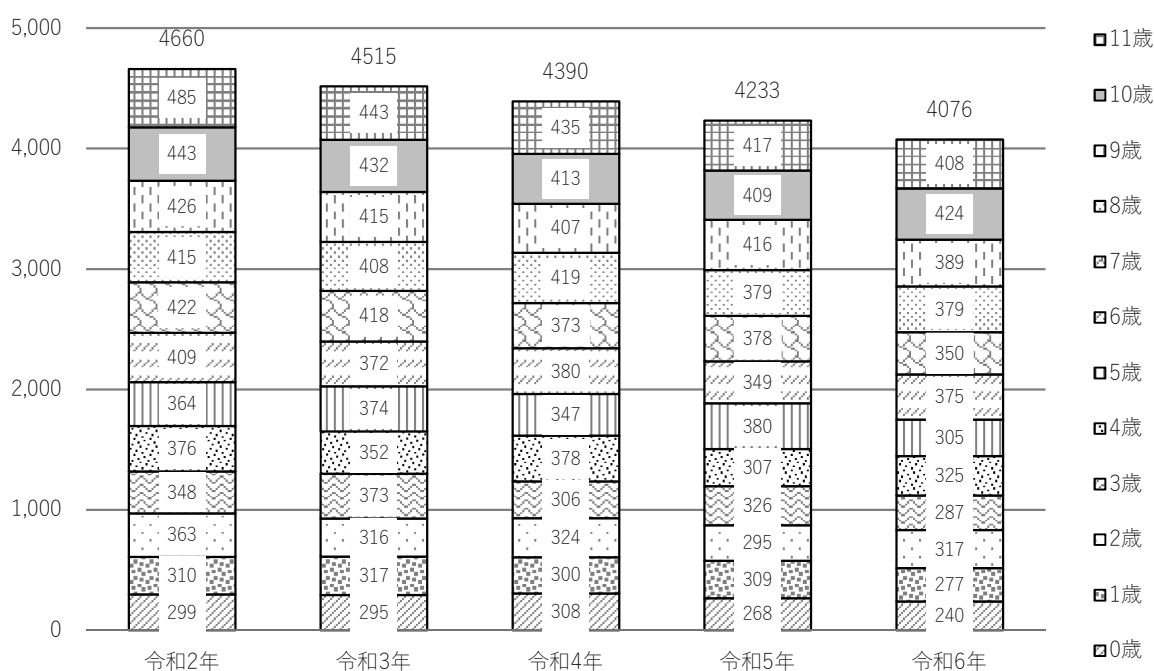


資料：群馬県人口動態統計

(4) 児童数の推移

本市の11歳までの児童数は年々減少しており、5年間で584人減少して、令和6年3月時点で4,076人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は1,751人、6～11歳の小学生児童数は2,325人となっています。

○児童数の推移(人)



資料：住民基本台帳、外国人を含む（各年4月1日、令和6年のみ3月31日）

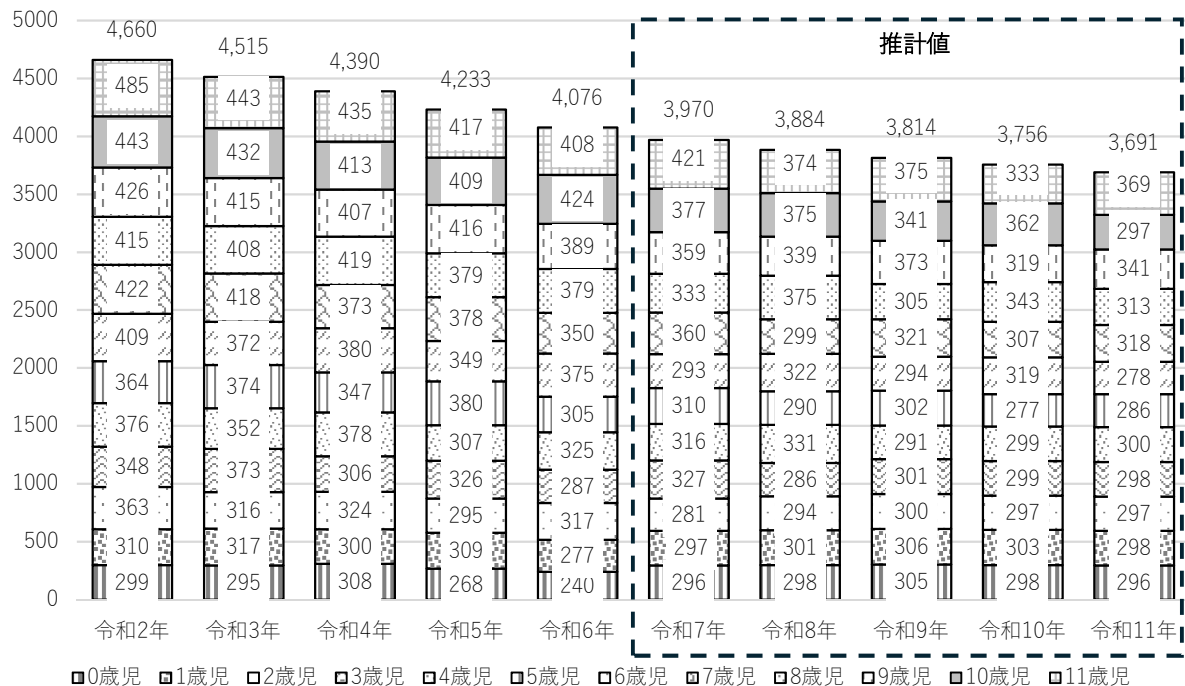
3. 人口推計

(1) 将来の児童数の推計

人口推計は、本市が策定した「みどり市人口ビジョン」をもとに、推計を行っています。

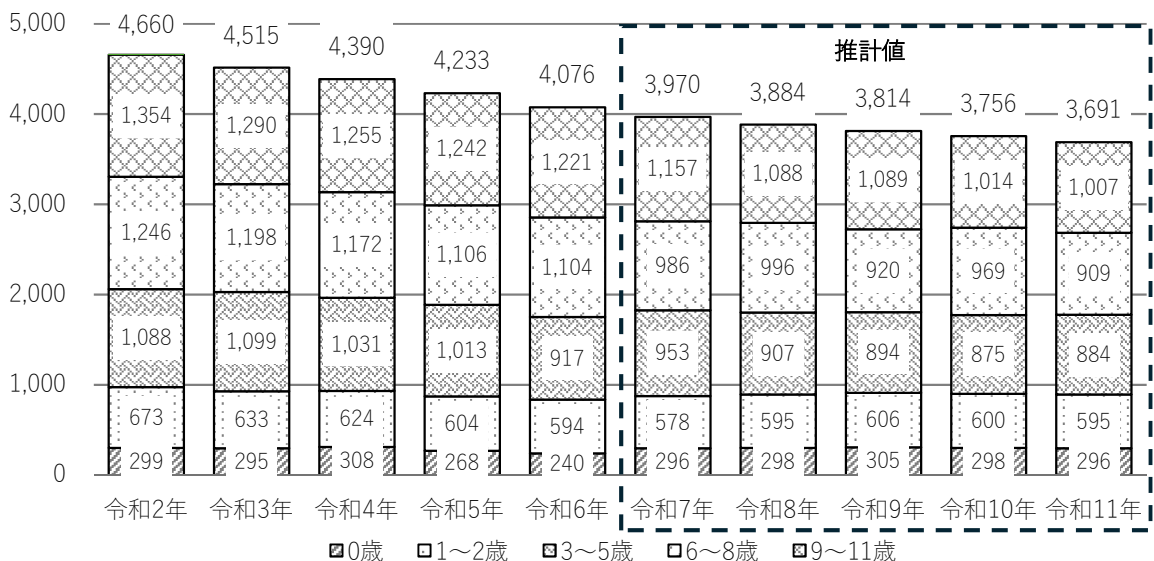
本市における 11 歳までの将来の児童数は、本計画期間である令和 7 年度から令和 11 年度までに 279 人程度減少し、令和 11 年には 3,691 人になると推計しています。

○将来の児童数の推移(人)



資料：令和 2 年～令和 6 年は住民基本台帳、令和 7 年以降はみどり市人口ビジョンに基づく集計値

○計画対象年齢別の推移(人)



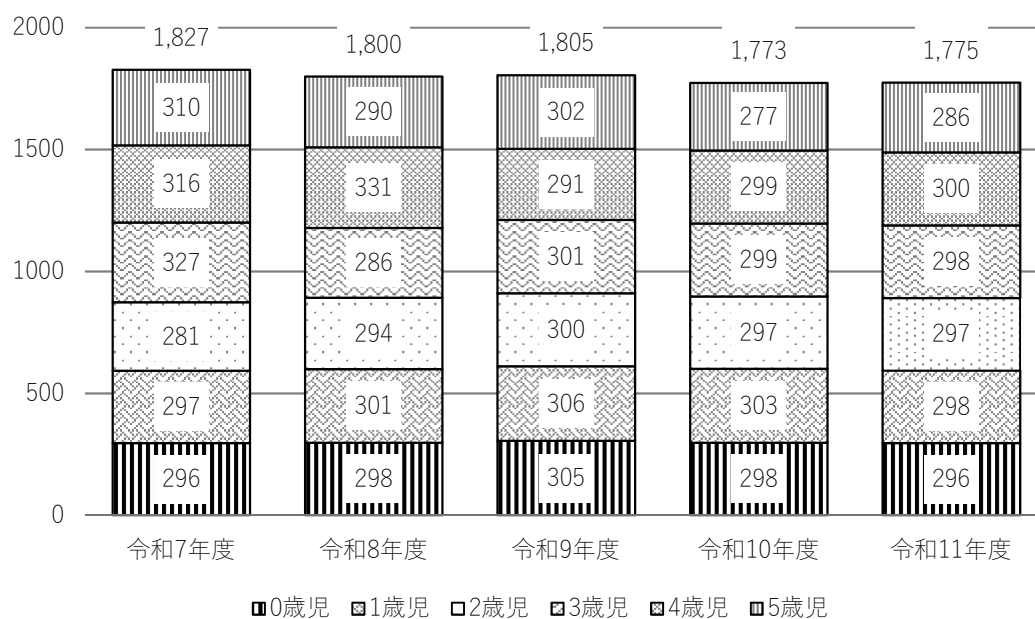
資料：令和 2 年～令和 6 年は住民基本台帳、令和 7 年以降はみどり市人口ビジョンに基づく集計値

(2) 就学前・小学生別の児童数の人口推計

将来の就学前児童数は、令和11年には1,775人になると推計しています。また、小学生児童数については、令和11年には、1,916人になると推計しています。

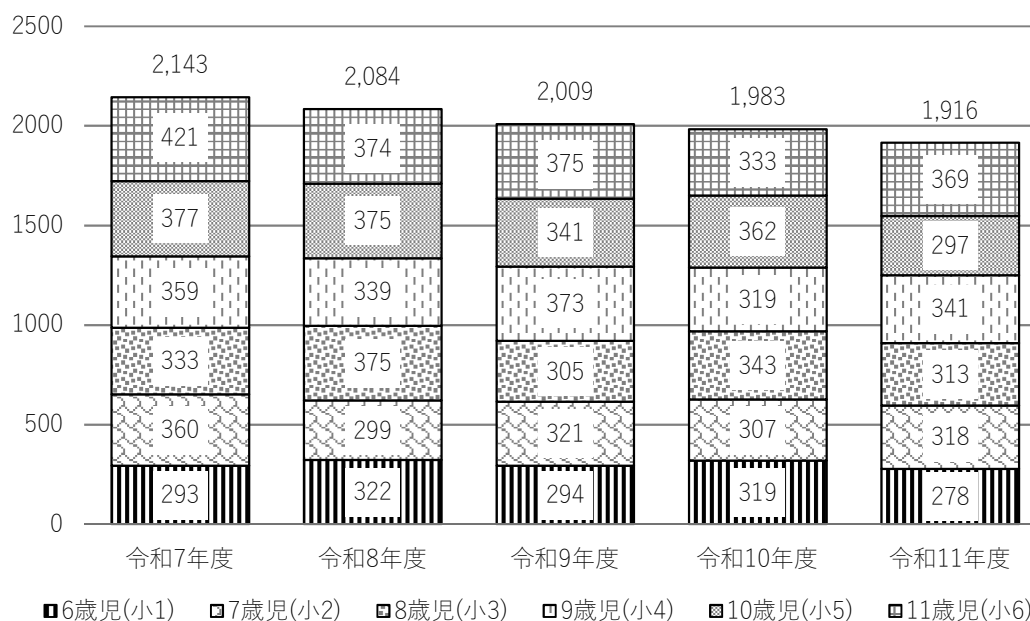
人口推計の推移をみると、児童数が減少していく状況となっています。

○就学前児童数の推移（0歳児～5歳児）（人）



資料：みどり市人口ビジョンに基づく集計値

○小学生児童数の推移（6歳児～11歳児）（人）



資料：みどり市人口ビジョンに基づく集計値

4. 就業の状況

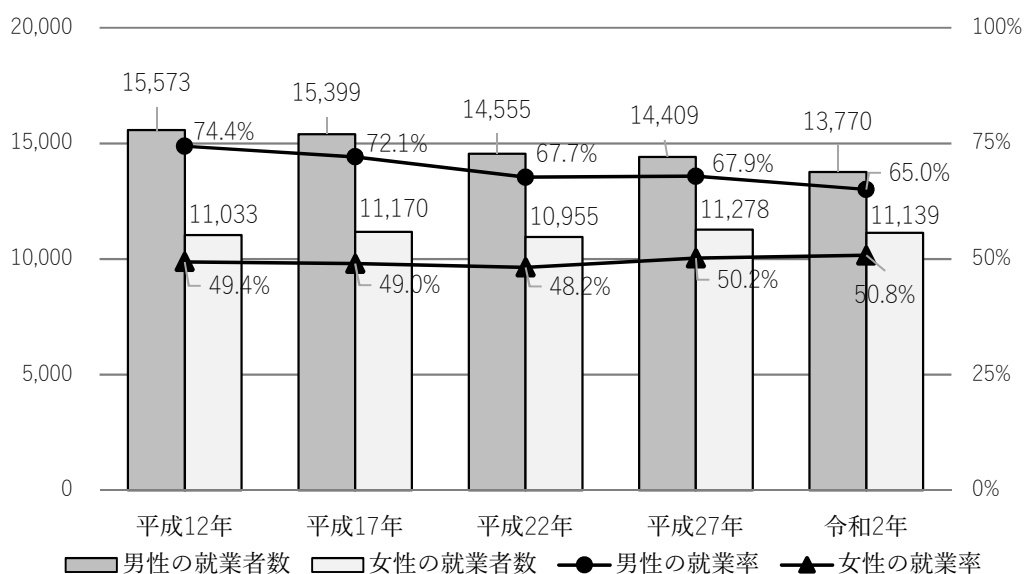
本市の就業者及び就業率の推移は、男性はともに微減していますが、女性は、ほぼ横ばいの状況となっています。

また、男性の労働力率では、25歳～59歳は9割以上を保っています。女性では平成27年、令和2年ともに30歳代前半で減少し、その後緩やかに上昇しています。40歳を超えると労働力率※が再び高くなる「M字曲線」を示していることから、30歳代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が高いものと考えられます。

また、令和2年の女性の年齢別の労働力率※は、全体的に微増していることがわかります。

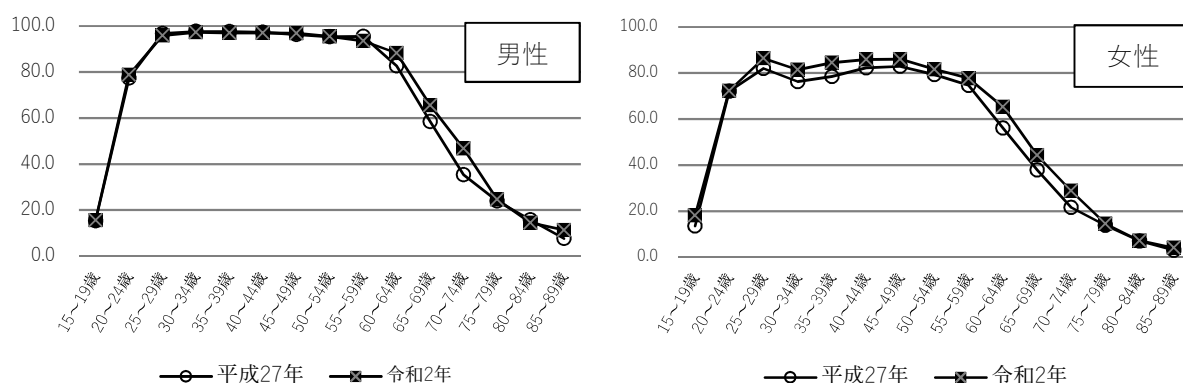
※労働力率：15歳以上の人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合をいう。

○就業者数、就業率の推移（％）



資料：国勢調査

○年齢別の労働力率の推移（％）



資料：国勢調査

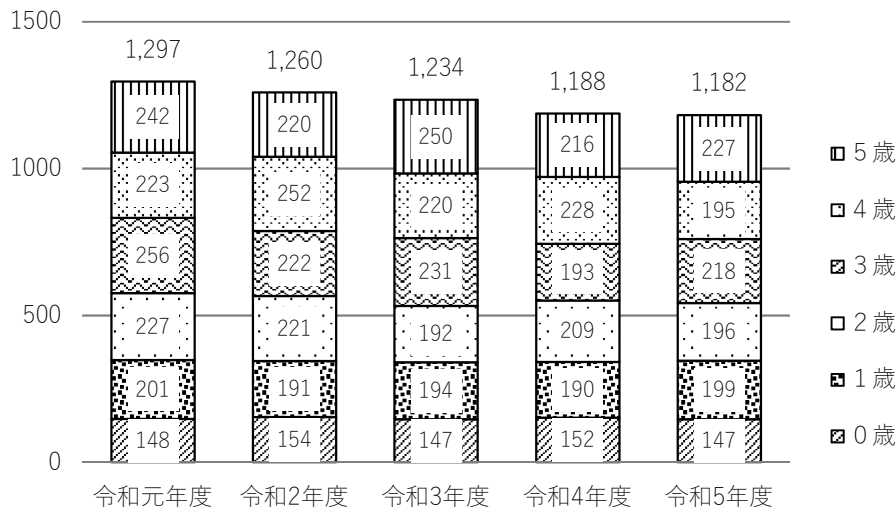
5. 子育て支援の状況

(1) 認可保育所・認定こども園(保育認定子ども)入所児童数の推移

本市における令和6年3月現在の認可保育所数は9か所、認定こども園は2か所で、計11か所となっています。

本市の認可保育所・認定こども園の入所児童数（保育認定子ども）をみると、令和6年3月末現在で1,182人となっています。

○認可保育所・認定こども園(保育認定子ども)入所児童数の推移（人）※管内受託含む



資料：こども課(各年3月31日)

○認可保育所・認定こども園(保育認定子ども)年度別入所状況（人）※管内受託含む

	園数	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
令和元年度	11	1,320	148	201	227	256	223	242	1,297	98.26 %
令和2年度	11	1,310	154	191	221	222	252	220	1,260	96.18 %
令和3年度	11	1,310	147	194	192	231	220	250	1,234	94.20 %
令和4年度	11	1,300	152	190	209	193	228	216	1,188	91.38 %
令和5年度	11	1,300	147	199	196	218	195	227	1,182	90.92 %

※認定こども園：保育所(保育部分)と幼稚園(教育部分)の機能や特徴を合わせ持つ施設。

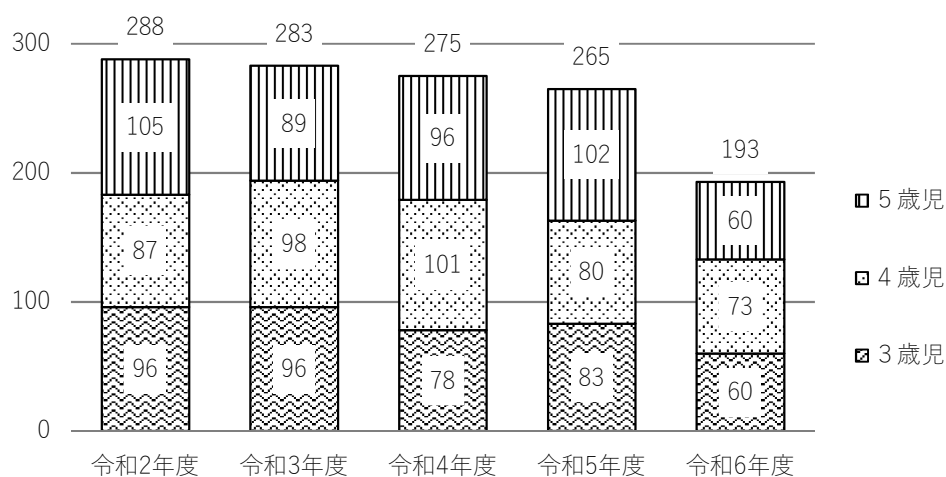
対象年齢は、保育部分が0歳児から5歳児まで、教育部分が満3歳から5歳児まで。

(2) 幼稚園就園児童数・認定こども園(教育認定子ども)の推移

本市における幼稚園数は、令和6年5月現在、2か所となっています。

また、本市の幼稚園就園児童数は、令和6年5月現在193人となっています。

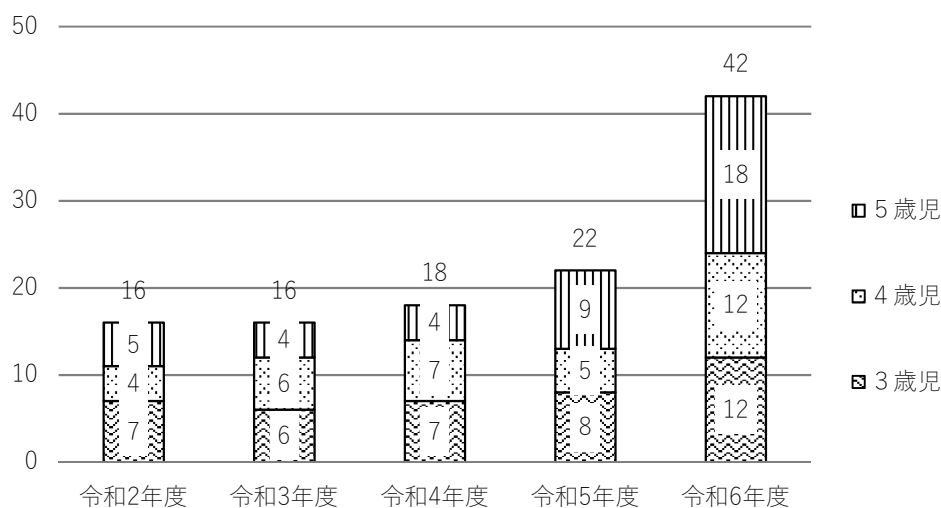
○幼稚園就園児童数の推移（人） ※管内受託を含む



資料：学校教育課（各年資料：5月1日）

本市における認定こども園は、令和6年5月現在、3か所となっています。

○認定こども園(教育認定子ども) 児童数の推移（人） ※管内受託を含む



資料：こども課（各年資料：5月1日）

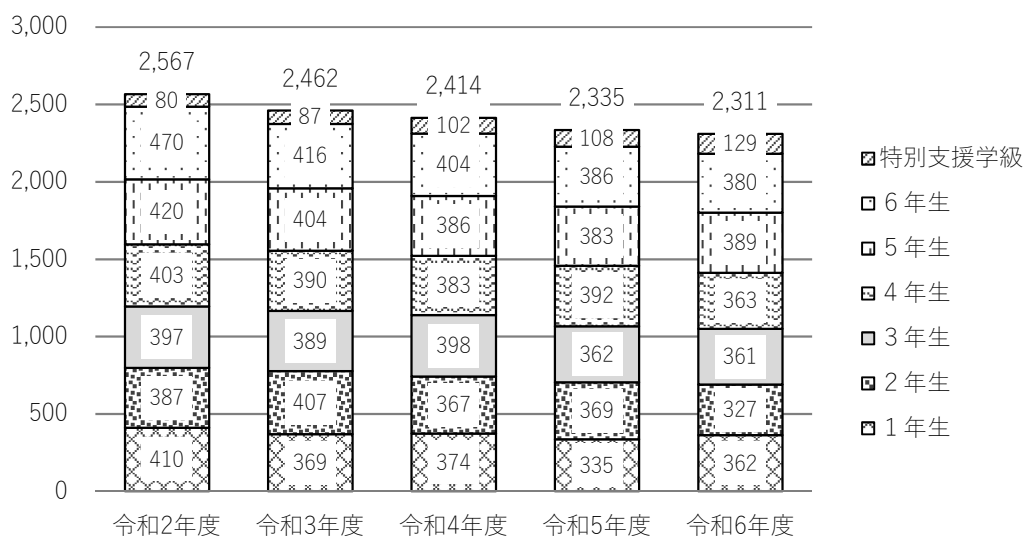
なお、令和5年度末に幼稚園の廃止や認定こども園の新設があったことに伴い、令和5年度から令和6年度にかけて、幼稚園の児童数の減少、認定こども園の児童数の増加が大きくなっています。

(3) 小学生児童数の推移

本市における小学校数は、令和 6 年 5 月現在 8 校となっています。

また、本市の小学生児童数をみると、年々減少しており、令和 6 年 5 月現在で 2,311 人となっています。

○小学生児童数の推移（人）

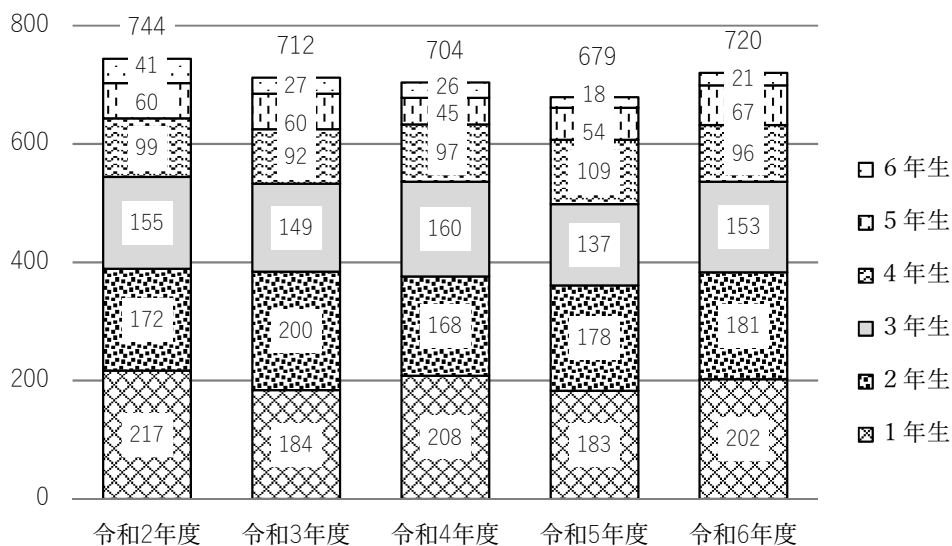


資料：学校教育課（各年 5 月 1 日）

(4) 放課後児童クラブ利用児童数の推移

本市における放課後児童クラブ数は、令和 6 年 5 月現在、20 クラブ（12 カ所）となっています。また、利用児童数は、令和 6 年 5 月現在で 720 人となっています。令和 2 年の 744 人から減少傾向にありましたが、令和 6 年度では、前年度よりも 41 人増加しました。

○放課後児童クラブ利用児童数の状況（人）



○放課後児童クラブ利用児童数の状況（人）

	児童 クラブ数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和2年度	18	217	172	155	99	60	41	744
令和3年度	18	184	200	149	92	60	27	712
令和4年度	19	208	168	160	97	45	26	704
令和5年度	19	183	178	137	109	54	18	679
令和6年度	20	202	181	153	96	67	21	720

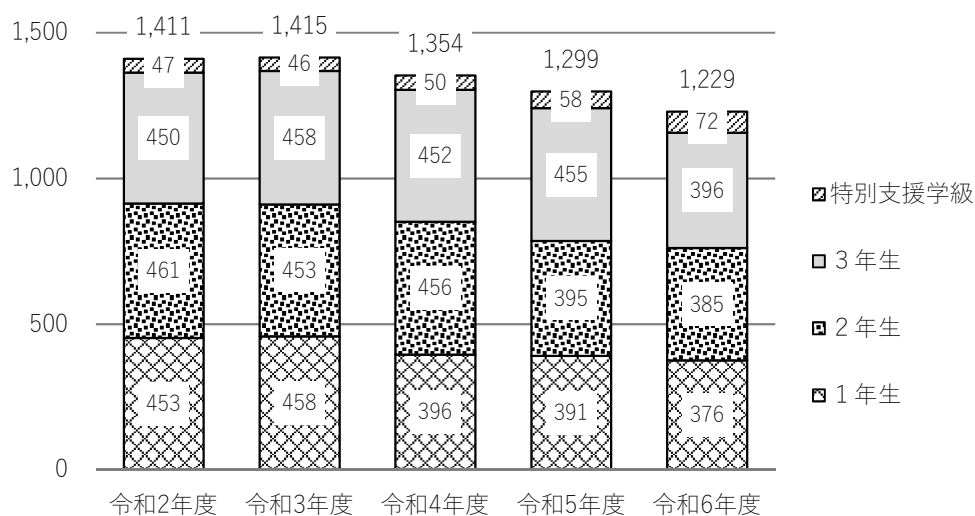
資料：こども課（各年5月1日）

（5）中学生生徒数の推移

本市における中学校数は、令和6年5月現在、5校となっています。

また、本市の中学生生徒数は、令和4年度から減少し始め、令和6年度で1,229人となっています。

○中学生生徒数の推移（人）



資料：学校教育課（各年5月1日）

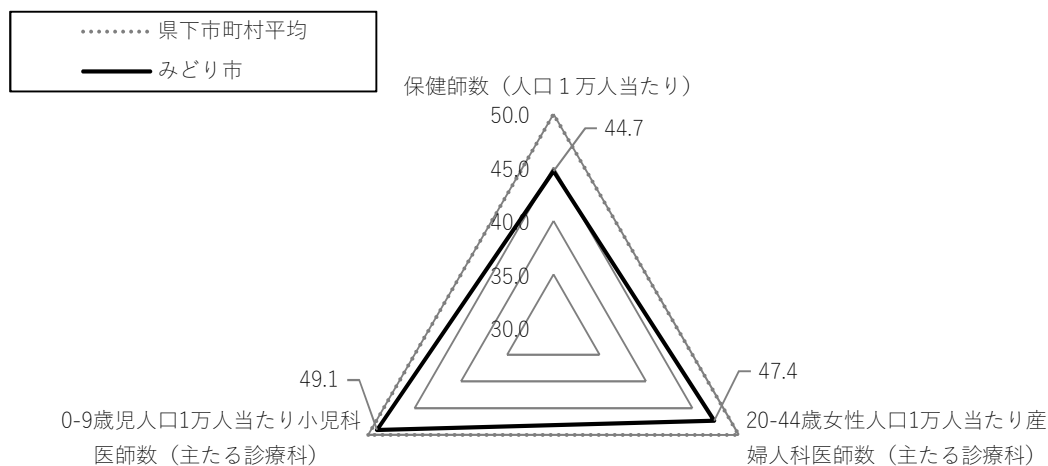
（6）地域評価指標の分析

みどり市の子育て環境の特徴をより多面的に把握するため、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現事務局作成の「地域アプローチ」による少子化対策の検討の手引きをもとに、地域評価指標による分析を行いました。

子育て支援サービスでは、「0-17歳人口1万人あたり障害児入所施設、児童発達支援センターの施設数」の項目の偏差値が県内平均と比較してかなり高くなっていますが、これは、みどり市には該当の施設が2施設ある一方、県内の多くの市町村には該当の施設がないことが要因となっています。

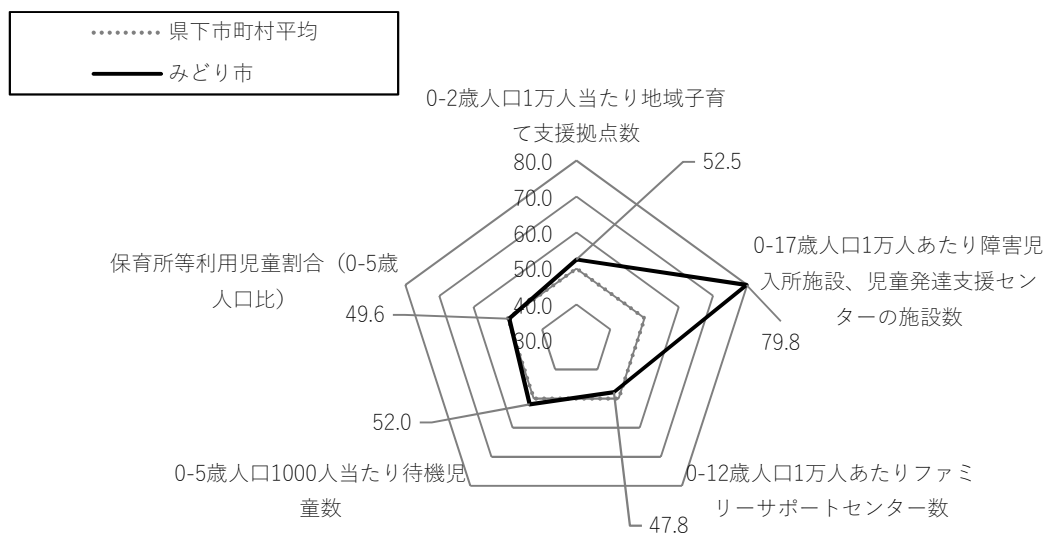
経済・雇用では、「男女別正規雇用者比率（男性）」、「男女別正規雇用者比率（女性）」の2項目について偏差値が高い状況にあります。また、「昼夜間人口比」の偏差値が県内平均よりかなり低くなっていますが、これは、隣接する自治体に勤務先があるなどの事情で日中はみどり市外に滞在し、夜は市内の自宅に帰宅するなどしてみどり市内に滞在する人が多くいることが背景にあるためと見込まれます。

○医療・保健環境



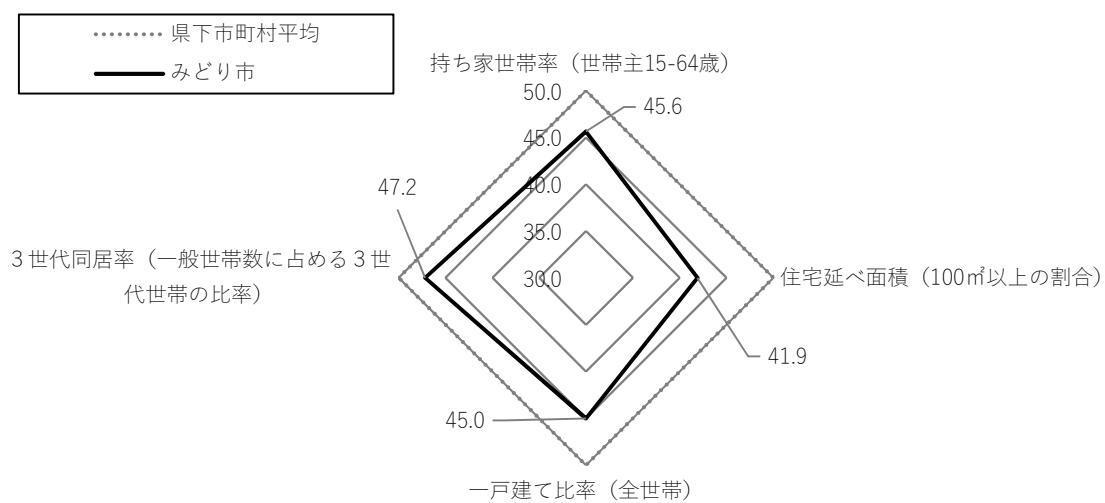
資料：厚生労働省「保健師活動領域調査」
厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

○子育て支援サービス



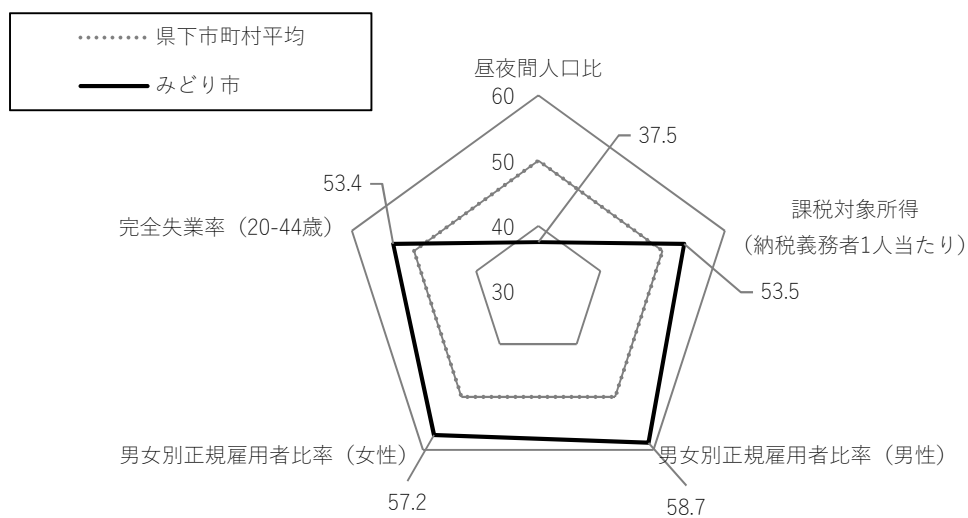
資料：地域子育て支援拠点事業実施状況（厚生労働省）
社会福祉施設等調査（厚生労働省）
保育所関連状況取りまとめ（厚生労働省）
群馬県ウェブサイト等

○家族・住生活



資料：国勢調査

○経済・雇用



資料：国勢調査

市町村課税状況等の調（総務省）

6. ニーズ調査の状況

本計画を策定するための基礎資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、みどり市住民基本台帳からの無作為抽出によりニーズ調査を実施しました。

■調査実施日：令和6年1月19日（金）～令和6年2月22日（木）

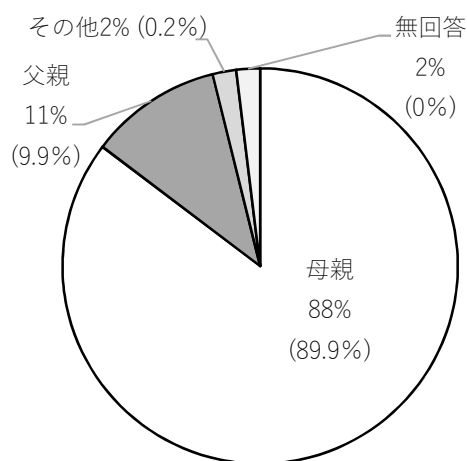
	対象者	配布数	回収数	回収率(%)
1	就学前児童保護者	1,000人	402件	40.2%
2	小学生保護者	1,000人	429件	42.9%

(1) 保護者の状況

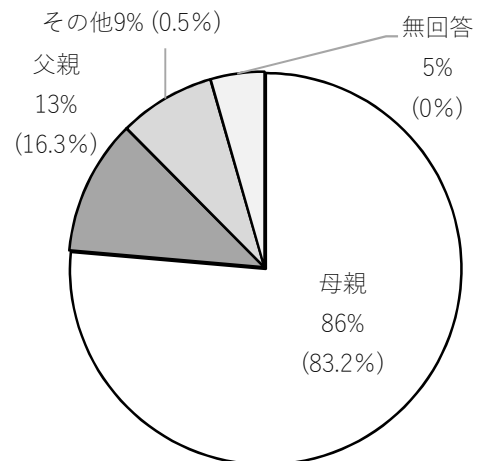
① アンケートの回答者について

就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「母親」が回答の8割以上を占めています。5年前の同様のニーズ調査結果と比べると、就学前児童保護者について、父親の占める割合が微増しました。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇



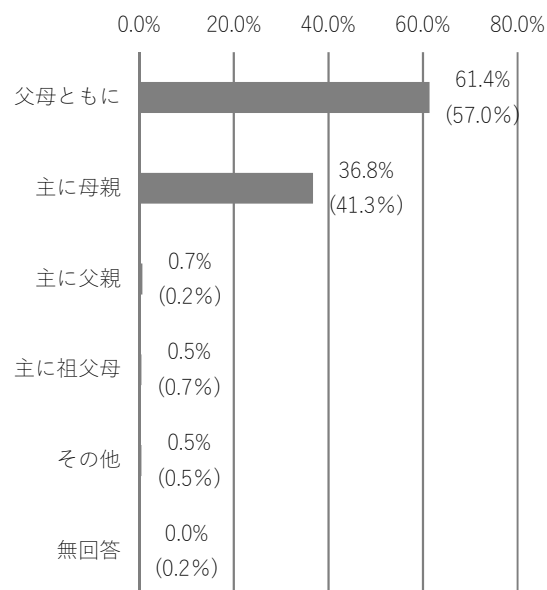
※（ ）内は、前回のニーズ調査結果の数値を表しています。

② 主に子育て（教育を含む）を行っている人

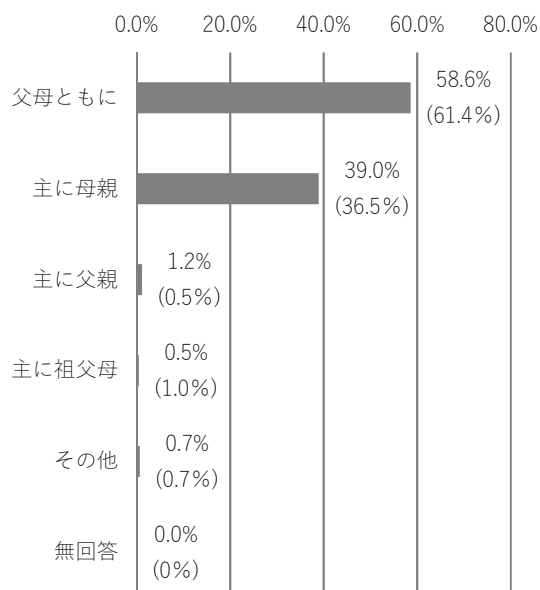
就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「父母ともに」が6割程度、「主に母親」が4割程度を占めています。

5年前の同様のニーズ調査結果と比べると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「父母ともに」が微増し、「主に母親」が微減または同じとなっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇

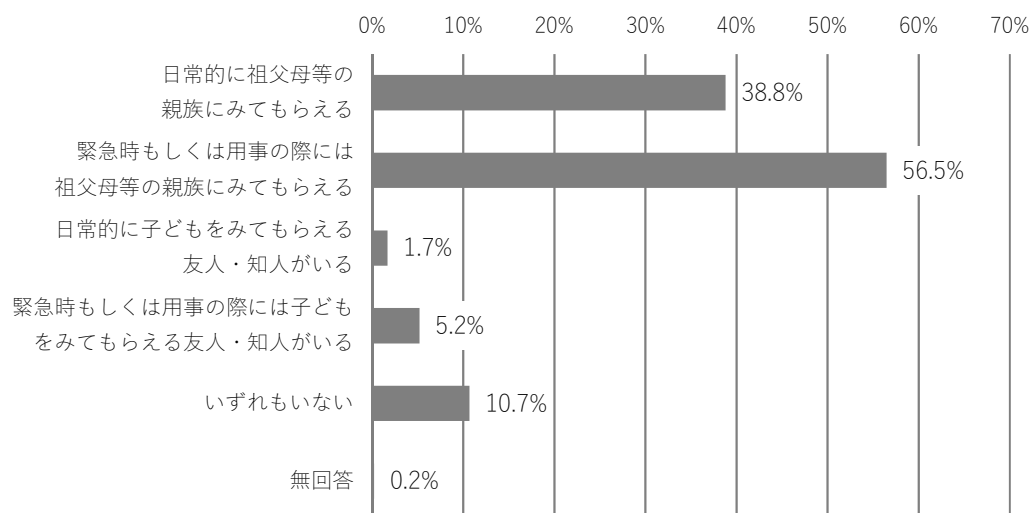


※（ ）内は、前回のニーズ調査結果の数値を表しています。

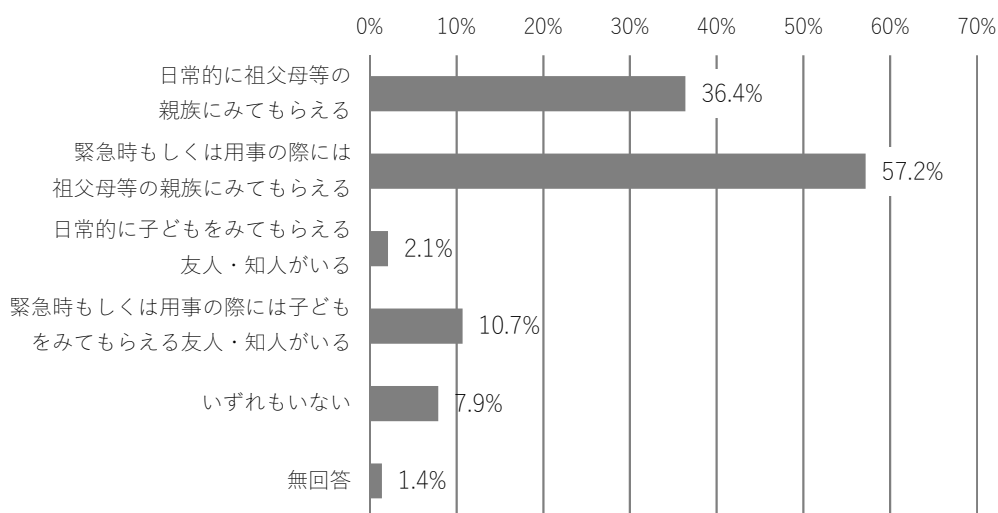
③ 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の状況

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇

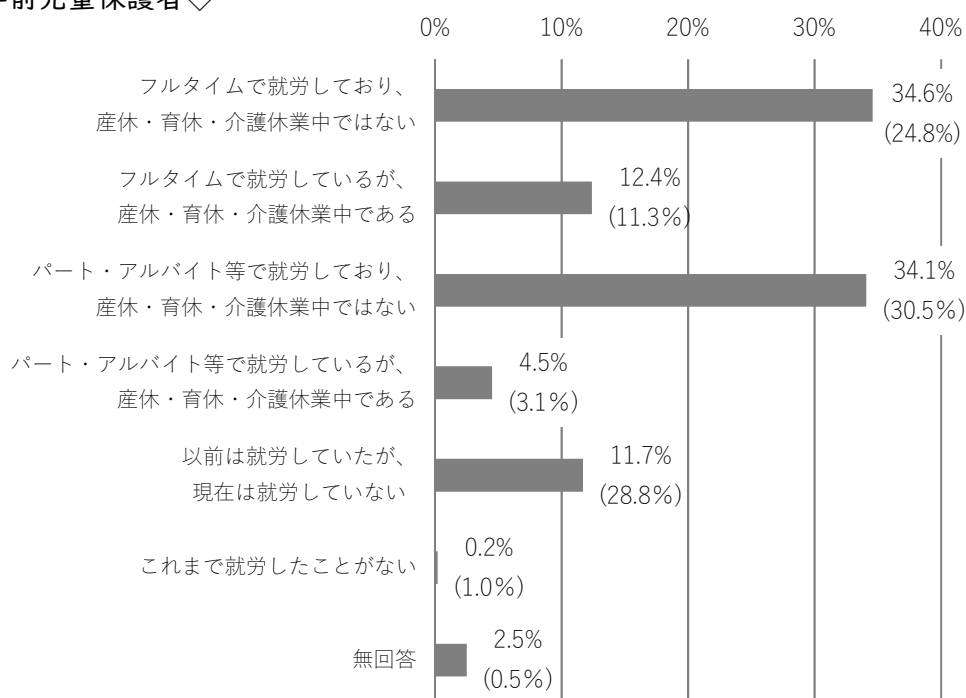


④ 保護者の就労状況について

母親の就労状況については、就学前児童保護者では、「フルタイムで勤務しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」となっています。5年前の同様のニーズ調査結果と比較すると、1番目と2番目に割合の多い順番が逆転しました。

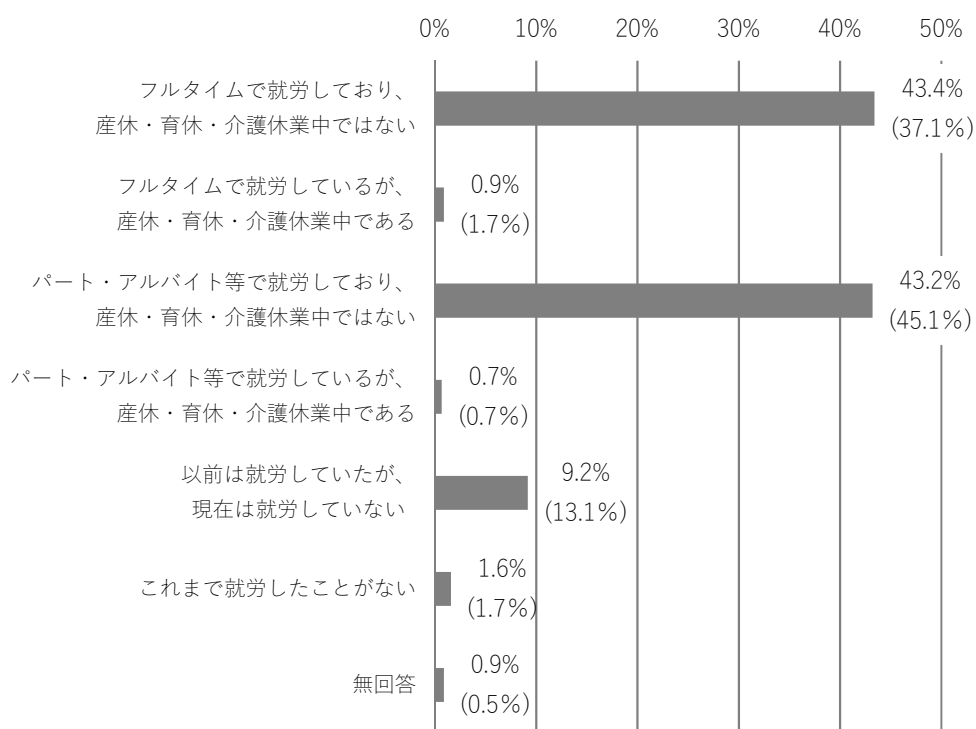
5年前の同様のニーズ調査結果と比べると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、フルタイムで就労している割合が増加しています。

◇就学前児童保護者◇



※（ ）内は、前回のニーズ調査結果の数値を表しています。

◇小学生保護者◇



※（ ）内は、前回のニーズ調査結果の数値を表しています。

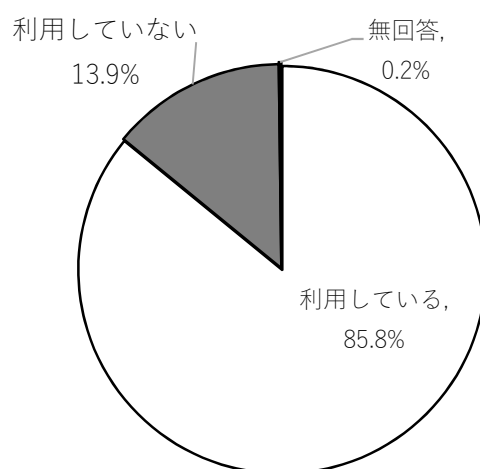
(2) 平日の定期的な教育・保育事業について

「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所、認定こども園などです。

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

「利用している」が85.8%、「利用していない」が13.9%となっています。

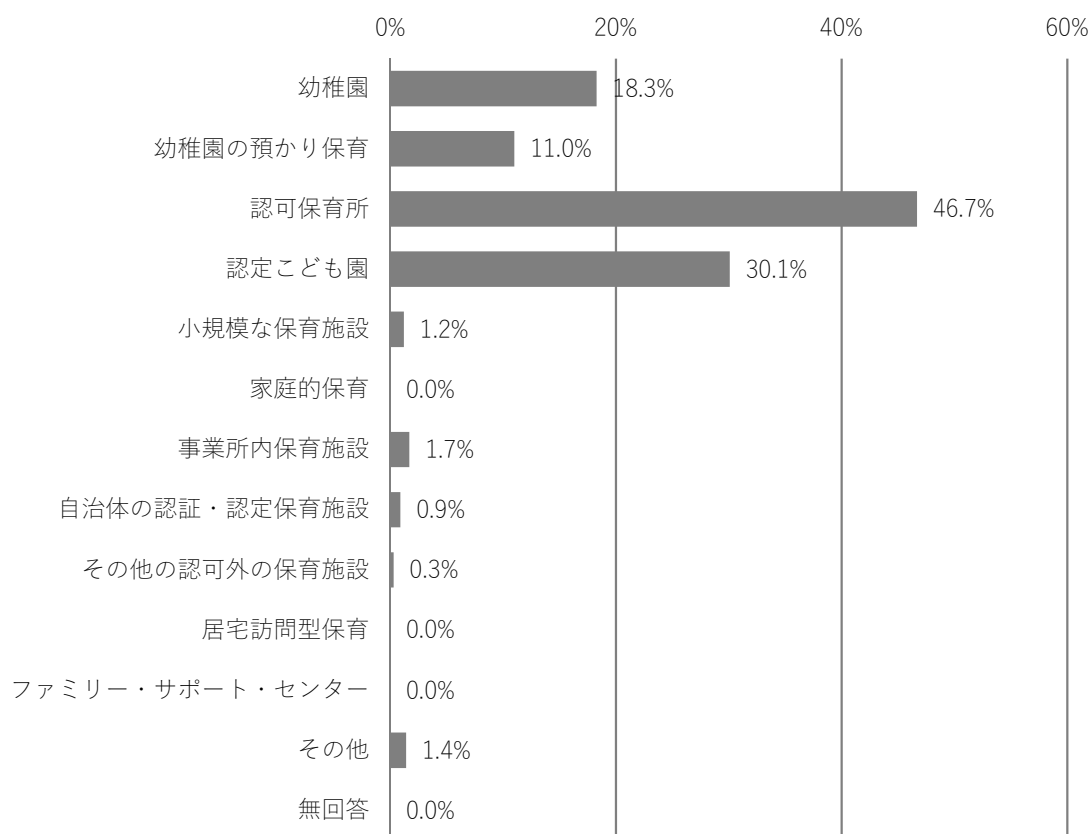
◇就学前児童保護者◇



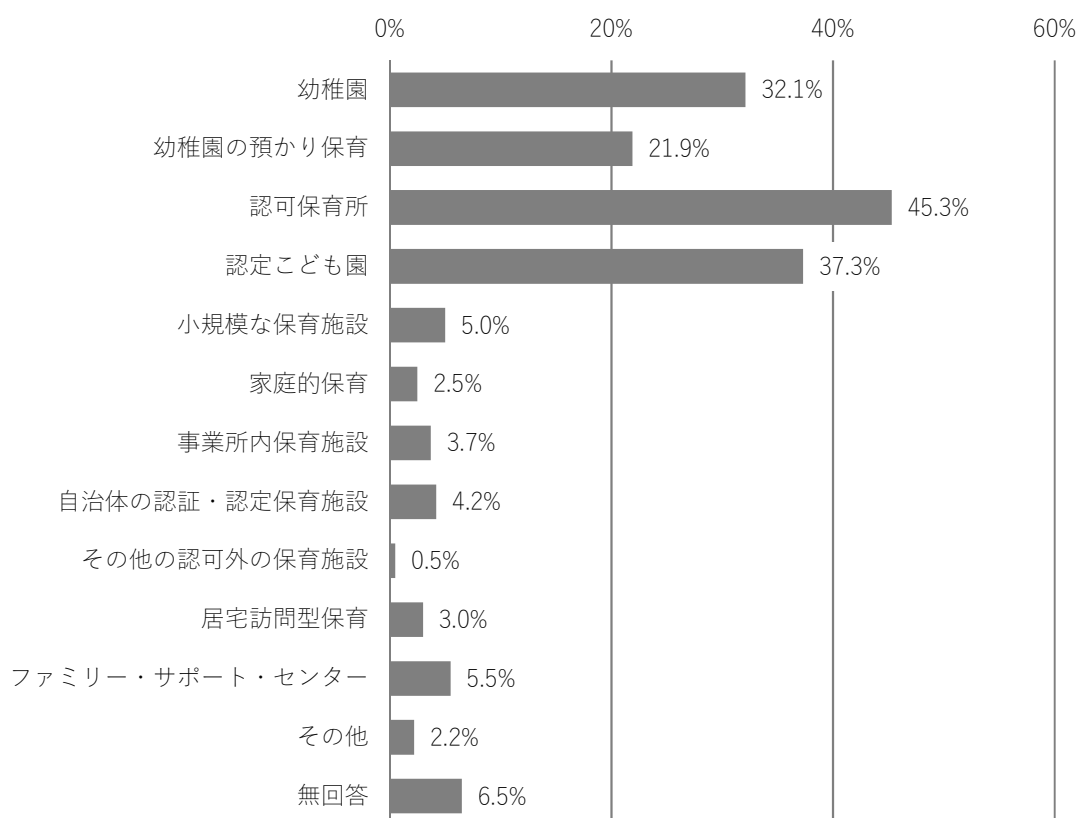
② 現在利用している平日の定期的な教育・保育事業と今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業

現在の利用状況と今後の希望ともに「認可保育所」が最も多く、次いで「認定こども園」、「幼稚園」となっており、概ね現状の利用状況と希望が一致する傾向となっています。

◇就学前児童保護者 利用状況◇



◇就学前児童保護者 今後の利用意向◇

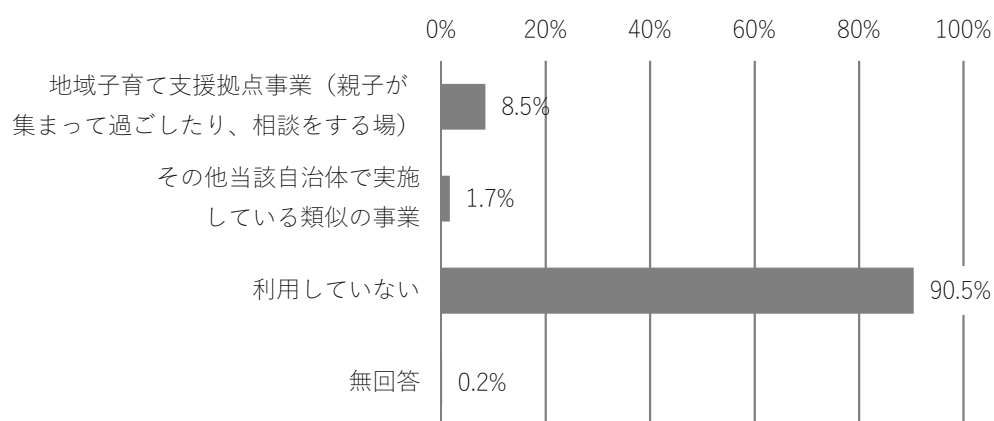


(3) 子育て支援拠点事業や市の子育て支援事業について

① 地域の子育て支援事業の利用状況

「地域子育て支援拠点事業」（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「つどいの広場」「子育て支援センター」等と呼ばれています）の利用は 8.5% となっています。また、90.5%が「利用していない」と回答しています。

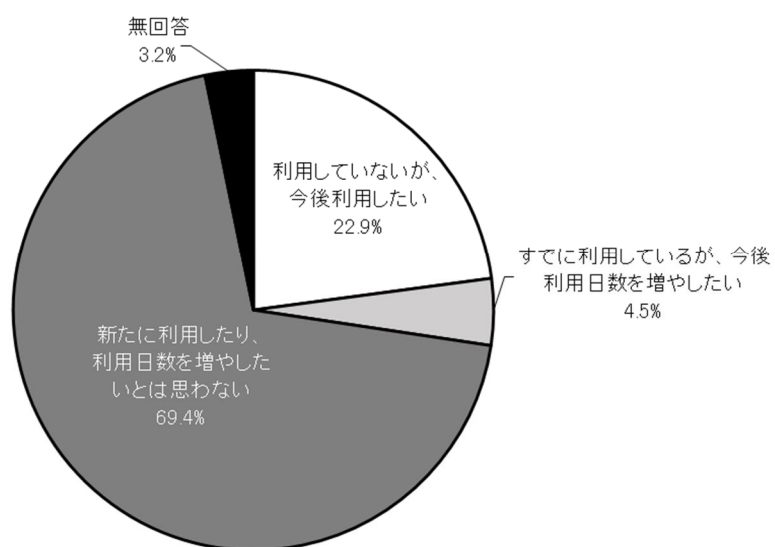
◇就学前児童保護者◇



①-1 地域の子育て支援事業の今後の利用希望

事業の利用に一定の利用者負担が発生する場合があることを前提とした今後の利用希望として、「利用していないが、今後利用したい」が22.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が4.5%となっており、利用希望についてはおよそ3割の回答があります。また、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が69.4%となっています。

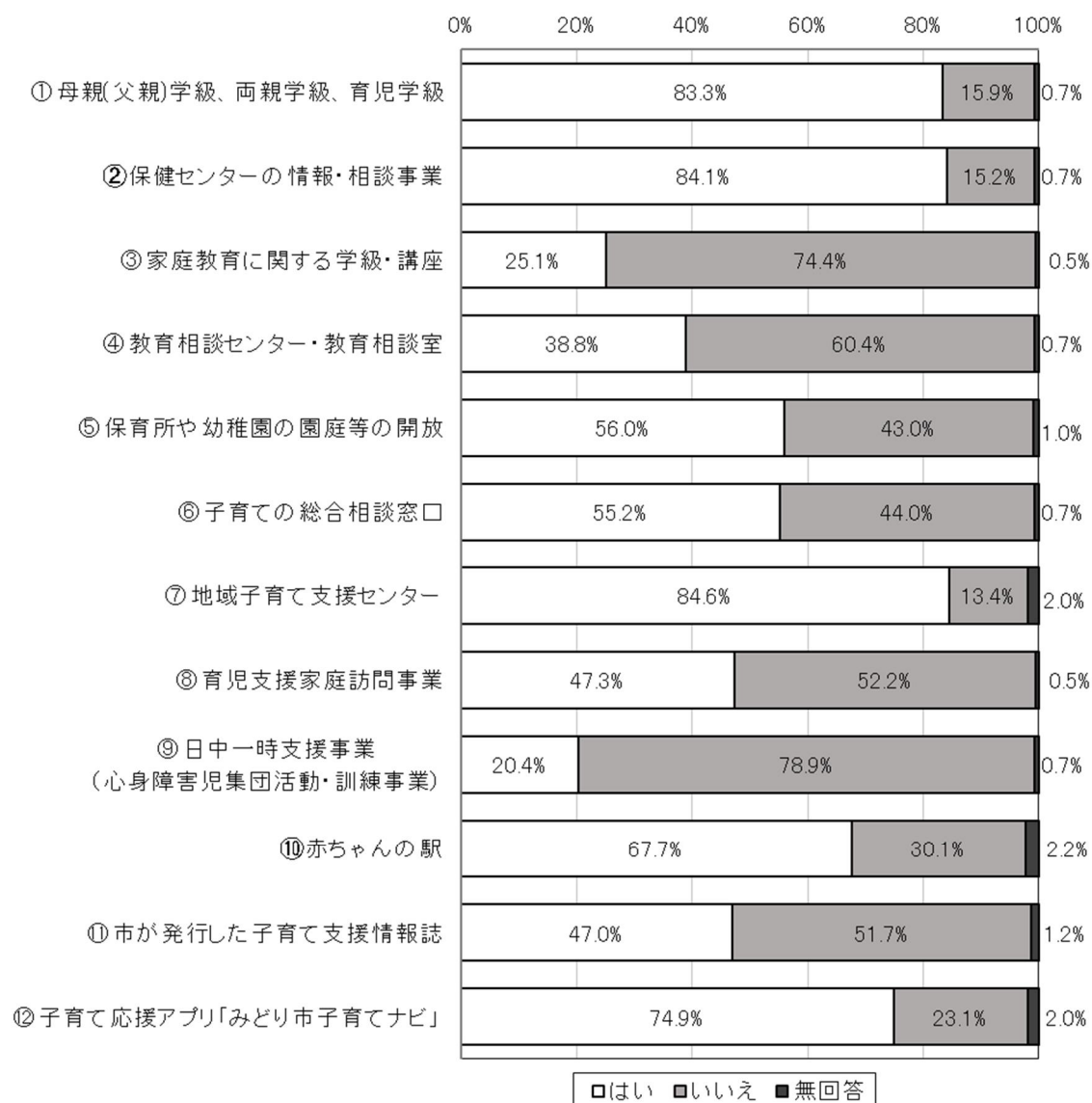
◇就学前児童保護者◇



①-2 子育て支援事業の認知度

「⑦地域子育て支援センター」が84.6%と最も多く、次いで「②保健センターの情報・相談事業」が84.1%、「①母親(父親)学級、両親学級、育児学級」が83.3%となっています。

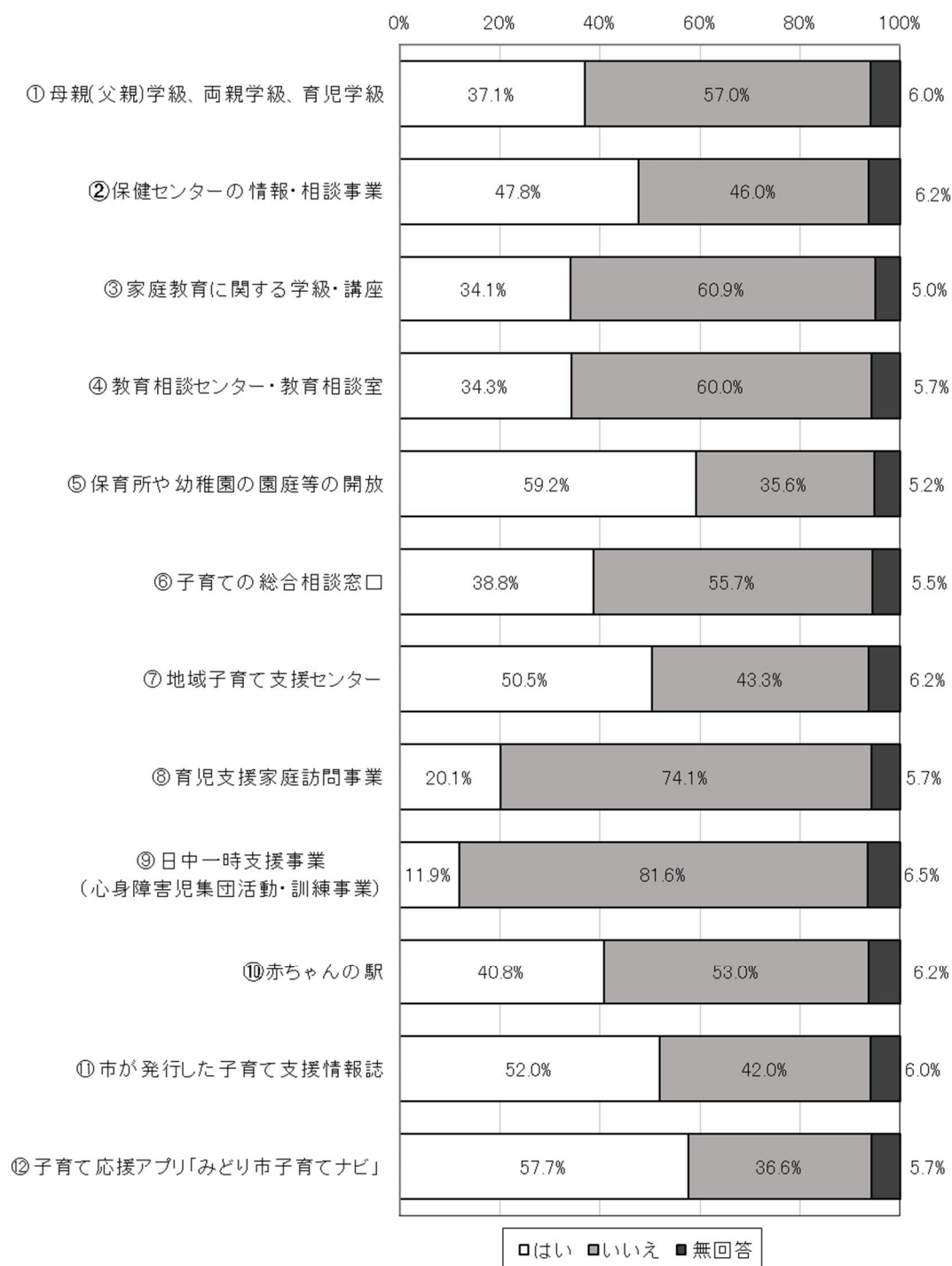
◇就学前児童保護者◇



② 子育て支援事業の今後の利用意向

「⑤保育所や幼稚園の園庭等の解放」、「⑫子育て応援アプリ「みどり市子育てナビ」、「⑪市が発行した子育て支援情報誌」、「⑦地域子育て支援センター」などで利用意向が50%を超えています。

◇就学前児童保護者◇



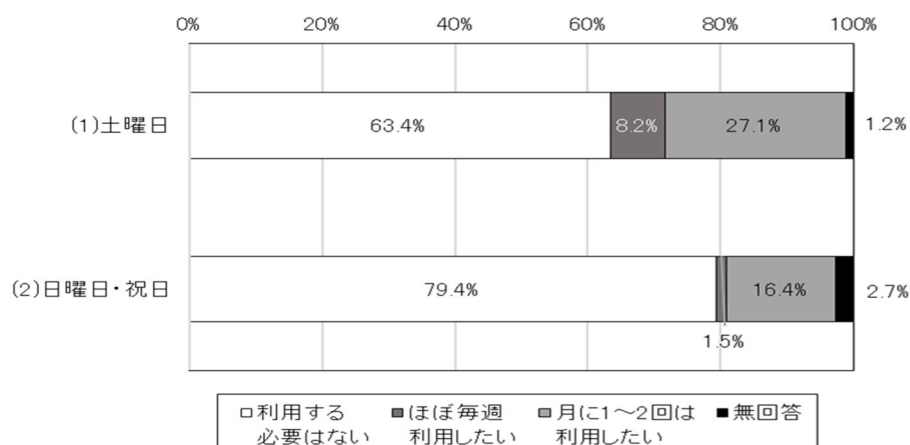
(4) 土曜・日曜日・祝日や長期休暇中の教育・保育事業の利用

① 土曜・日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望

土曜・日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」が最も多くなっています。

また、土曜日の教育・保育事業の利用希望では、「毎週」、「月に1～2回」が約4割、日曜日・祝日では、約2割となっています。

◇就学前児童保護者◇

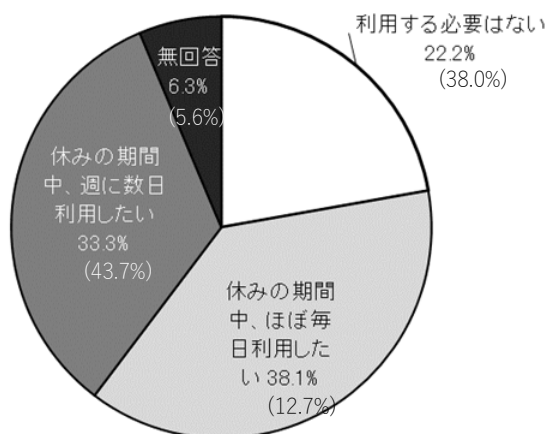


② 長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（幼稚園を利用している方）

「休みの期間中、週に数日利用したい」が33.3%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が38.1%となっており、5年前の同様のニーズ調査結果と比較すると、利用意向が増加しています。

また、「利用する必要はない」は、5年前の同様のニーズ調査結果より15.8%減少し、22.2%となっています。

◇就学前児童保護者◇



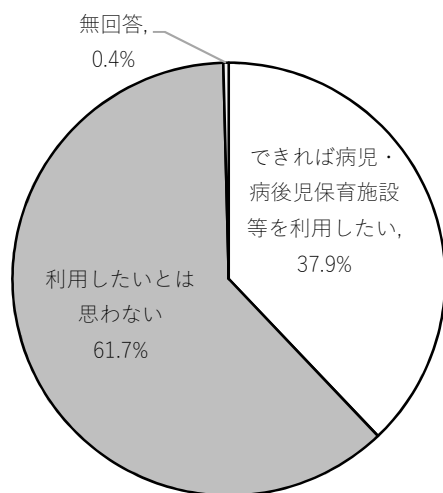
※（ ）内は、前回のニーズ調査結果の数値を表しています。

(5) 不定期の教育・保育事業の利用について

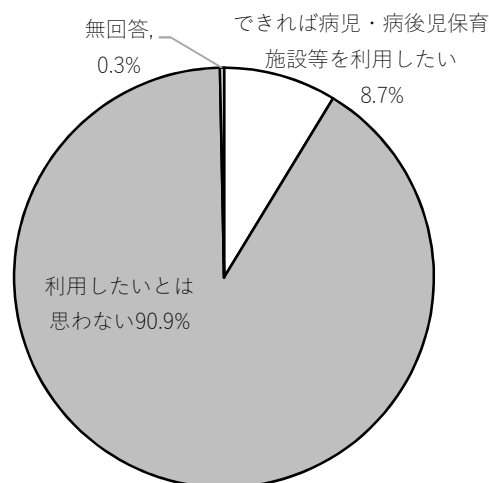
① 病児・病後児保育施設等の利用希望（「父親が休んだ」、「母親が休んだ」に該当した方）

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「利用したいとは思わない」と回答した割合は、就学前児童保護者では約 6 割、小学生保護者では約 9 割となっています。就学前児童の方が、利用希望が高くなっています。

◇就学前児童保護者◇



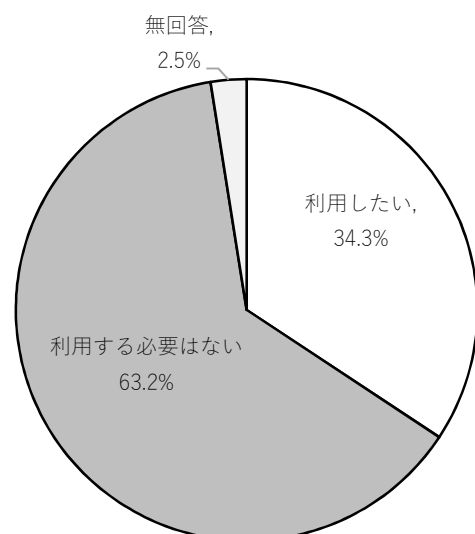
◇小学生保護者◇



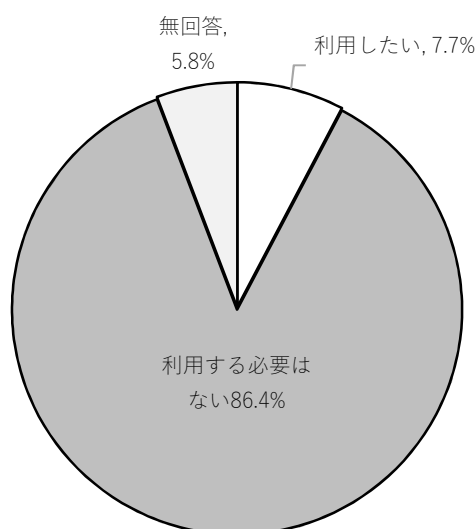
②- 1 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望

私用、親の通院、不定期な就労等で不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望は、就学前児童保護者では 34.3%、小学生保護者では 7.7%が「利用したい」と回答しています。

◇就学前児童保護者◇



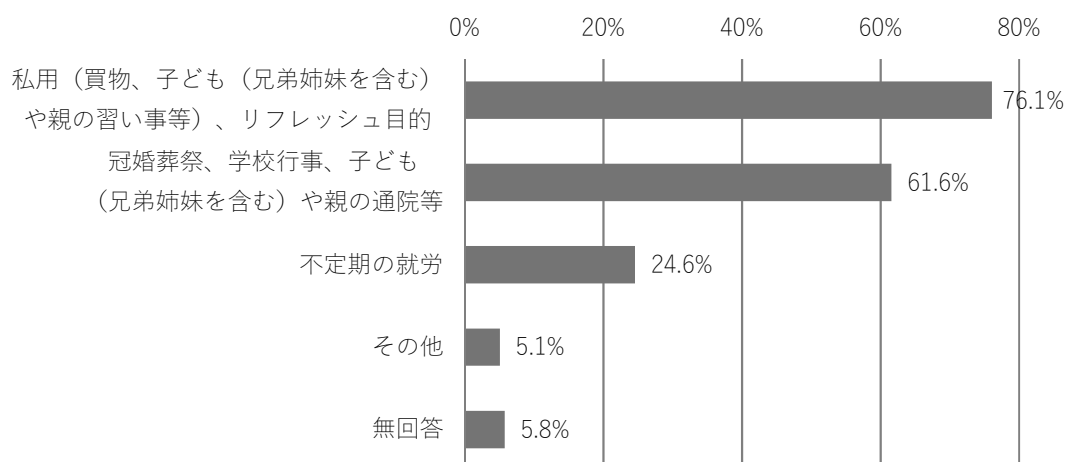
◇小学生保護者◇



②-2 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望の理由

就学前児童保護者では、「私用、リフレッシュ目的」が最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」、「不定期の就労」となっています。

◇就学前児童保護者◇



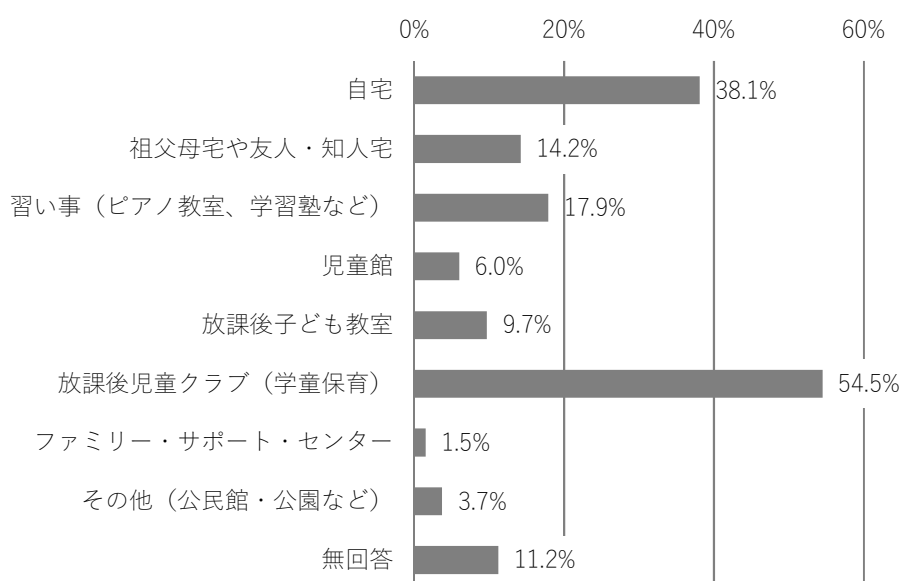
(6) 放課後の過ごし方について

① 小学校入学後の放課後の過ごし方 ※就学前児童（5歳以上）の保護者が回答

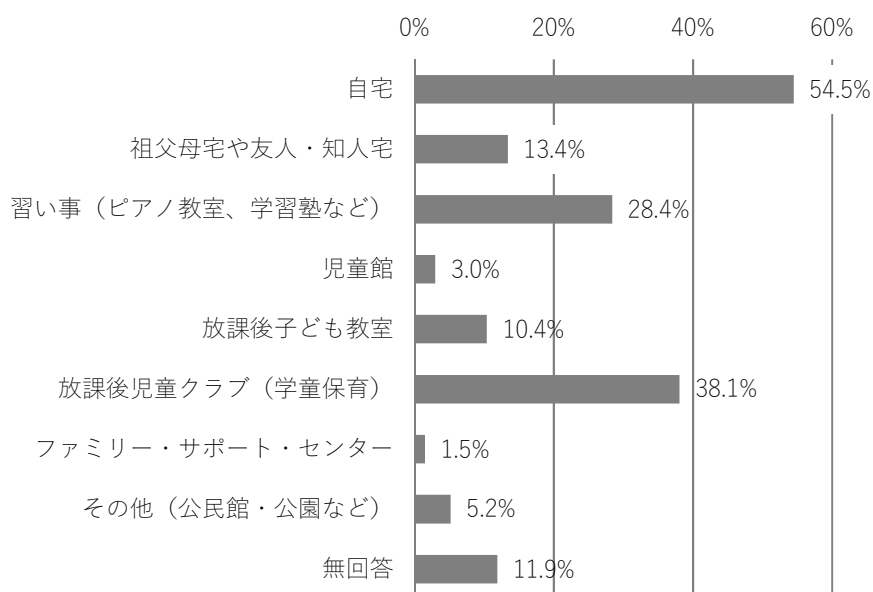
小学校入学後、希望する放課後の過ごし方については、小学1～3年生では「放課後児童クラブ」、「自宅」、「習い事」が多くなっています。

小学4～6年生では、低学年の過ごし方に比べ「自宅」、「習い事」が多くなっています。また、「放課後児童クラブ」の割合は、小学1～3年生よりも16.4%減少しています。

◇就学前児童保護者 小学生1～3年生の過ごし方◇



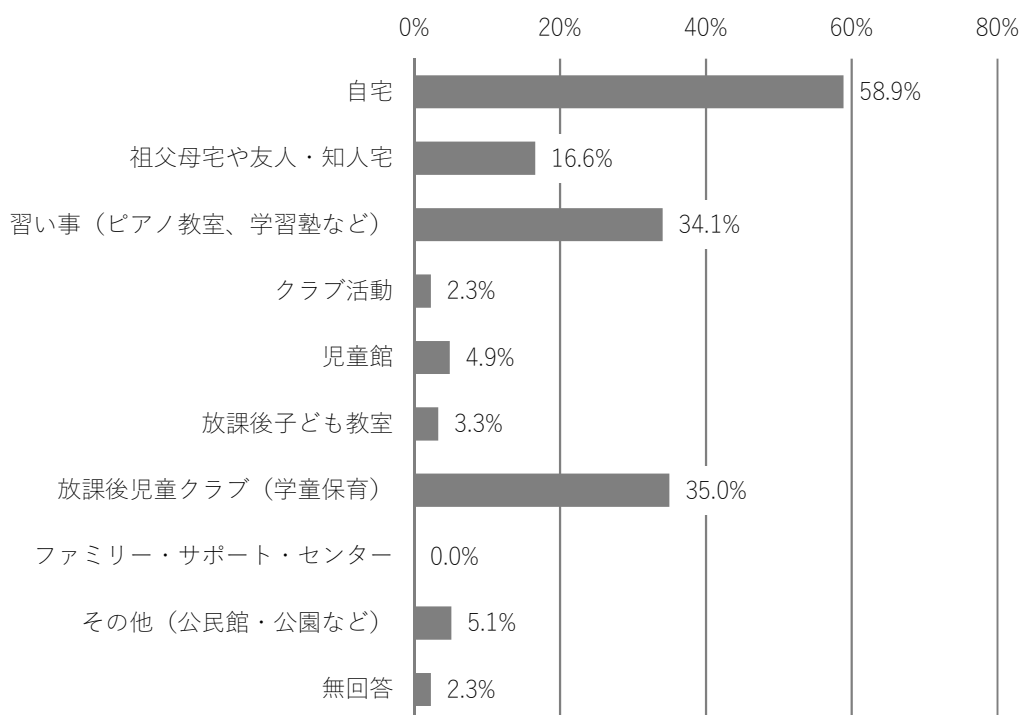
◇就学前児童保護者 小学生 4～6 年生の過ごし方◇



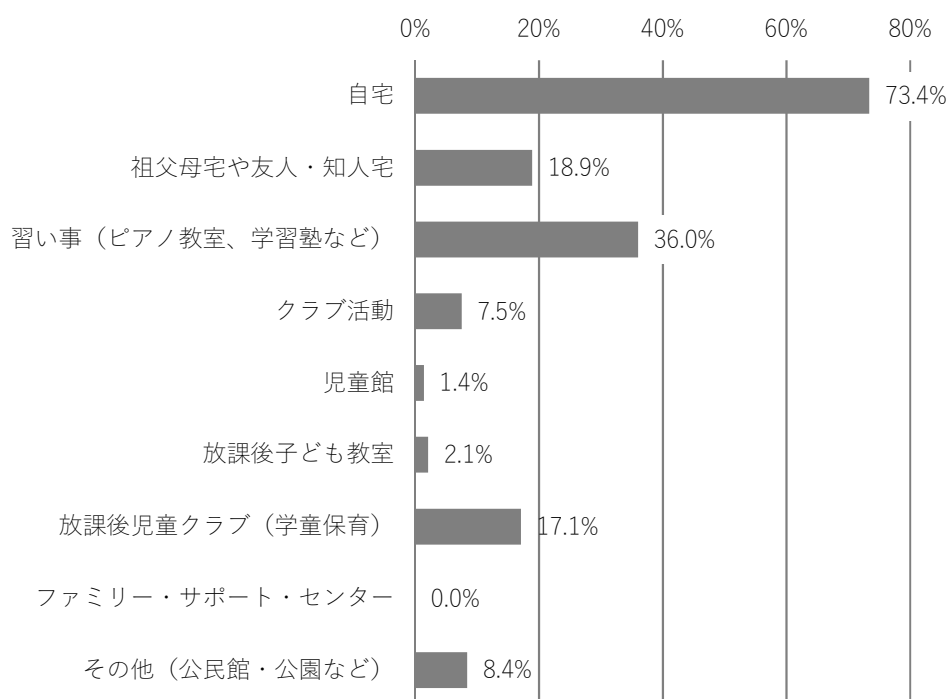
② 今後の希望する放課後の過ごし方

小学 1～3 年生の過ごし方、小学 4～6 年生の過ごし方ともに「自宅」の回答が大半を占めています。次いで、小学 1～3 年生の過ごし方は、「放課後児童クラブ」、小学 4～6 年生の過ごし方は、「習い事」となっています。また、「放課後児童クラブ」について、小学 4～6 年生は、小学 1～3 年生の約半分の割合となっています。

◇小学生保護者 1～3 年生の過ごし方◇



◇小学生保護者 4～6年生の過ごし方◇



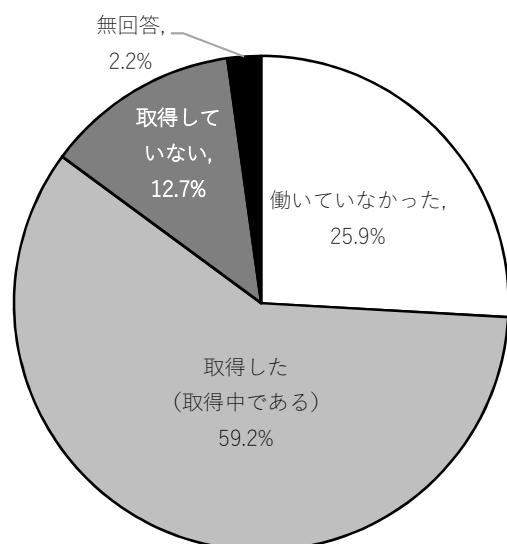
(7) 仕事と子育ての両立支援について

① 育児休業の取得状況

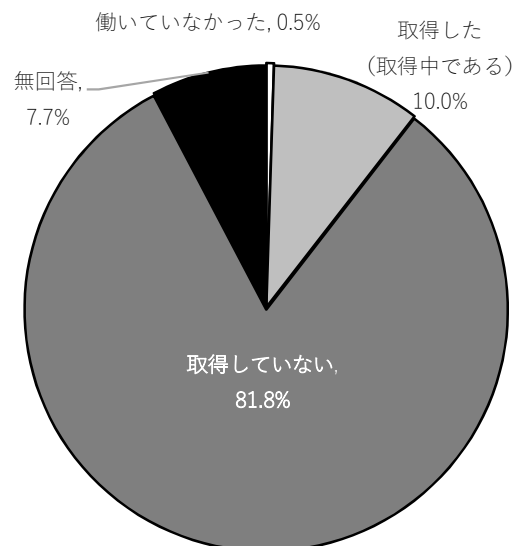
母親では、「取得した(取得中である)」が59.2%、「働いていなかった」が25.9%、「取得していない」が12.7%となっています。

父親では、「取得していない」が81.8%、「取得した(取得中である)」が10.0%となっています。

◇母親◇



◇父親◇

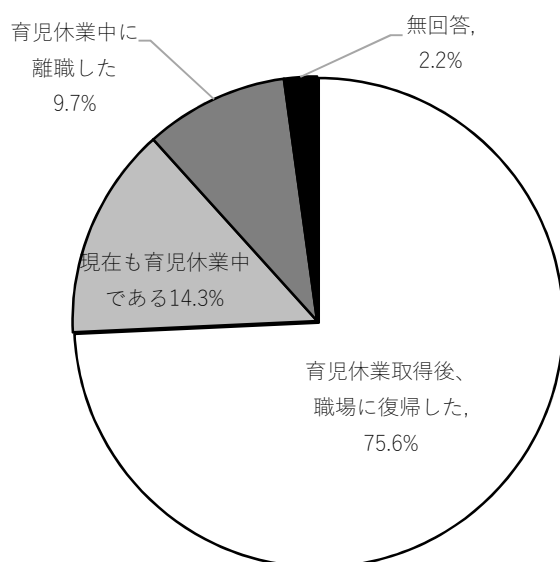


② 育児休業後の職場復帰

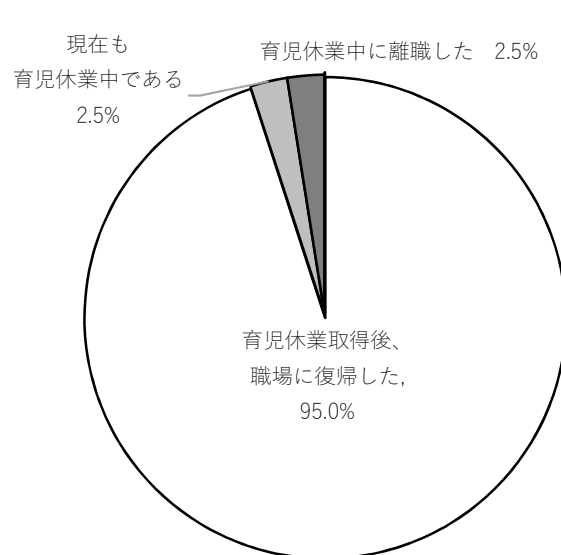
母親では、「育児休業取得後、職場に復帰した」が75.6%、「現在も育児休業中である」が14.3%となっています。

父親では、「育児休業取得後、職場に復帰した」が95%となっています。

◇母親◇



◇父親◇

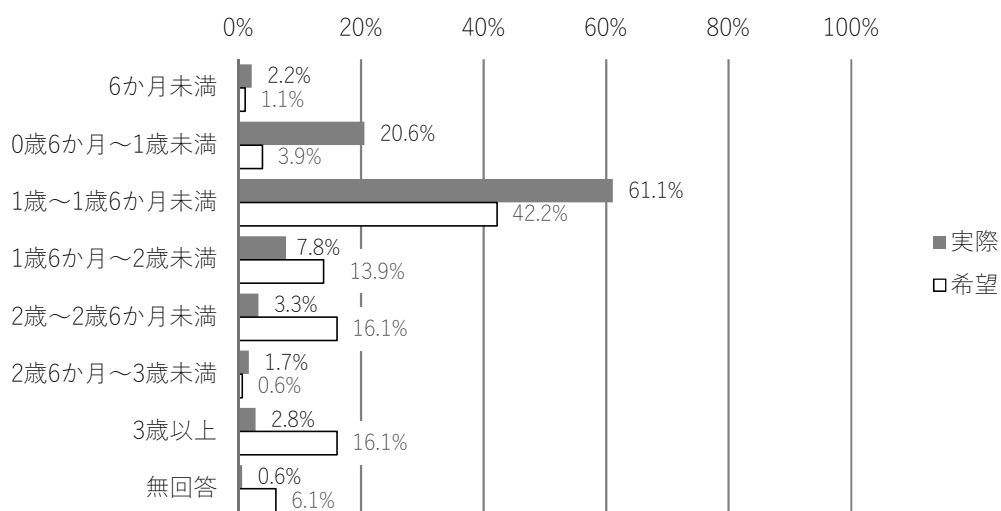


③ 職場復帰の時期及び希望

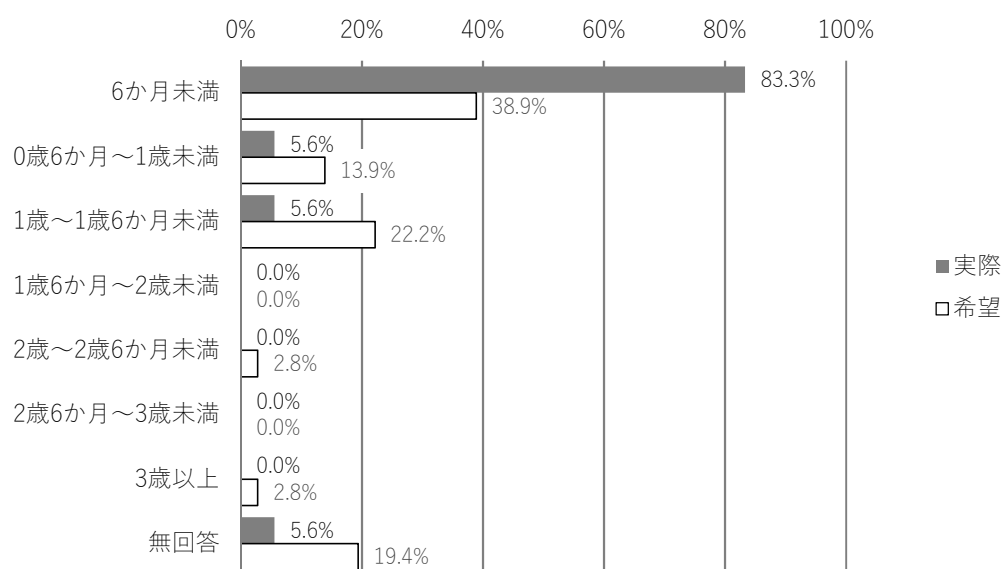
母親では、実際と希望ともに「1歳～1歳6か月未満」が最も多く、実際に61.1%、希望で42.2%となっています。

男性では、実際と希望ともに「6か月未満」が最も多く、実際に83.3%、希望で38.9%となっています。

◇母親◇



◇父親◇

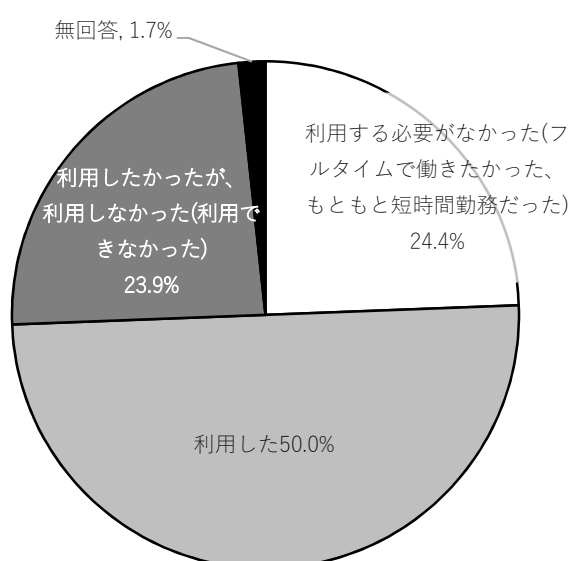


④ 短時間勤務制度の利用

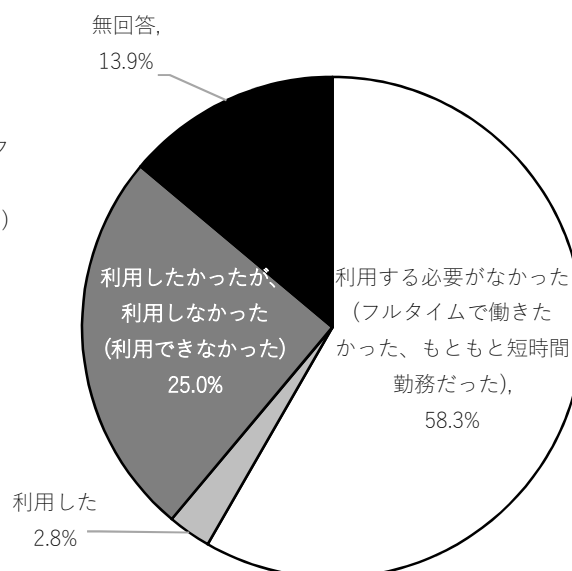
母親では、「利用した」が 50.0%、「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」が 23.9%、「利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)」が 24.4%となっています。

父親では、「利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)」が 58.3%となっています。

◇母親◇



◇父親◇

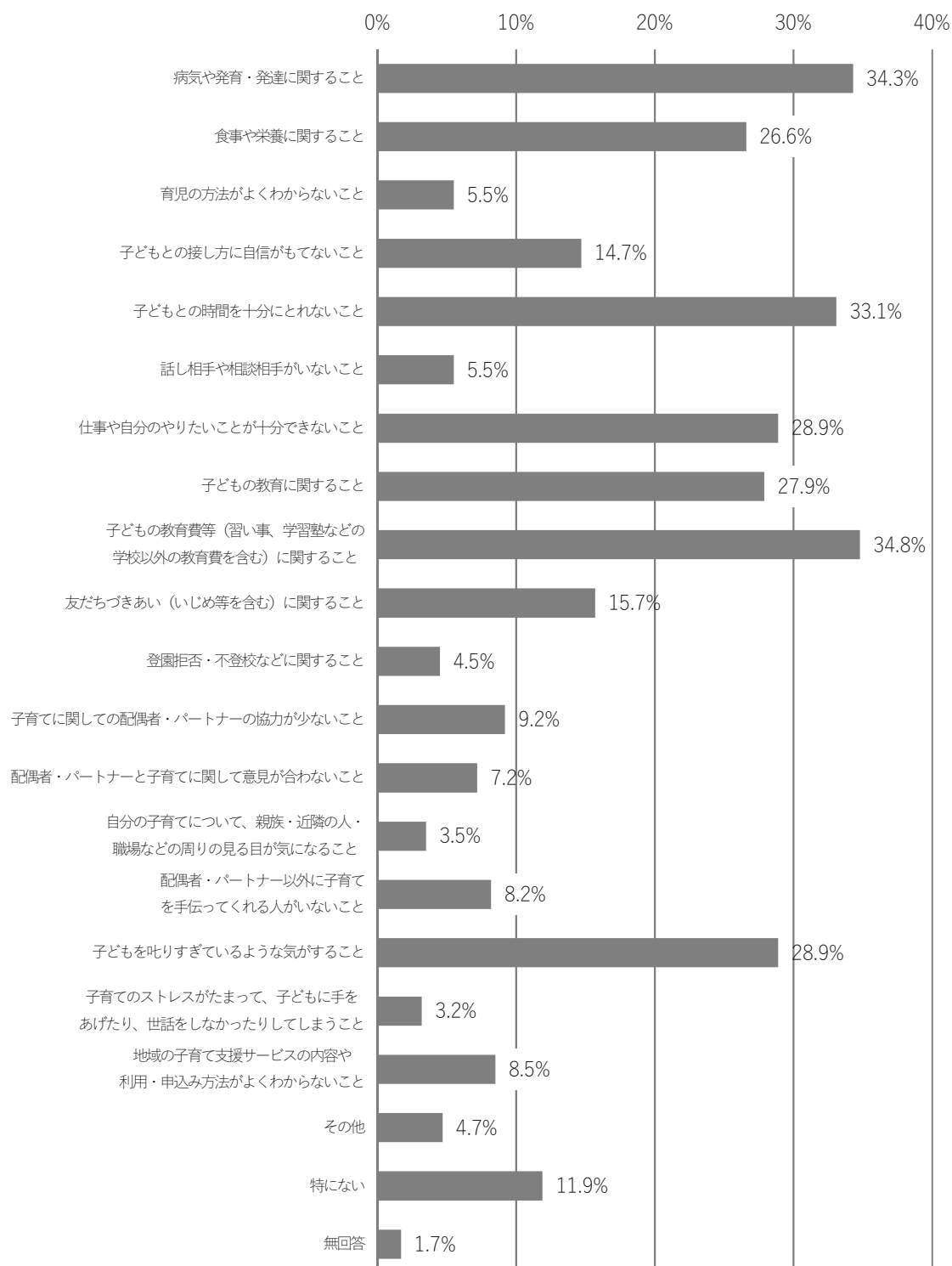


(8) 子育て支援について

① 子育てに関し悩んでいること

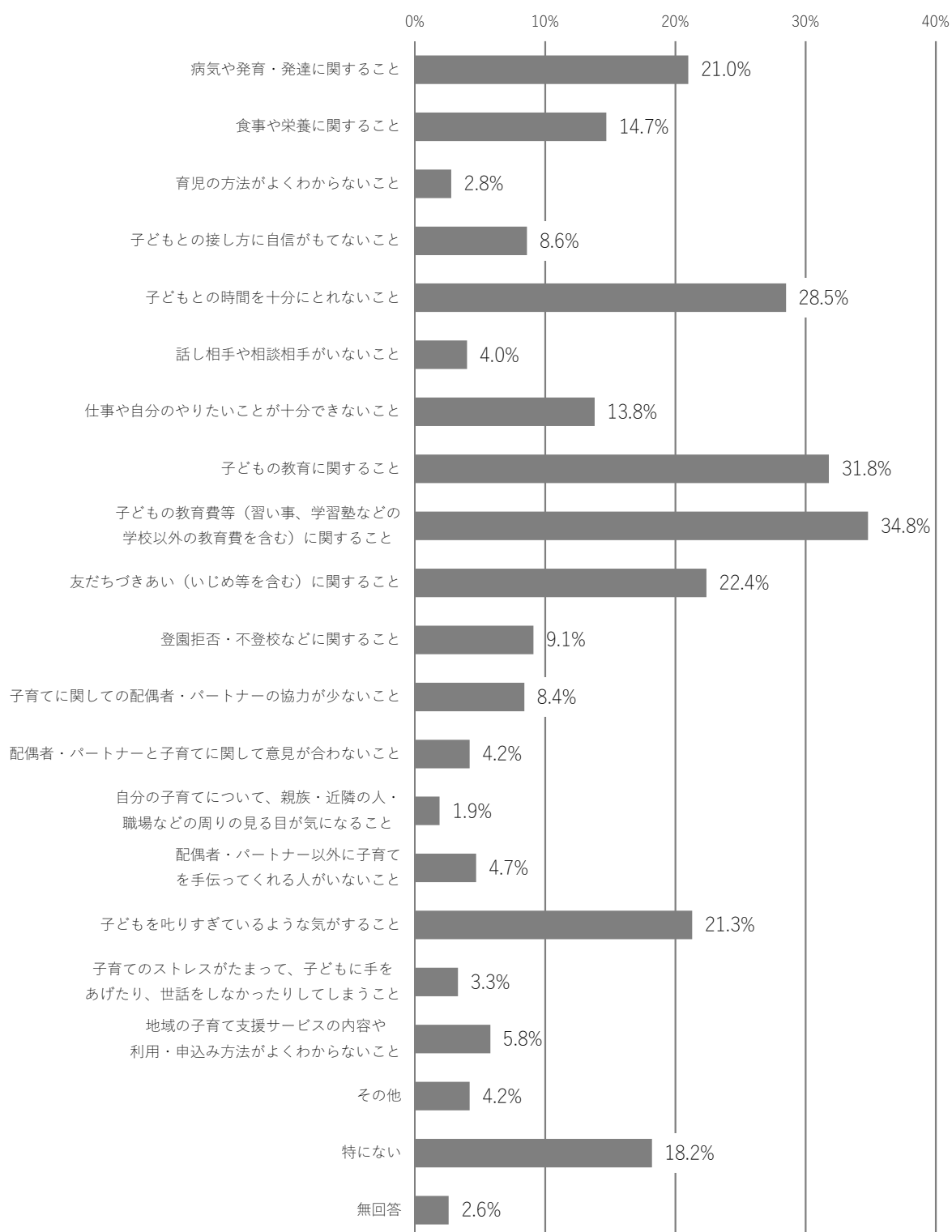
就学前児童保護者では、「子供の教育費等(習い事、学習塾などの学校以外の教育費を含む)に関すること」が34.8%と最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が34.3%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が33.1%となっています。

◇就学前児童保護者◇



また、小学生保護者では、就学前児童保護者と同様に「子どもの教育費等(習い事、学習塾などの学校以外の教育費を含む)に関すること」が 34.8%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が 31.8%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 28.5%となっています。

◇小学生保護者◇



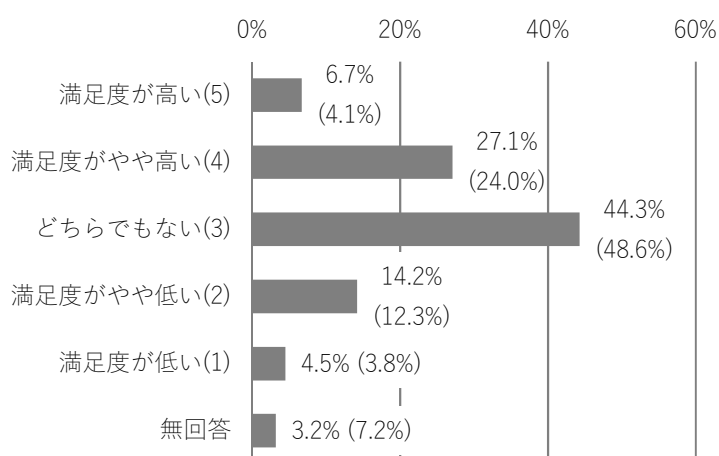
② 子育て全般への満足度

就学前児童保護者では、満足と感じている人（「満足度が高い」（6.7％）と「満足度がやや高い」（27.1％）の合計）は 33.8％、一方、不満と感じている人（「満足度が低い」（4.5％）と「満足度がやや低い」（14.2％）の合計）は、18.7％となっています。

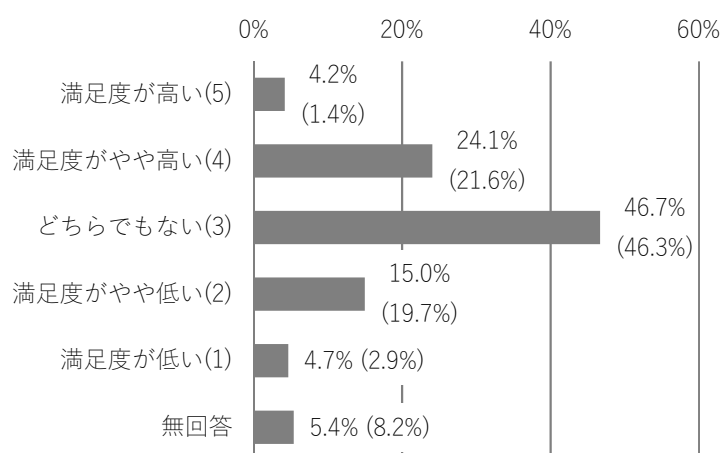
小学生保護者は、満足と感じている人（「満足度が高い」（4.2％）と「満足度がやや高い」（24.1％）の合計）は 28.3％、一方、不満と感じている人（「満足度が低い」（4.7％）と「満足度がやや低い」（15.0％）の合計）は、19.7％となっています。

5 年前の同様のニーズ調査結果より、就学前児童保護者は、満足と感じている人の割合が 5.7％、不満と感じている人の割合も 2.6％増加しています。満足と感じている人の割合が、前回よりも増加しており、小学生保護者においても、同様の状況が調査結果に表れています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇



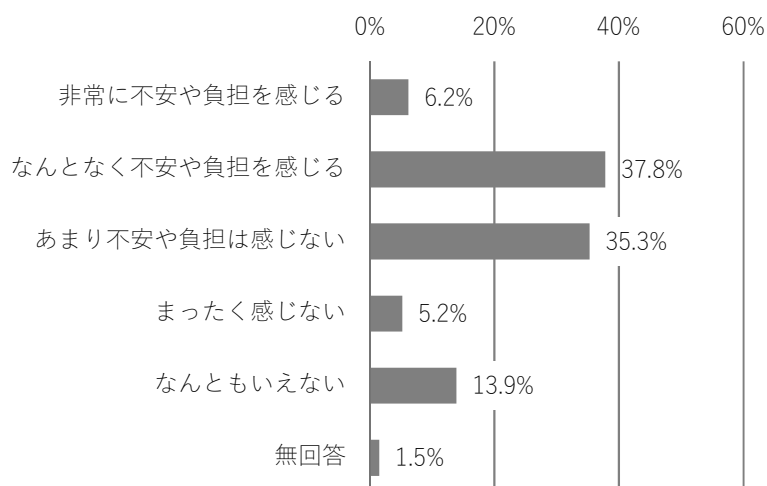
※（ ）内は、前回のニーズ調査結果の数値を表しています。

③ 子育てに関し不安感や負担を感じるか

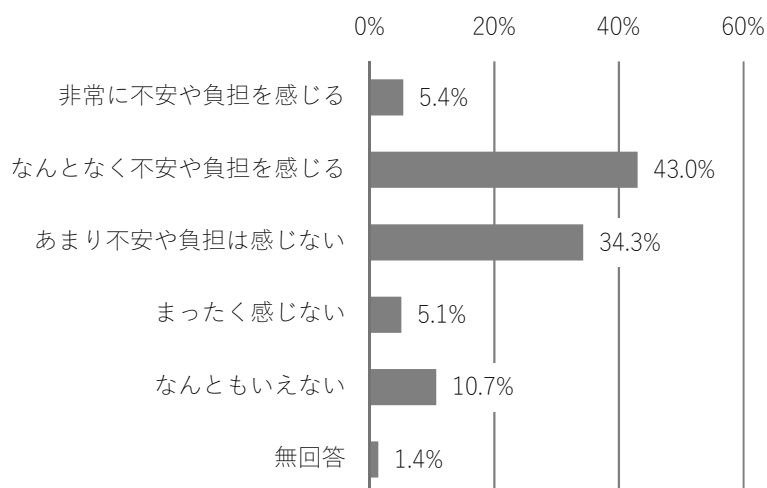
就学前児童保護者では、「なんとなく不安や負担を感じる」が 37.8%と最も多く、次いで「あまり不安や負担は感じない」が 35.3%となっています。

小学生保護者では、「なんとなく不安や負担を感じる」が 43.0%と最も多く、次いで「あまり不安や負担は感じない」が 34.3%となっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇

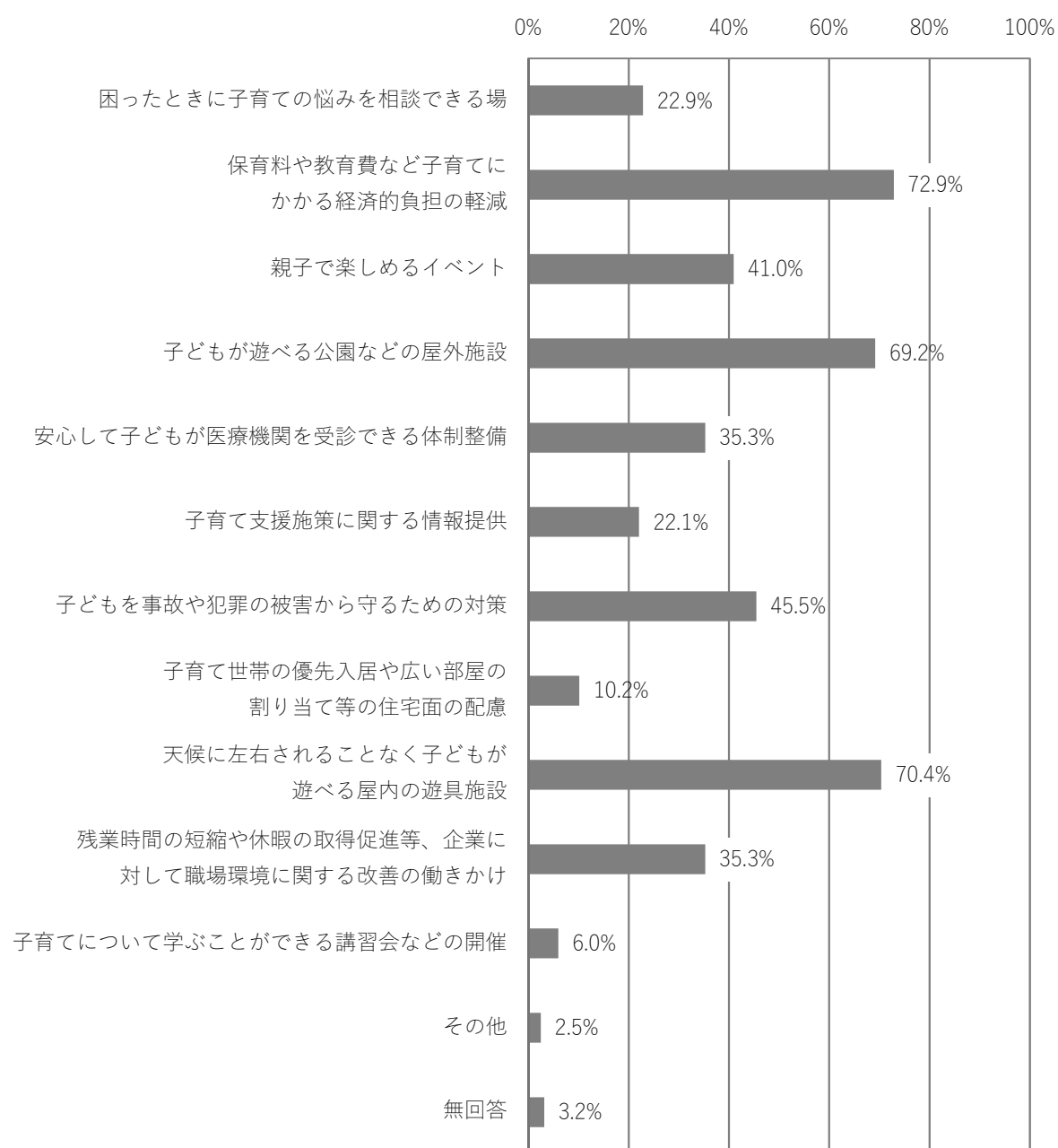


④ 今後充実を図ってほしい子育て支援について

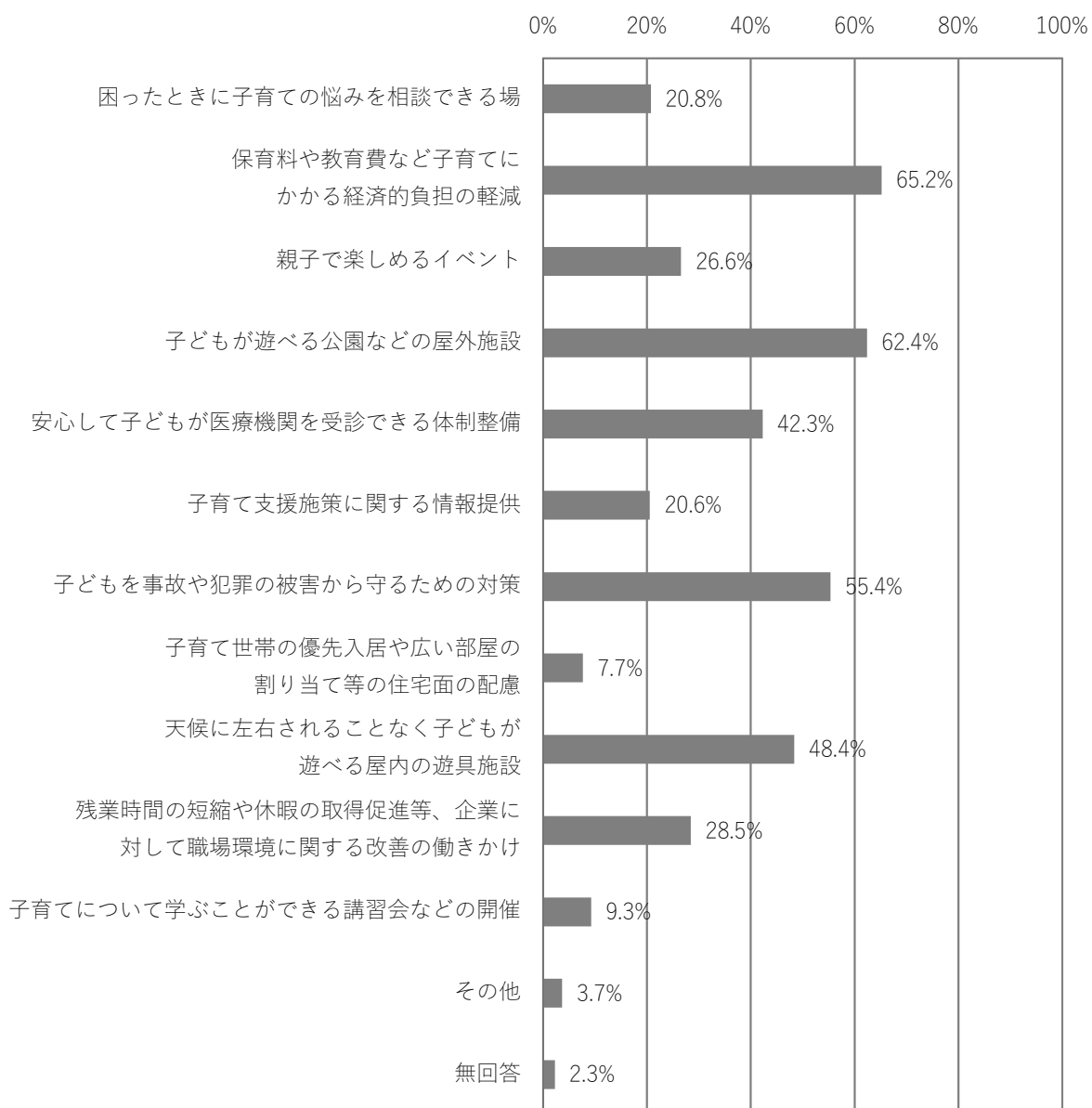
就学前児童保護者、小学生保護者ともに最も多かったのは、「保育料や教育費など子育てにかかる経済的負担の軽減」となっています。

次いで、「天候に左右されることなく子どもが遊べる屋内の遊具施設」、「子どもが遊べる公園などの屋外施設」、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策」といった項目が多くなっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇



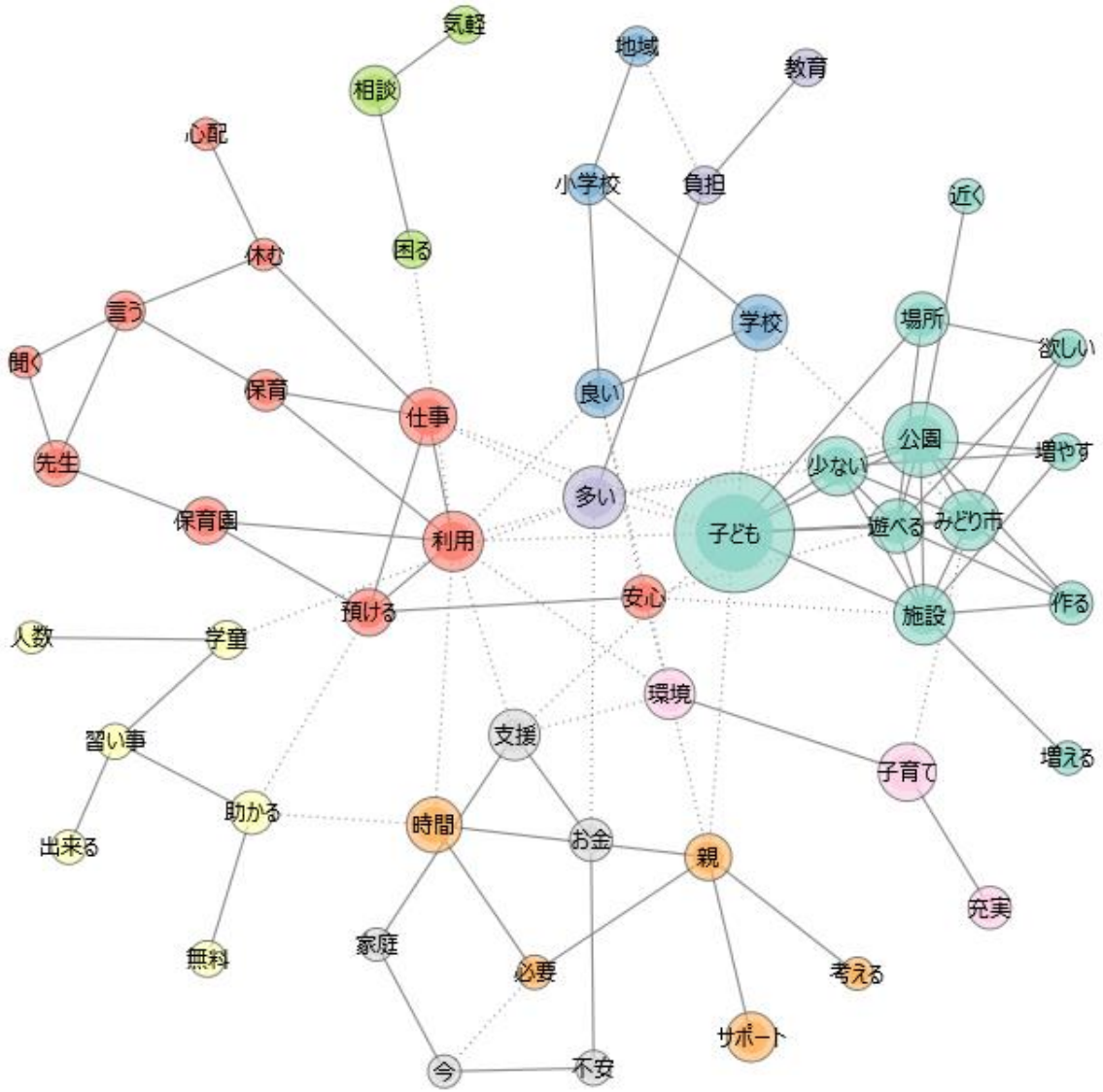
(9) テキストマイニングによる自由記述内容の分析

ニーズ調査で保護者の方に記載いただいた自由記述欄の文章について、記載内容の傾向や多数意見を把握するため、テキストマイニング※¹の手法により共起ネットワーク※²を作成し、記載内容も参照しながら分析を行いました。

この分析は、自由記述でどのような内容が多く書かれていたかを客観的に可視化するものです。

なお、本分析においては、多数意見を把握する観点から、すべての自由記述の文章の中でおおむね100回以上使用されている単語を抽出し、ネットワークに関して分析を行っています。

【自由記述内容の共起ネットワーク図】



※1：文章データを単語や文節で区切り、それらの出現の頻度や共出現の相関、出現傾向、時系列などを解析することで有用な情報を取り出す分析方法。

※2：テキストマイニングを行ったデータをもとに、文脈の中で語と語のつながりの程度を図示化したもの。円の大きさが語の頻出回数、線の濃さ（実線、破線）が語と語の結びつきの強さを表す。

① 環境整備について

「子ども」「学校」「みどり市」「遊べる」「施設」「少ない」「公園」「増やす」「多い」「作る」
これらの語のつながりは、

- ・子ども向けの施設が屋内外ともに少ない
- ・（保育施設の）教室に対しての園児の多さや運動の機会が少ないといった心配がある

・みどり市は子どもも多い方の市だと思いますが、公園、遊べる施設が少ないので増やして欲しい。

など、子どもが利用する施設の充実を求める文脈で多く記載されています。

② 「習い事」「学童」「人数」

これらの語のつながりは、「学童の受入人数が少ない」、「夏休み等だけの利用ができず困っている」、「学童・保育園・子ども園の数が少ない」、「フルタイムで仕事をしていると気軽に習い事も出来ないため、放課後、学校で習い事が出来たら良い」、「学童は場所により内容(質)が違う」など、要望の文脈で多く記載されています。

③ 「家庭」「支援」「環境」「利用」

これらの語のつながりは、「母子家庭支援が以前よりも条件が厳しく感じる」、「運営組織と市が連携し、預けざるをえない家庭が安心して預けることのできる環境の向上をお願いしたい」、「(病気・障害がある子どもの)環境・支援に関して手続きが複雑」など、要望の文脈で多く記載されています。

④ 「仕事」「預ける」「利用」「休む」「安心」「良い」「心配」

これらの語のつながりは、「子育てしながら安心して働ける職場が少ない」、「希望の職種・時間・曜日に働けない」、「病気の際に安心して預けられる環境があると大変助かる」、「幼稚園への入園要件を見直してほしい」、「子供を預けられ仕事ができる環境を考えてほしい」など、要望の文脈で多く記載されています。

⑤ 「相談」「気軽」

これらの語のつながりは、「相談を気軽にできる環境がほしい」、「経験のある人に相談にのってもらいたい」、「気軽に相談できる体制がない」、「行政側から定期的な相談・確認のシステムがあれば利用したい」など、要望の文脈で多く記載されています。

⑥ 「時間」「必要」「親」「今」「不安」

これらの語のつながりは、「買物時間だけでも見てくれる人がいると助かる」、「経済面の不安が大きく(2人目の妊娠に)踏み切れない」、「たまにでもいいから母親1人の時間がほしい」、「子供が小学生の間くらいまでは時短や夜勤免除、残業削減、時間外の仕事免除などをしてもらえると子育てしやすく、子供のやりたいことや家族の時間を多くとることができると思う」など、要望などの文脈で多く記載されています。

⑦ 「助かる」「無料」

これらの語のつながりは、「学校給食無料はとても助かっている」、「0～2 歳児も保育園料無料化してほしい」、「1 人目からでもオムツ無料だと経済的に助かる」など、感謝や要望などの文脈で多く記載されています。

⑧ 「保育園」「先生」「言う」「聞く」「保育」

これらの語のつながりは、「保育園に行っても、土日に支援センターみたいな施設に行き、他のママや先生たちと相談や話がしたい」、「保育園の先生がもう少し親身に話を聞いてくれるとありがたい」など、要望の文脈で多く記載されています。



7. 子ども・若者のニーズの聴き取り

子ども・子育て支援の当事者である子どもの意見を聴く取り組みとして、「みどり市こどもみらいミーティング」を市として初めて開催しました。

当日は小学校6年生から大学生までの子ども・若者30人に参加してもらい、市の現状や将来像についてのグループワークや市長との直接対話を通じて、子ども・子育て支援の取り組みとして求めるニーズやアイデアを聴き取りました。

今後市に欲しいものとして、「小中学校の体育館にエアコンを設置してほしい」「みんなで遊べる公園がほしい」など、多くの意見が出されました。



【みどり市こどもみらいミーティング 開催概要】

- ・ 日 時：令和6年11月10日（日） 13時30分～16時
- ・ 場 所：笠懸公民館1階 交流ホール
- ・ 参加者：みどり市長、市内の小学校6年生から大学生までの子ども・若者30名
- ・ 内 容：みどり市の現状や将来像、みどり市にあったらいい取り組みなどについての意見交換や市長との対話



8. 第2期計画の振り返り

第2期計画（令和2年度～令和6年度）の取り組み状況については、毎年度、みどり市子ども・子育て会議において点検・評価を行っています。計画期間中の主な取り組み状況は以下のとおりです。

基本目標1 子ども・子育て支援の充実

【これまでの主な取り組み】

- ・ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、同一世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（高校3年生以下）が3人以上いて、園児が第3子以降の場合、0～2歳児の保育料無償化、3～5歳児の副食費助成を実施しました。
- ・ 群馬県内で唯一、第3子以降への紙おむつ給付事業を実施し、令和6年度からは対象を第1子に拡大し、さらに購入できる品目を拡充して支援内容の充実を図りました。

【課題】

- ・ 子育て世帯の更なる経済的負担の軽減に取り組む必要があります。
- ・ 子どもの遊び場の確保などを通じた子育て環境の充実が求められています。

基本目標2 親と子どもの健康確保・健康づくり

【これまでの主な取り組み】

- ・ 妊娠中から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ出産子育て応援事業「伴走型相談支援」を実施しました。
- ・ 令和5年度から、子どもの健全育成の促進と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子どもの福祉医療費助成対象者を、高校生世代（18歳になる年度の3月31日）までに拡充しました。

【課題】

- ・ 医療や健康に関するサービスの提供体制を整えるとともに、必要な方が必要なサービスを利用できるよう取り組みを充実させていく必要があります。

基本目標3 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

【これまでの主な取り組み】

- ・ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てることができるよう「子ども家庭総合支援拠点（こども課児童福祉機能）」と「子育て世代包括支援センター（健康管理課母子保健機能）」を一体化した「こども家庭センター」を設置しました。

【課題】

- ・ 子育て世帯の一体的な相談窓口、支援機関としてのこども家庭センターの機能を強化していく必要があります。
- ・ 子育て支援団体との更なる関係性の強化が必要です。
- ・ より多くの担い手による子育て支援を進めるため、子育て支援を担う新たな人材や組織とのつながりを創り、強めていくことが必要です。

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

【これまでの主な取り組み】

- ・ 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、市の将来を担う人材の育成と生涯を通じて「食育」に取り組める環境づくりを目指すため、「小中学校・義務教育学校給食費無料化」を継続実施しました。
- ・ 児童生徒の学習意欲の向上を図るため、小中学校・義務教育学校の普通教室全室に電子黒板を導入しました。
- ・ 中学3年生及び義務教育学校9年生を対象に英語検定3級の受検料を助成して英語学習意欲の向上や子育ての負担の軽減に取り組みました。また、英語を使って様々なアクティビティーを経験する「Summer English Challenge」を実施し、子どもたちの英語力の向上を図りました。

【課題】

- ・ 英語を核とした学力の向上が求められています。
- ・ 不登校の子どもに関する対策などの取り組みを充実させることが必要です。
- ・ 児童生徒の安全・安心を確保するため、学校施設の整備に引き続き取り組む必要があります。

基本目標5 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備

【これまでの主な取り組み】

- ・ 生徒に適切な職業観、勤労観を身につけるために職場体験活動を行う「キャリアドリーム事業」を実施しました。
- ・ 人権教育の普及・啓発を目的に、児童生徒が作成したポスターや作文、標語などを展示する「人権展」を開催しました。

【課題】

- ・ 家庭の経済格差による子どもの学び・体験の格差の解消を図っていくことが必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第2期計画では、「子どもの未来をみんなで応援 ―みどり市―」を基本理念に、子育てについては基本的に保護者の責任であるという認識のもと、子育てが喜びであり楽しみであることを実感でき、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかでたくましく育つことができる地域社会の実現を目指して、様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、人口減少や少子化の進行、児童虐待や貧困、地域のつながりの希薄化による子育て世帯の孤立の問題、一方で性別による役割分担に捉われないジェンダーフリーの考え方や女性の活躍の幅を広める女性活躍推進など、子どもと家庭を取り巻く社会環境は多様化・複雑化しています。

国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくためにこども基本法を制定し、こども施策の司令塔となるこども家庭庁を設置するなどの取り組みを進めており、みどり市においても子育て環境を多方面からさらに充実させていくためには、これまでとは次元の異なる子育て支援に取り組んでいかなければなりません。

そのような状況の中、令和6年6月、モーターボート競走場の収益等を積み立て、市民が安心してこどもを生み育てることができる環境づくり及び教育の充実を推進するとともに、未来を担うこどもたちの健やかな成長に資するための事業に要する経費の財源に充てるため、みどり市こども未来基金を設置したところです。

子どもたちの未来は、みどり市の未来です。次代の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育ち、誰一人取り残すことなく、将来への希望を持って過ごしていけるよう、第3期計画においては、『こども未来全力サポート！「希望が叶う明るい未来へ」―みどり市―』を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援に取り組めます。

**こども未来全力サポート！
「希望が叶う明るい未来へ」
―みどり市―**

2. 施策推進の方向性

子ども・子育て基本法に基づき子ども家庭庁が定める基本指針において、子ども・子育て支援の意義は次のとおり示されています。

- 「子どもの最善の利益」の実現される社会を目指す。
- 全ての子どもや子育て家庭（障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含む）を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援。
- 幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要（妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていく）。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

また、令和4年6月に成立したこども基本法では、こども施策の基本理念として以下が示されています。

- すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

本計画においては、こうした国の指針や基本理念を踏まえながら、みどり市の切れ目のない子育て支援の取り組みを進めることを基本的な方向性としています。

3. 基本目標

『こども未来全力サポート！「希望が叶う明るい未来へ」－みどり市－』の実現に向け、5つの基本目標のもとで、子育て世帯の多様なニーズに応え、切れ目のない取り組みを実施していきます。

基本目標1 子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭のために、安心して仕事と子育ての両立ができるよう、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域の形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを強化していきます。

【基本施策】（個別事業 P.70～77）

- （１）教育・保育サービスの充実 7事業
- （２）地域における子育て支援サービスの充実 9事業
- （３）地域における子どもの活動の場や機会の確保 10事業

基本目標2 親と子どもの健康確保・健康づくり

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導、相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、妊娠、出産、産後、子育てまで母子保健の充実を図ります。

【基本施策】（個別事業 P.78～82）

- （１）子どもや母親の健康の確保 18事業
- （２）小児医療の充実 3事業

基本目標3 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

すべての子どもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童や家庭への心のケアを含め、きめ細かな取り組みを実施します。

また、相談体制の強化や保健、医療、福祉、教育等の各分野の連携を図ります。

【基本施策】（個別事業 P.82～86）

- （１）児童虐待防止対策の充実 5事業
- （２）障がい児施策の充実 6事業
- （３）ひとり親家庭等の自立支援の推進 5事業

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

【基本施策】（個別事業 P.87～91）

- （１）次代を担う子どもの育成 ２事業
- （２）子どもの生きる力を育む学校教育の推進 １２事業
- （３）家庭や地域の教育力の向上 ２事業

基本目標5 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した働き方や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進していきます。

また、子育て家庭にやさしい地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を実施するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを強化します。

【基本施策】（個別事業 P.92～95）

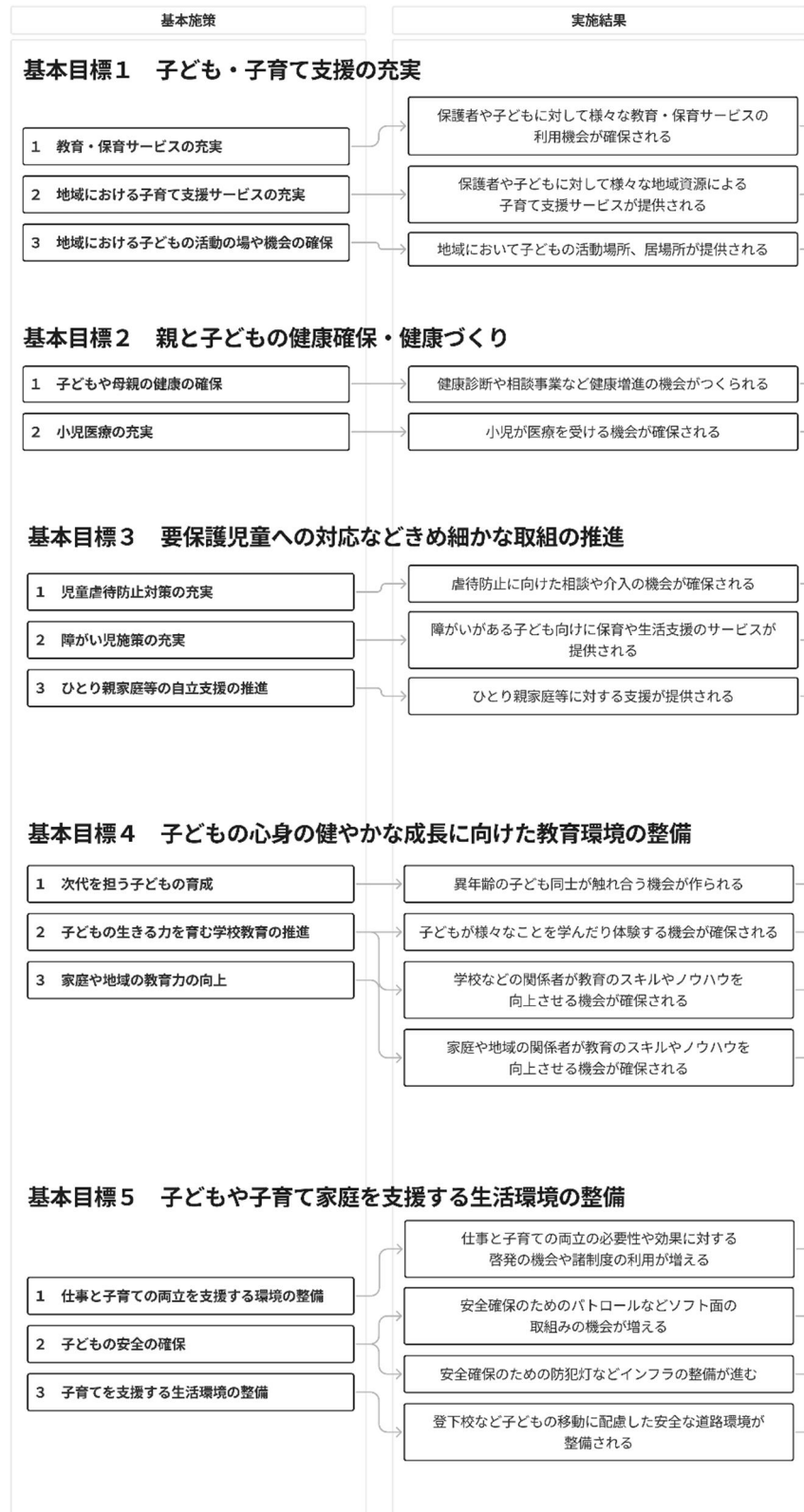
- （１）仕事と子育ての両立を支援する環境の整備 ５事業
- （２）子どもの安全の確保 ５事業
- （３）子育てを支援する生活環境の整備 ２事業



4. ロジックモデル

基本目標に基づく様々な事業を実施した結果、どのような成果が生み出されるかについて、ロジックモデル※を作成し、目的と手段の整理と体系化を行いました。

※ロジックモデル：ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したもの



本計画で取り組む事業により、「自分の生活と子育てのバランスを取りながら生活できる」、「子どもが健やかに成長することができる」、「困難な状況を抱えた家庭の孤立を防ぐことができる」など、子育てに対する不安や負担感の軽減や、子育てを支える人やサービスの増加を通じて、基本理念である『こども未来全力サポート！「希望が叶う明るい未来へ」－みどり市－』の実現に結びつけます。



第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく本市の教育・保育提供区域は以下の表のとおり設定します。区域の設定に当たっては、保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案することとなっています。

この考えのもと、第3期計画では、保育ニーズや利用状況等の実績を踏まえ、市全体のどこにでも通える柔軟な教育・保育の提供体制を確保するため、第2期に引き続き区域の設定を1つとし、「市全体」とすることとしました。

■本市における教育・保育提供区域

区分	施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所(園)・認定こども園	市全体
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	① 延長保育事業		市全体
	② 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		
	③ 子育て短期支援事業		
	④ 地域子育て支援拠点事業		
	⑤ 一時預かり事業		
	⑥ 病児・病後児保育事業		
	⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)		
	⑧ 利用者支援事業		
	⑨ 妊婦健康診査		
	⑩ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
	⑪ 養育支援訪問事業		
	⑫ 要保護・要支援児童支援事業		
	⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		
	⑭ 子育て世帯訪問支援事業		
	⑮ 児童育成支援拠点事業		
	⑯ 親子関係形成支援事業		
	⑰ 妊婦等包括相談支援事業		
	⑱ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		
	⑲ 産後ケア事業		

2. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容、実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法では、利用のための認定（教育・保育給付１号認定）及び保育の必要性を認定（教育・保育給付２号・３号認定）した上で給付を受ける仕組みとなります（同法第１９条）。その認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
教育・保育給付１号認定（教育認定）	満３～５歳	幼稚園・認定こども園	幼稚園など教育課程の利用を希望する家庭
教育・保育給付２号認定（保育認定）	３～５歳	保育所・認定こども園	共働きや疾病など保育の必要性の事由がある家庭
教育・保育給付３号認定（保育認定）	０～２歳	保育所・認定こども園、地域型保育	共働きや疾病など保育の必要性の事由がある家庭

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園
特定地域型保育事業	・小規模保育（定員６～１９人） ・家庭的保育（定員５人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園 （子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

【確保の方策の考え方】

- ・ 出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が子どもを安心して預けることができるよう、保育所等において必要な０歳児保育定員の確保に努めます。
- ・ 共働き家庭やひとり親家庭の保護者が子どもを安心して預けることができるよう、保育所等において必要な１～２歳児保育定員の確保を図ります。
- ・ 世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、保育所等において、必要な３～５歳児教育・保育定員の確保を図ります。

- 市内居住児童の市外施設利用は、児童の家庭環境や保護者の就労場所等により発生するため、市外施設と利用調整（広域での利用調整）を図り、市外施設利用を確保していきます。
- 市内保育所等において、定員の弾力化を実施し、年度途中の入所など柔軟に対応していきます。



■みどり市全体の量の見込みと確保方策

		1号	2号		3号			備考
			幼稚園 利用	左記以外	2歳	1歳	0歳	
令和7年度	量の見込み(①)	184	130	473	165 327	162	175	※カッコ内は定員数 ■保育所 ・笠懸いずみ保育園(120) ・たけのこ保育園(120) ・けやき保育園(120) ・赤城保育園(70) ・二葉保育園(110) ・大間々保育園(80) ・東保育園(140) ・ちえのみ保育園(20) ◇保育所定員合計(780)
	確保方策(②)							
	特定教育・保育施設	45	0	664	200	189	137	
	特定地域型保育事業				0	0	0	
	確認を受けない幼稚園	215	130					
	計	260	130	664	200	189	137	
令和8年度	過不足(②-①)	76	0	191	35	27	▲ 38	■認定こども園 ・みどりのもり (保育170+教育15) ・笠懸いずみ第二こども園 (保育150+教育15) ・みどりのかぜ (保育90+教育15) ◇認定こども園定員合計(455)
	量の見込み(①)	175	124	450	173 337	164	176	
	確保方策(②)							
	特定教育・保育施設	45	0	664	200	189	137	
	特定地域型保育事業				0	0	0	
	確認を受けない幼稚園	221	124					
令和9年度	計	266	124	664	200	189	137	■幼稚園 ・阿左美幼稚園(195) ・大間々南幼稚園(150) ◇幼稚園定員合計(345) 【確保の方策】 既存の保育園8園、認定こども園3園及び幼稚園2園により定員の確保を行います。
	過不足(②-①)	91	0	214	27	25	▲ 39	
	量の見込み(①)	173	123	443	176 343	167	180	
	確保方策(②)							
	特定教育・保育施設	45	0	664	200	189	137	
	特定地域型保育事業				0	0	0	
令和10年度	確認を受けない幼稚園	222	123					【市外利用施設】 今後も継続的に相当数が見込まれる市外施設利用は、児童の家庭環境や保護者の就労場所等により発生するため、市外施設と利用調整を図り確保していきます。
	計	267	123	664	200	189	137	
	過不足(②-①)	94	0	221	24	22	▲ 43	
	量の見込み(①)	169	121	433	175 340	165	176	
	確保方策(②)							
	特定教育・保育施設	45	0	664	200	189	137	
令和11年度	特定地域型保育事業				0	0	0	
	確認を受けない幼稚園	224	121					
	計	269	121	664	200	189	137	
	過不足(②-①)	100	0	231	25	24	▲ 39	
	量の見込み(①)	171	123	436	175 338	163	175	
	確保方策(②)							
令和12年度	特定教育・保育施設	45	0	664	200	189	137	
	特定地域型保育事業				0	0	0	
	確認を受けない幼稚園	222	123					
	計	267	123	664	200	189	137	
	過不足(②-①)	96	0	228	25	26	▲ 38	
	量の見込み(①)	171	123	436	175 338	163	175	

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

(1) 延長保育事業 対象:0～5 歳

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間や就労形態に対応し、通常の利用時間以外の時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

本市の保育所等 11 か所で実施し、開所時間については7時または7時30分から、閉所時間については18時30分、19時または20時までとなっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所(か所)	11	11	11	11	11
利用者数(人)	290	279	198	173	-

■量の見込み及び確保の方策

事業の性質上、定員の設定はなく、ニーズには対応しています。利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

【利用実人数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	162	160	160	157	157
確保の方策(人)	162	160	160	157	157

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 対象:小学1年～6年生

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

■現在の取り組み状況

本市では、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。現在、10 か所で実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所(か所)	10	10	10	10	10
登録児童数					
1年生	217	184	208	183	202
2年生	172	200	168	178	181
3年生	155	149	160	137	153
4年生	99	92	97	109	96
5年生	60	60	45	54	67
6年生	41	27	26	18	21
合 計	744	712	704	679	720

■量の見込み及び確保の方策

今後も多くのニーズが見込まれます。引き続き、必要な事業量を確保しながら、事業を実施していきます。

【登録児童数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)					
1年生	167	187	174	193	171
2年生	204	173	189	184	194
3年生	145	168	140	161	150
4年生	95	90	99	85	91
5年生	65	65	59	63	52
6年生	24	21	21	19	21
合計	700	704	682	705	679
確保の方策(人)	700	704	682	705	679

(3) 子育て短期支援事業

保護者の様々な理由（疾病等）により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合や、緊急に療育が必要になった場合など、児童養護施設等に児童を入所させ、必要な保護を行う事業及び夜間養護等事業です。

現在、宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではないですが、事業の性質上、各施設などの状況を踏まえつつ、ニーズに対応していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て中の親子が集い、交流するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■現在の取り組み状況

本市では、地域子育て支援センターとして、にこにこ館、のびのびくらぶ、すくすくくらぶ、ポランの広場、と・と・ろの家、たんぽぽの6か所で実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所(か所)	6	6	6	6	6
利用者数(人回/月)	768	800	619	909	-

■量の見込み及び確保の方策

施設定員の設定はしていませんが、利用のニーズ量の確保を図るとともに、利用者のニーズをとらえて事業の拡充を図り、既存施設が質・量ともに十分な受け皿となるような方策を検討します。

また、乳幼児活動や相談事業の充実、妊産婦（プレママ）対象事業の実施、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。

【月間延べ利用回数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回/月)	950	950	950	950	950
確保の方策(人回/月)	950	950	950	950	950

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園等の在園児を対象とした預かり保育 対象：3～5歳

幼稚園等を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園で定める通常の教育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

■現在の取り組み状況

市内の幼稚園2か所、認定こども園3か所において、預かり保育を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所(か所)	5	5	5	5	5
延べ利用者数(人)	19,731	24,068	23,798	25,107	-

■量の見込み及び確保の方策

第２期計画期間中に幼児教育・保育の無償化に伴って利用ニーズが高まると見込まれましたが、これまでのところ既存の事業量で保護者の利用ニーズに対応できています。引き続き、実施施設において事業量が確保できるよう取り組みます。

【年間延べ利用人数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
1号認定による利用(人日/年)	5,481	5,219	5,167	5,062	5,132
2号認定による利用(人日/年)	21,989	20,939	20,729	20,309	20,589
確保の方策					
一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)	3,022	2,877	2,849	2,791	2,829
上記以外(私学助成による預かり等)	24,448	23,281	23,047	22,580	22,892

② 在園児以外を対象とする一時預かり保育事業 対象：０～５歳

保護者の外出、急病、育児疲れ等、多様な保育ニーズに対応するために、家庭において保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間の保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■現在の取り組み状況

市内の保育所６か所、認定こども園３か所の計９か所において、一時預かり保育を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所(か所)	8	8	9	9	9
延べ利用者数(人)	609	397	433	407	-

■量の見込み及び確保の方策

これまでのところ既存の実施体制で必要な事業量は確保できています。ライフスタイルや働き方の多様化などから利用ニーズは高まると見込まれますが、現在確保されている提供体制で当面のニーズには対応できると見込まれます。引き続き必要な事業量の確保を図ります。

【年間延べ利用人数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	550	541	543	533	534
確保の方策(人日/年)	550	541	543	533	534

(6) 病児・病後児保育事業 対象:0～5 歳

病氣中または、病気の回復期で集団保育が困難な児童に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育、看護を行う事業です。

■現在の取り組み状況

市内1か所（たけのこ保育園内）において、病後児保育を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所(か所)	1	1	1	1	1
延べ利用者数(人)	-	6	12	8	-

■量の見込み及び確保の方策

保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安心、安全な保育体制づくりに努めます。

病後児保育については、引き続き事業を実施し、必要な事業量の確保に努めます。

病児保育については、病院や医師との連携など課題が多くすぐには実施することは難しい状況ですが、利用ニーズがあることから、引き続き実施に向けた検討を進めていきます。

【年間延べ利用人数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	9	9	9	9	9
確保の方策(人日/年)	9	9	9	9	9

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 対象:乳幼児、就学児

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

■現在の取り組み状況

現在は、桐生市にあるNPO法人わたらせライフサービスに事業を委託しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所(か所)	1	1	1	1	1
延べ活動件数(人日/年)	192	235	380	548	-
協力会員数	75	19	22	24	-
利用会員数	102	47	57	54	-
両方会員数	5	2	2	3	-

■量の見込み及び確保の方策

事業の性質上、定員の設定はなく、ニーズには対応していきます。安定した協力会員の確保と人材の育成が今後の課題です。

また、事業の更なる周知と、手続き方法など、利用者が使いやすい事業とする検討を重ねます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	562	553	555	545	546
確保の方策(人日/年)	562	553	555	545	546

(8) 利用者支援事業 対象:子どもの保護者(主に就学前児童保護者)

子ども又はその保護者に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で子育てに関する情報の提供、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

事業類型は、子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを市の窓口等に配置する「特定型」、こども家庭センターで母子保健等を担当する保健師等や相談を担当する支援員等が個々の家庭に応じた支援を行う「こども家庭センター型」の3つです。

■現在の取り組み状況

本市では利用者支援として、子育てガイド（児童福祉サービスの案内）の発行、ホームページ及び子育て応援アプリなどによる情報提供を行っています。

また、こども課の窓口などで、子育て中の保護者からの相談に応じています。

■量の見込み及び確保の方策

子育てガイドやホームページなどで情報提供を積極的に行うとともに、こども課の窓口における子育て支援サービスに係る相談・助言体制を強化し、「基本型」「特定型」の利用者支援機能の充実を図ります。

また、こども家庭センターで保健師や相談員等が個々の家庭に応じた切れ目ない支援を行う「こども家庭センター型」も令和6年度から実施しています。

【事業実施ヶ所数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保の方策					
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

(9) 妊婦健康診査 対象:すべての妊婦

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握及び保健指導を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

本市では、医療機関等において、妊婦に対し実施する健康診査に対し、1人あたり14回分の妊婦健康診査の費用を一部助成します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診実人数(人)	486	485	427	408	-
延べ受診者数(人)	3,751	3,756	3,286	3,014	-

■量の見込み及び確保の方策

すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き医療機関と連携し、受診体制の充実確保を図ります。さらに、受診する妊婦の利便性の向上に努めます。

【年間の受診者数及び延べ人数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
受診実人数(人/年)	440	440	440	440	440
延べ受診者数(人回/年)	3,360	3,360	3,360	3,360	3,360
確保の方策					
受診実人数(人/年)	440	440	440	440	440
延べ受診者数(人回/年)	3,360	3,360	3,360	3,360	3,360

(10) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 対象:生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子(乳児・保護者)の心身の状況や養育環境等の把握を行う事業です。

■現在の取り組み状況

本市では、出生届の手続きの際に提出した「出生連絡票」を参考にして、市内の生後2か月頃までの乳児のいる全ての家庭に対し、市の保健師等が自宅に訪問します。親子(乳児・保護者)の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応や助言、その他定期予防接種や乳幼児健康診査などの説明を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問乳児数(人)	275	317	269	255	-

■量の見込み及び確保の方策

すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き事業の実施を予定しており、保健師等の配置により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

【訪問乳児数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	280	280	280	280	280
確保の方策(人)	280	280	280	280	280

(11) 養育支援訪問事業 対象:養育支援が特に必要な家庭(妊産婦も含む)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■現在の取り組み状況

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業などで発見した養育支援が必要と思われる家庭に、市の関係課と連携し、保健師や助産師、家庭児童相談室の相談員が家庭訪問をしながら、養育指導をしています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実人数(人)	48	50	49	56	-

■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。保健師や助産師、家庭児童相談室の相談員による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、必要な事業量の確保に努めます。

【訪問実人数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	52	52	52	52	52
確保の方策(人)	52	52	52	52	52

(12) 要保護・要支援児童支援事業

要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会と関係機関との連携強化を図る事業です。

■現在の取り組み状況

要保護児童対策地域協議会代表者会議や実務者会議のほか、必要に応じ個別ケース検討会議を開催しています。

また、東部児童相談所との連携を強化するため、実務者会議に参加してもらい、解決が困難な事例検討を実施するなど、児童虐待防止を図っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護児童等対策地域協議会の開催回数(回)	9	9	9	9	-

■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。

【要保護児童等対策地域協議会の開催回数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(回)	9	9	9	9	9
確保の方策(回)	9	9	9	9	9

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合、各施設事業者において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用について、低所得世帯等を対象に補助を行う事業です。

本事業は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、開始された事業です。

■現在の取り組み状況

保護者からの申請を受け、支給対象となる子どもの保護者に対し給付を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ給付児童数(人)	268	302	272	328	301

■量の見込み及び確保の方策

これまでの支給実績を踏まえ、事業量を見込んでいます。

【年間延べ給付児童数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回/年)	301	301	301	301	301
確保の方策(人回/年)	301	301	301	301	301

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。児童福祉法の改正により令和6年4月から事業化されました。

■量の見込み及び確保の方策

市担当部署で把握している市内の状況から、訪問支援の回数を見込んでいます。

【訪問延べ人数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	192	192	288	384	480
確保の方策(人日/年)	192	192	288	384	480

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童の状況に応じて様々な支援を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

計画期間における実施見込みは未定です。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談や情報の交換ができる場を設けることなどで、親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。

計画期間における実施見込みは未定です。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊産婦やその配偶者に対して、妊産婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保の方策

市担当部署で把握している市内の状況から、対象者数を見込んでいます。

【相談実施回数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(回)	780	780	780	780	780
確保の方策(回)	780	780	780	780	780

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。令和8年度から実施予定の事業となります。

■量の見込み及び確保の方策

市担当部署で把握している市内の状況から、対象者数を見込んでいます。

【利用延べ人数】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(人日/月)	-	72	72	72	72
	確保の方策(人日/月)	-	72	72	72	72
1歳児	量の見込み(人日/月)	-	60	60	60	60
	確保の方策(人日/月)	-	60	60	60	60
2歳児	量の見込み(人日/月)	-	60	60	60	60
	確保の方策(人日/月)	-	60	60	60	60

(19) 産後ケア事業

出産後の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、育児等に関する指導、相談その他の支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保の方策

市担当部署で把握している市内の状況から、訪問支援の回数を見込んでいます。

【利用延べ人数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	12	18	24	30	36
確保の方策(人日/年)	12	18	24	30	36



第5章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 子ども・子育て支援の充実

1 教育・保育サービスの充実

【現状把握】

- ◇ 急速な少子化が進む中、共働き世帯の増加、就労形態の変化、核家族化の進行などにより保育需要は一層高まり、多様化しています。そのため、通常の保育に加え、延長保育、病後児保育など、多様化する保育需要への対応が課題となっています。
- ◇ 安心して子育てと仕事の両立ができるように、受け入れ体制の弾力化に加え、利用しやすい保育サービスの充実、サービスの質的向上を図ることが必要になります。
- ◇ 物価の高騰などが家計に与える影響が大きくなっており、子育ての経済的負担を減らすことが求められています。
- ◇ 施設の老朽化に伴う改修・改築等が見込まれ、児童数の減少に伴う保育所等の統廃合を考慮しながら、施設の改修等を行う必要があります。

【施策の方向】

- 保育需要に対応した適正なサービス量を確保し、必要な施設整備を行います。
- 就労中または就労を希望する保護者の多様なニーズに応え、通常保育や延長保育などの保育サービスの充実を図ります。
- 保護者の就労形態の多様化や、疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。
- 保護者の経済的負担を軽減するための支援事業を継続して実施します。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
保育料・給食費無償化事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもの人数、保護者の所得にかかわらず、保育所等に通う子どもたちの保育料・給食費(主食費・副食費)の無償化(上限あり)を実施します。	継続実施	こども課
延長保育事業	保護者の就労の多様化に対応するため、通常の利用時間以外の時間に保育を行い、育児と就労の両立支援を行います。 ●実施施設:市内11保育所等	継続実施	こども課

事業名	内容	今後の方針	担当課
病後児保育事業	急性疾患の回復期にある子どもで保護者の就労等の理由により、家庭での保育が困難な時に保育所で保育します。	事業の実施方法等について再検討	こども課
子育て短期支援事業	短期入所生活援助事業(ショートステイ事業) 保護者が疾病、出産、災害、冠婚葬祭等により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等で7日間まで預かり、養育・保護を行います。 夜間養護等事業(トワイライト事業) 保護者が仕事の理由などにより、夜間一時的に不在となり家庭において養育することが困難な場合に、児童養護施設等において児童を預かります。 ●委託施設:桐育乳児園、鐘の鳴る丘少年の家	継続実施	こども課
預かり保育事業 (認定こども園・幼稚園)	教育課程時間終了後の園児の受入を実施しています。	継続実施	こども課
保育所等整備事業	施設の老朽化及び児童人口の減少に伴う保育所等の統廃合、施設の改修・改築等に助成を行い、保育環境の充実を図ります。	継続実施	こども課
保育士等給与改善事業	保育士等の給与に上乘せ補助を行い、保育士等の確保、定着及び離職防止を図り、受入体制の強化を図ります。	継続実施	こども課

2 地域における子育て支援サービスの充実

【現状把握】

- ◇ 少子化や核家族化が進行し、育児の大変さや地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立化が懸念されます。
- ◇ 子育て家庭の孤立を防止し子育ての不安、困難さや負担感を軽減するため、未就園の子どもとその保護者の居場所づくり、交流の場としての地域子育て支援センターの運営や、子育て情報の発信、子育て・育児相談を実施しています。
- ◇ 共働き家庭の増加や生活スタイルの変化に伴い、子育て環境や就労形態、価値観の多様化などにより、ニーズに合った子育て支援が求められます。
- ◇ コミュニティ意識の低下とともに、地域社会で子どもを育てようとする意識も減退してきています。

【施策の方向】

- 身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話や相談ができる保護者が「ほっ」とできる場を提供するとともに、様々な機会を通じて気軽に相談できる体制の整備に努めます。
- きめ細かな子育て支援を目指し、子育てボランティア活動への支援や子育て支援活動のネットワークづくりを推進します。
- 親子の関わり方や子育ての方法について、子育て講座を実施することで、親同士がコミュニケーションをとる機会を提供していきます。
- 子育て応援アプリやホームページなどの各種情報媒体を活用し、時間や場所に関係なく、子育て情報を取得することができるようにし、子育てに関する不安の軽減を図ります。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
一時預かり事業 (一時保育事業)	専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応する事業です。 ●実施施設:市内9保育所等で実施	継続実施	こども課

事業名	内容	今後の方針	担当課
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)	地域子育て支援センターを設置し、子育て親子が交流できる場を設けるとともに、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援などの育児支援を行います。 ●実施施設:市内6保育所等で実施	継続実施	こども課
子育て応援サポーター事業	子育て講座(「ほめて育てるコミュニケーショントレーニング」)で親子の関わり方など子育ての方法を学ぶ機会を設け、子育ての大変さや不安などの解消に努めます。 また、講座修了者は、地域の中で子育てサポーター(子育て応援団)として活躍します。	継続実施	こども課
ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助をお願いしたい人と子育ての援助をしたい人の双方を会員として募集し、地域として子育てを支えあう事業です。桐生市と連携して、NPO法人わたらせライフサービスに事業を委託しています。 病児・病後児の預かりも行っています。	継続実施	こども課
子育て家庭への経済的支援	子育て家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、経済的支援等を行います。 ●主な事業:児童手当支給事業、おむつ用品支援事業、児童・生徒就学援助事業等	継続実施	こども課 学校教育課
子育て応援アプリ「みどり市子育てナビ」	予防接種・検診のスケジュール管理や離乳食のサポート、子育ての記録ができる機能を搭載しています。また、保育所等の空き情報や地域子育て支援センターのイベント情報を掲載しています。	継続実施	こども課

事業名	内容	今後の方針	担当課
乳幼児健康相談	安心して楽しく子育てができるように子ども同士、養育者同士が交流できる場所や機会を確保することを目的に、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士・臨床心理士による育児相談及び育児指導を行っています。また、気軽に相談できる体制を整備します。	継続実施	健康管理課
母子保健推進員活動	住民と行政のパイプ役となり、妊産婦・乳幼児への健康診査通知等の配布を通し受診勧奨を行うとともに、育児や家庭環境について心配と思われる場合には、関係課への情報提供を行い、連携を図っていきます。 また、地域住民組織としてのネットワーク化に努めます。	継続実施	健康管理課
「赤ちゃんの駅」の指定	子育て中の保護者が安心して外出できる環境づくりのため、気軽に立ち寄れ、おむつ替えや授乳のできる場所として、公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として指定しています。 イベント時には、移動式テントも活躍しています。	継続実施	こども課

3 地域における子どもの活動の場や機会の確保

【現状把握】

- ◇ 核家族化や共働き世帯の増加など就労形態の変化により、保育需要は就学前の児童に限られたことなく、放課後の小学生においても高まっています。
- ◇ 地域社会におけるコミュニティ意識の低下や情報化の進展などによって、子どもが室内で遊ぶことが多くなっているほか、自然の中や広場で遊ぶなど、様々な体験の機会が少なくなっています。
- ◇ 少子化の進展や地域のつながりの希薄化により、子ども同士が切磋琢磨する機会や異年齢によるふれあいや活動の機会の減少が指摘されています。
- ◇ 学童保育の入所児童数は、市全体として微増傾向で推移し、横ばいの状況となっていますが、地域差などもあることから、実態に合わせた対応が必要となっています。
- ◇ 共働き家庭の増加により、「孤食（一人で食事を取る）」が多くなっています。

【施策の方向】

- 子どもたちが安心して遊べる場、集まれる場、交流できる場を増やし、地域で活動することの楽しさを体感できる機会の充実を図ります。
- 次代の担い手である子どもが健やかに成長し、また親が子育てを通して成長していけるよう、学校や家庭、地域における学習機会や活動の場の充実、教育環境の向上を図ります。
- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため「放課後児童クラブ」の充実を図ります。また、全ての就学児童が、放課後等に多様な体験・活動を行うことができるよう「放課後子ども教室」等の実施を検討していきます。
- 食事を満足に食べていない子どもや「孤食」の問題を解決しようと、ボランティアでこども食堂を運営する団体が増えてきているため、市では、この団体の活動を支援していきます。
- 子どもの遊び場に対する保護者のニーズが強いことから、新たな遊び場の整備を検討します。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
学童保育の充実	放課後に就労等により保護者のいない家庭の小学生に対し、学童保育施設で児童の健全育成を図ります。 また、入所希望児童数の増減に伴い、必要とする学童保育施設数を整備し確保していきます。 ●実施施設：市内全小学校区	継続実施	こども課
放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の協力を得て、放課後等に全ての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施する放課後子ども教室の実施を検討します。	事業実施を検討	社会教育課

事業名	内容	今後の方針	担当課
児童の健全育成	「青少年育成推進員連絡協議会」、「子ども会育成会連絡協議会」などの青少年健全育成関係組織により、児童の健全育成に向けた活動を行います。 また、民生委員・児童委員協議会では毎月各地区で開催する定例会において、虐待の報告や情報交換等を行うとともに、各委員は地区における要保護児童対策協議会の中心的メンバーとなり、健全育成に向けた活動を行っています。	継続実施	こども課 社会教育課
公民館事業の充実	家庭・学校・地域が連携し、家庭の教育力の再生や子どもの居場所づくりに対応した各種体験活動事業等の充実を図ります。 ●主な事業：家庭教育学級（親子ふれあい教室等）、青少年教室（親子料理教室、絵画教室、書き初め教室等）、地区申請学級の支援（子ども八木節教室等）、子どもまつり	継続実施	社会教育課
多世代交流館	市民の生涯学習・健康作り・市民間交流の推進など、多目的に利用できる施設です。 ベビーベッドやおむつ交換台などの設備の充実や一室をキッズスペースとして開放するなど、子育て世代の利用しやすさに配慮しています。	継続実施	社会教育課
図書館事業の充実	市民の要求に応えるため蔵書の充実を図り、資料や情報の提供等を行います。読み聞かせや映画会などを実施し、子どもが情操豊かに成長をしていけるような様々な体験機会の充実を図ります。	継続実施	社会教育課
広場・公園整備の充実	子どもに健全な遊び場を提供するため、広場の点検・管理を行い、子どもがのびのびと遊べる環境を確保します。 また、「みどり市公園・広場適正配置計画」に基づき、計画期間（令和7年度～令和11年度）の事業を展開し、みどり市全体の魅力や価値向上につなげます。	継続実施	建設課
屋内遊び場整備事業	子育て世代からニーズの高い「屋内遊び場」を市内に新設します。	継続実施	こども課

事業名	内容	今後の方針	担当課
こども食堂の支援	地域の大人が子どもに無料または定額で食事を提供する取り組みで、栄養バランスのとれた食事を食べられるほか、「孤食」を防ぐ効果もあります。市は、活動するボランティア団体やNPO法人を支援します。	継続実施	こども課
フードバンク事業	旧笠懸幼稚園の施設の一部をフードバンクとして活用し、民生委員・児童委員の協力等により、こどもの貧困世帯等を含む真に食料等の直接配送を必要とする生活困窮者の情報を把握し、支援を拡大していきます。また、フードバンクとこども食堂などの福祉団体と相互に食料等を融通し合うなどの連携を図っていきます。	継続実施	社会福祉課



基本目標2 親と子どもの健康確保・健康づくり

1 子どもや母親の健康の確保

【現状把握】

- ◇ 子どもを安心して生み育てるためには、子どもはもちろん親の健康管理も重要です。
- ◇ 幼い頃からの生活習慣が成長していく過程で大きな影響を与えることは周知の事実であり、食生活をはじめ、運動習慣や規則正しい生活など、いつまでも健康に暮らすことができるよう、親子ともども好ましい生活習慣を築いていくことが望まれます。
- ◇ 健康に関する保健分野においては、母子健康手帳交付や妊産婦健康診査などの出産前からの母子の健康管理や、乳幼児健康診査、相談指導事業をはじめとする様々な母子保健事業を実施しており、日々、きめ細かな相談・指導体制の工夫や母子保健事業の改善、拡大を行っています。
- ◇ 出産から子育てまで一貫して相談に応じる伴走型支援や、不妊に関する相談や思春期での健康教育など、現在実施している体制の維持、充実を図り、子どもを生み育てやすい環境づくりが重要です。
- ◇ 生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事は重要であり、食は人間形成と家族の関係づくりの基本でもあることから、望ましい食習慣を身に付けていくことが大切です。

【施策の方向】

- 妊産婦及び乳幼児の健康維持や、出産、育児に対する不安を解消するため、発達段階に応じた母子保健事業の充実を図り、出産から子育てまで切れ目のない支援に取り組みます。
- きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児による孤立化を防止します。
- 母子保健、医療、教育、福祉分野の連携と相談体制の充実を図ります。
- 乳幼児期からの正しい食事のとり方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習の機会や情報の提供に取り組みます。
- 出産などにおける経済的負担の軽減に向けた支援に取り組みます。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
こども家庭センター (母子保健)	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健師等が専門的な見地から総合的相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施します。	継続実施	健康管理課

事業名	内容	今後の方針	担当課
不妊治療費助成事業	不妊治療に対する治療費助成を実施するとともに相談体制の充実を図ります。	継続実施	健康管理課
不育症治療費助成事業	不育症治療に対する治療費助成を実施するとともに相談体制の充実を図ります。	継続実施	健康管理課
妊産婦健康診査助成事業	妊娠から出産後までの健康管理のため、健康診査に対して受診券を交付して健診費用を助成するほか、受診勧奨を行います。	継続実施	健康管理課
ファミリークラスとベビークラス	安心して妊娠・出産・育児ができるよう実施します。また、親になるという共通の課題を持った仲間との交流の場となるよう支援します。	継続実施	健康管理課
産後ケア事業	産後、育児不安が強い、子育て支援等が得られない母子を対象に、協力施設等で日帰りまたは宿泊でのケアを提供します。	継続実施	健康管理課
母乳育児推進事業	産科医療機関等で、産後の早い時期に母乳育児への支援が受けられるよう、母乳外来の費用を一部助成し、育児の不安の軽減を図ることにより、安心して母乳育児を行えるようにします。	継続実施	健康管理課
新生児聴覚検査補助事業	生後すぐに行う聴覚検査の自己負担費用の一部を助成します。	継続実施	健康管理課
養育医療給付事業	未熟児として出生し、医師の判断で指定医療機関にて入院治療が必要とされた子どもに対して、医療の給付を行います。	継続実施	健康管理課
1か月児健康診査	出産後の健康管理のため、健康診査に対して受診券を交付して健診費用を助成するほか、受診勧奨を行います。	継続実施	健康管理課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	母子保健法に基づく産婦・新生児訪問指導に準じて、市の保健師や助産師が出産後2か月頃までを目安に全数訪問を実施し、育児不安の解消や乳児の発達・発育状況の確認と合わせて、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	各関係機関と連携し訪問を継続実施	健康管理課

事業名	内容	今後の方針	担当課
乳幼児健康診査	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、健康の保持増進を目指します。 また、各健康診査の保健指導において、子どもの事故予防についての啓発を行います。 ●主な事業 ① 乳児健康診査(4か月児、7か月児) ② 1歳6か月児健康診査 ③ 2歳児歯科健康診査 ④ 3歳児健康診査	継続実施	健康管理課
乳幼児健康相談	安心して楽しく子育てができるように子ども同士、養育者同士が交流できる場所や機会を確保することを目的に、保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・臨床心理士による育児相談及び育児指導を行っています。 また、気軽に相談できる体制を整備します。	継続実施	健康管理課
1歳児相談	児の発育・発達状況の確認と保護者の育児不安の軽減を図ることを目的に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による育児相談及び育児指導を行っています。	継続実施	健康管理課
5歳児健診	年中児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、健康の保持増進を目指します。また、教育・保育施設と連携して発達障害の傾向を早期に発見するとともに、その児の状況に応じた関わり方や生活の工夫等の情報提供などを行います。	継続実施	健康管理課
乳幼児の食育	乳幼児健康診査時の栄養指導、試食や実習などを通して食の大切さを周知し、食生活の基本を伝えていきます。 ●主な事業：赤ちゃんレストラン、健康診査時における離乳食指導、地域子育て支援センターでの手作りおやつ試食会	継続実施	健康管理課
学校における食育授業	栄養士・クラス担任による食育の授業を学級活動等で実施します。 また、段階的に栄養教諭を配置し、食育指導を行います。	全学校の教育課程に位置づけ	学校教育課 小中学校

事業名	内容	今後の方針	担当課
おやこの食育教室	バランスのとれた食事や正しい食習慣の形成、簡単に作れる料理やおやつなどについて学習し、食や料理への関心の喚起、子どもが食について考える契機とし、健康づくりの推進と心身の健全育成を目指します。事業の推進にあたっては、食生活改善推進協議会の協力を得て実施します。 ●主な事業:おやこの食育教室等	継続実施	健康管理課

2 小児医療の充実

【現状把握】

- ◇ 子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境づくりのために、小児医療体制の確立は欠くことのできないものです。
- ◇ 子どもは、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。
- ◇ 関係機関との連携による小児救急医療体制の充実を図るとともに、緊急時の対処法やけがや病気の防止に関する啓発及び情報提供に努めてきましたが、今後も一層の充実が必要です。

【施策の方向】

- 地域の医療機関と連携しつつ、子どもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。
- 家庭における病気やけが等への初期対応能力の向上を図ります。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
小児医療の充実	各関係機関や近隣市町村と連携を図り、小児医療の充実と確保に努めます。	継続実施	健康管理課
平日夜間・休日の医療サービスの充実	医師会や近隣市町村と連携し、平日夜間における急病診療所、休日における当番医の確保などの医療サービスの充実を図ります。	継続実施	健康管理課
小児医療に対する情報提供の充実	小児医療に係る情報提供を積極的に行うとともに、夜間・休日に診療を行っている医療機関や、子どもが急病になった時の相談窓口等の周知に努めます。	継続実施	健康管理課

基本目標3 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実

【現状把握】

- ◇ 児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感の高まり、家庭や生活上の問題、日常生活におけるストレス、地域における家庭の孤立化からくる子育て機能の低下などが複雑に関与しています。
- ◇ 本市では、子どもの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防から早期発見・早期対応など総合的な支援が図れるよう、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関等との連携により、地域全体が一体となって児童虐待の未然防止に努めています。
- ◇ 親子を地域から孤立させないよう、地域の見守りに加え、交流や相談できる場の充実が一層求められています。
- ◇ 児童虐待の相談件数は、年々増加の一途をたどっており、全国では重篤な児童虐待事件が後を絶たないなど、社会問題化しています。これを受けて、児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検が全国で行われ、本市においても、市内の児童の安全を確認しました。
- ◇ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てることができるよう「子ども家庭総合支援拠点（こども課児童福祉機能）」と「子育て世代包括支援センター（健康管理課母子保健機能）」を一体化した「こども家庭センター」を設置し、支援機能の強化に努めています。

【施策の方向】

- 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と更なる連携を図り、児童虐待の発生予防から早期発見及び早期対応に努めます。
- 虐待の発生予防や早期発見のため、積極的に子どもの安全確認に努めるとともに、転出入の際に、支援が途切れないよう市町村間や児童相談所と緊密な連携を図っていきます。
- 養育支援の必要な子ども、保護者、妊産婦についても、各機関の機能に応じた役割分担を行い、連携して有効な支援を積極的に行います。
- こども家庭センターを中心に、相談対応、必要な調査、訪問、関係機関との円滑な連携等による継続的な支援及び相談体制の強化に努めます。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
虐待発生予防対策の充実・早期発見・早期対応の充実	要保護児童対策地域協議会を中心に関係者と連携し、要保護児童や家族の支援の充実を図ります。 また、小学校と連携し、就学時健診時に講話（「しつけと虐待について」）を行います。	継続実施	こども課
問題行動に対する連携推進事業	暴力行為・いじめ・不登校など児童生徒の問題行動及び虐待に対し、警察・地域の関係機関・団体等と幅広く連携し、学校復帰や立ち直りに向けた支援を行います。	事業を強化	学校教育課
各種健康診査等による早期発見・早期対応の推進	健康診査や保健指導等、母子保健活動全般を通じて、虐待発生のハイリスク要因を見逃さないよう努めます。 また、児童虐待を予防するため、各関係機関と連携し、保健師及び助産師や母子保健推進員等の家庭訪問による積極的な相談・支援を行います。 さらに、乳幼児健康診査等で発達の遅れや障がいへの心配があった場合、関連機関との連携を図りながら、子どもの状況や家庭環境に適した指導を行います。	家庭児童相談室相談員等と連携し、継続実施	健康管理課
子育て講座	子育て講座（「ほめて育てるコミュニケーショントレーニング」）で、親子の関わり方など、子育ての方法を学ぶ講座を行います。	継続実施	こども課
こども家庭センター（児童福祉）	令和6年4月から、児童福祉機能をもつ子ども家庭総合支援拠点と母子保健機能を持つ子育て世代包括支援センターが一体化した「みどり市こども家庭センター」を設置し、親子関係、家庭や養育環境、子どもの特性などの実情の把握や情報の提供、必要な調査、保健、福祉、医療及び教育等の関係機関との連携を強化して、継続的に総合的な支援を行います。 また、親子の交流スペースを活用し、安心して相談できる相談体制に努めます。	事業を強化	こども課

2 障がい児施策の充実

【現状把握】

- ◇ すべての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てをしていくことが可能となるよう、社会的な支援体制を充実する必要があります。
- ◇ 本市では、「みどり市障がい者計画 2022」、「第7期みどり市障害福祉計画」、「第3期みどり市障害児福祉計画」に基づき、乳幼児健康診査と保健指導などでの障がいの早期発見から、早期療育支援に努めるとともに、特別支援教育支援員を配した小中学校における特別支援教育などの障がい児施策を展開しています。
- ◇ 障がいや発達に特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が必要となります。

【施策の方向】

- 社会参加と自立を促進するため、発達段階や障がいの程度に応じた療育・教育環境を確保します。
- 関係機関との連携により、年齢や症状に合わせた支援、療育が受けられるような体制づくりに努め、早期発見、早期療育に取り組みます。
- 相談体制を整えるとともに、必要なサービス提供を行い、障がい児を持つ保護者や家庭の負担の軽減を図ります。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
障がい児保育事業の充実	保育所等・学童保育施設における障がい児保育の充実を図ります。	継続実施	こども課 社会福祉課
障がい児の自立支援施策	障がい児や家族が地域で安心して生活を送れるよう支援します。 ●主な事業：居宅介護、短期入所、児童通所支援等	継続実施	社会福祉課
在宅障がい児への支援	在宅障がい児に対する福祉サービス等において、情報提供を充実させ、利用促進を図ります。	相談支援事業所等関係機関と教育委員会や学校との連携を強化	社会福祉課

事業名	内容	今後の方針	担当課
障がい児教育の充実 (特別支援教育)	障がいのある子どもに対し、特別支援教育体制を整備することで、将来の社会参加や自立に必要な能力の育成を図ります。 また、特別支援学級に支援員を配置し、支援の充実を図っています。 障がいのある子どもが、将来、積極的に社会参加していけるように、障がいのない子どもと活動をともにする交流及び共同学習を充実します。 ●主な事業:教育支援員配置事業	障がいの多様化により事業を手厚くする	学校教育課 小中学校
通級指導教室	小学校に通級指導教室を設置し、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた教育支援の充実を図ります。	継続実施	学校教育課
障がいに対応した相談事業の推進	発達の遅れや障がいの心配があった場合、子どもの状況や家庭環境にあわせて関連機関との連携を図りながら、子どもの将来に向けた発達相談や家族を含めた支援を行います。	家庭児童相談室相談員等と連携して対応し継続実施	こども課 社会福祉課 健康管理課

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状把握】

- ◇ 近年、離婚の増加等により母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭が増加傾向にあります。特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態であり、身近に相談相手がいないなど、家庭生活においても多くの問題を抱えている場合があります。
- ◇ 本市では、母子家庭や父子家庭の子どもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた経済的支援を中心に行っていますが、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、相談体制の確立を含めた総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

【施策の方向】

- ひとり親家庭等の経済的・精神的な自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。
- 親子の暮らしの安定を支援するため、経済的な援助制度の普及・啓発に努めます。
- 子育て支援団体との更なる連携の強化など、地域における支援の担い手の育成・連携を強化していきます。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
母子家庭等の自立支援の推進	母子家庭等に対する就労支援として、資格取得のための経済的支援を行います。 また、それぞれの家庭に必要な情報を提供するために関係機関と連携を図ります。 ●主な事業：自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金	継続実施	こども課
ひとり親家庭等に対する相談体制の充実	窓口相談、電話相談、来所相談、健康相談、訪問相談を充実させ、気軽に相談できる体制を整備します。 また、地域における身近な相談は民生委員・児童委員も行っており、関係機関が連携して対応していきます。	継続実施	こども課
ひとり親家庭等に対する経済的支援	ひとり親家庭等で収入が少なく、援助が必要とされる家庭に対し、給食費、学用品、修学旅行費等を援助するとともに、保育所等への入所について配慮しています。 また、ひとり親等に対する支援として、児童扶養手当制度等の周知を図っています。 ●主な事業：児童・生徒就学援助事業、児童扶養手当支給事業等	継続実施	学校教育課 こども課
ひとり親家庭等の就労促進	国・県・関係機関との連携を図りながら、身近に相談できる窓口の紹介と各種就労情報を提供します。	継続実施	こども課
子どもの未来応援事業	資格取得や就職活動を有利にし、より良い条件で就職することで、生活の負担軽減を図ります。 ●主な事業：高卒認定試験合格支援事業	継続実施	こども課

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

1 次代を担う子どもの育成

【現状把握】

- ◇ 基礎学力の向上や体力づくりはもちろんのこと、心豊かな個性の育成や道徳教育などにより、他人を思いやり、命の大切さを学べる経験が必要となります。
- ◇ 本市は、豊かな個性の育成、道徳教育などに力を入れ、各種体験学習の充実を推進してきました。
- ◇ 今後も、児童生徒の個性や能力を伸ばすとともに、自ら学ぼうとする意欲や自ら判断し行動する力を育む「生きる力」の教育や、他人を思いやり、命の大切さに気付く「心の教育」などを学ぶために、より一層の体験学習を充実させる必要性があります。

【施策の方向】

- 子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、体験する機会を充実します。
- 乳幼児とのふれあい体験などにより、子どもを生み育てること、命の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
保育所等での職業体験	保育実習や職場体験事業で地域の中学生在が保育所等において、園児とふれあう機会の充実を図ります。	継続実施	学校教育課 中学校
異年齢児交流事業	保育所等において、年齢の異なる児童の交流を図ります。 ●主な事業：青少年教室、家庭教育学級（公民館事業）	継続実施	こども課 社会教育課

2 子どもの生きる力を育む学校教育の推進

【現状把握】

- ◇ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とそれらを活用する学習活動の充実、学習意欲や思考力、判断力、表現力等を育成することが求められています。
- ◇ 子どもの一人ひとりの個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を培う教育を実現することが望まれています。

- ◇ 小・中学校では、確かな学力と豊かな心、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた「生きる力」の育成を目指し、確かな基礎学力の定着、基本的生活習慣の指導、体育授業の質的向上などを進めています。
- ◇ 健康づくりの分野においては、健康に関する意識を高めるため、各種啓発事業に取り組んでいます。
- ◇ 子どもに安全で豊かな学校環境を提供するため、体育館への空調設備の設置など、学校施設の整備を計画的に進めています。

【施策の方向】

- 幼児教育では、基本的生活習慣の育成、戸外遊びによる健康な体づくりの推進、体験学習を中心とした教育の充実を図るとともに、子どもの学習に取り組む意欲を育みます。
- 子どもの思考力・判断力・表現力など確かな学力の育成に努め、子どもの一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を推進します。
- いじめや不登校などに対する相談体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
学校運営協議会の活用	校長が保護者や地域住民の意見を幅広く聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを目指すため、学校運営協議会の意見を取り入れた学校経営の改善と地域に根ざした教育を推進します。 地域の住民(行政区長など)や保護者から構成される学校運営協議会を年3回実施しています。	学校関係者評価を行う部分に協力依頼を行う (継続実施)	学校教育課
学力向上支援対策事業	マイタウンティーチャーを各学校に配置し、少人数指導によるきめ細やかな指導等を実施し、学力の向上を図ります。	継続実施	学校教育課 小中学校
情報教育の推進	コンピュータなどの情報機器やインターネットを活用した教育を推進し、情報化社会に対応できる児童・生徒の育成に努めるとともに、プログラミング教育・情報モラルについての教育を推進します。	ICT活用と情報モラル教育の充実を図る	学校教育課

事業名	内容	今後の方針	担当課
英語検定料助成、英語体験学習、英語力向上対策事業	みどり市ならではの特色ある英語教育の取組を実施し、国際化や情報化、多様化に主体的に対応できる人材の育成につなげます。	継続実施	学校教育課
体力づくりと健康教育の推進	各学校において、体力づくりと学校保健の全体計画を作成し、計画的に児童・生徒の体力向上と健康増進を目指しています。 ●主な事業：児童・生徒健康診断、就学時健康診断等	体力向上についての取り組みを強化	学校教育課
教員の資質の向上	児童生徒の個性に応じた指導ができるよう、教育研究所を中心とした研修体制を強化し、教員の指導力を養い、資質の向上に努めます。 ●主な事業：教育相談技術認定講座、教育講演会、教育研究所研究班、各教科等主任会研修会等	継続実施	学校教育課 小中学校
安全管理に関する取り組みの推進	老朽化した学校施設の改修を行い、子どもたちの安心と安全な学習環境づくりを推進します。また、熱中症対策として、全校体育館にエアコンを設置します。 不審者、災害等に対する緊急事態に備えるための環境づくりを目指します。 また、地域住民との連携を図り、不審者に対する情報提供や子どもの安全を確保するための見守りの強化を図ります。 ●主な事業：学校施設整備改修事業、緊急メール配信システム	安全な環境づくりと防災教育の充実	教育総務課 学校教育課
幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携強化	園・学校連絡協議会を開催し、小・中学校と幼稚園・保育所等との連携を図りながら、情報交換や交流を深めます。	小1や中1ギャップ等の防止のため、連携の充実	学校教育課 こども課
小・中学校給食費無料化	健全な食生活を確立し、生涯にわたって心身の健康を確保するため、学校教育活動全体を通じて組織的に「食育」を推進してまいります。 (平成29年度から実施) ●対象：みどり市立学校に通う児童・生徒	継続実施	教育総務課

事業名	内容	今後の方針	担当課
受験生ワクチン接種費用助成	受験や就職試験を控えた子ども(中学3年生・高校3年生)が万全の態勢で受験等に臨めるよう、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の予防接種費用の一部を助成します。	継続実施	健康管理課
青少年育成推進員活動の支援	青少年の健全育成を目指し、青少年の諸活動を支援するとともに、有害環境の除去と非行の防止に努めます。	継続実施	社会教育課
ひきこもり・不登校児童・生徒対策の充実	教育支援センターやスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談事業の充実を図り、学校や家庭、その他関連機関と連携しながら、全中学校に生徒指導サポート員を配置し学校復帰の支援に努めます。 また、教育研究所の機能及び教育支援センターを旧笠懸幼稚園に移設し、不登校児童生徒の支援の拠点とします。 ●主な事業:教育研究所の教育支援センターの相談・指導、生徒指導特別サポート	学校復帰へのアプローチを強化する	学校教育課

3 家庭や地域の教育力の向上

【現状把握】

- ◇ 子育ての基本は家庭にあります。子どもたちが自立心に富み、自らの行動に責任をもって社会生活を送るためには、家庭での教育が果たす役割は重要です。
- ◇ しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化、近所付き合いの希薄化が進む中で、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況となっています。
- ◇ 家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力の向上が求められています。
- ◇ 本市では、福祉、保健、教育など様々な分野の関係機関が講座や事業を通じて、家庭における教育の必要性や重要性について、理解を深めるための学習の機会を提供しています。
- ◇ 今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、家庭における教育力と地域の教育力の向上を図る必要があります。

【施策の方向】

- 子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、体験する機会を充実します。
- 乳幼児とのふれあい体験などにより、子どもを生み育てること、命の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
家庭や地域の教育力の充実	家庭や地域における教育の重要性及び必要性を啓発するとともに、家庭教育学級や子育て学習講座などの充実を図り、家庭や地域の教育力の向上を目指します。 ●主な事業：家庭教育学級、PTA活動、みどり市どこでも出前講座等	継続実施	社会教育課
体験活動の充実・支援	地域の体験活動を充実させるため、教職員や地域の人材等を有効活用し、子どもの様々な体験学習や催しを開催するとともに、子ども会育成会等青少年団体の活動支援を行います。 ●主な事業：子どもまつり事業、子ども会育成会等への支援	継続実施	社会教育課



基本目標5 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備

1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

【現状把握】

- ◇ 少子化の進行が著しく、あわせて子育てに対する負担感が増す中においては、保護者の生活におけるワークライフバランス（仕事と生活の調和）が重要です。
- ◇ 夫婦共働き世帯の増加や、男性の方が労働時間が長い傾向が続く中、男女が共に働きやすく、お互いの希望を尊重しながら子育てをすることができる環境づくりが求められており、男女共同参画の促進などを通じ、従来の固定的な性別役割分担意識を変えていく必要があります。
- ◇ 企業においては人材の確保が難しくなっている状況の中、働き方改革などを通じた魅力ある職場づくりに向けて、育児休業など、子育てを支援するための諸制度を利用しやすい職場づくりを進めることが求められています。

【施策の方向】

- 子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。
- 各種セミナーの開催、啓発資料の配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供により、男女が共に働きやすく、お互いの希望を尊重しながら子育てをすることができる環境づくりや、そのための意識啓発を進めます。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
キャリアアドリーム (職場体験)事業	職業体験事業の充実を図り、中学生が地域の職場や身近な人々の仕事を体験することによって、働くことの意義を学習します。 また、地域の人との人間関係や交流を更に深め、幅広いものの見方、考え方を育成します。	受け入れ事業所の確保と体験プログラムの充実を図る	学校教育課 中学校
人権教育の推進	小・中学校の授業や人権啓発、みどり市人権展等の開催などにより、互いの生命と人権を尊重し、年齢・性別等の様々な偏見と差別をなくす学習機会や活動を促進します。	市民の人権意識を高める活動を実施	学校教育課 社会教育課

事業名	内容	今後の方針	担当課
働き方の見直しの意識啓発	小・中学校の授業や、みどり市人権展、人権講座の開催などにより、「男性は仕事、女性は家庭」といった従来の意識を変え、性別役割分担意識にとらわれず職業を選択し、男女が共に家庭内における役割を分担するよう啓発を行います。	男女共同参画への理解を深め実践へと結びつけるための活動を実施	社会教育課
男女共同参画の推進	一人ひとりの意識や日常生活に潜む固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が対等な人間関係のもと、家庭・地域・職場等あらゆる分野において、共に参画できる社会の実現を目指し、男女共同参画プランによる啓発活動を行います。	男女共同参画についての理解を深めてもらうため啓発活動を実施	地域創生課
子育てしやすい職場を目指した企業への啓発	労働者が子育てをしながらでも安心して働ける職場環境を形成するために、企業に対して休暇の取得推進や柔軟な勤務形態の促進など、子育て環境の向上に関する制度の周知、啓発を図ります。	継続実施	商工課

2 子どもの安全の確保

【現状把握】

- ◇ 防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、防犯灯などの防犯設備のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があります。
- ◇ 現在、本市では、警察や自治会、関係団体による公的または自主的な防犯パトロールなどの実施や防犯灯などの防犯設備の整備を進めています。
- ◇ 今後も地域防犯活動において、事件、事故、不審者に関する情報や、緊急時の対処法などの情報伝達が重要となります。
- ◇ 保育所、認定こども園、幼稚園、学校、警察、自治会、自主防犯組織、各家庭などが連携し、必要な防犯情報が隅々まで行き渡る体制を作り上げることが不可欠です。加えて、子どもを対象とした防犯講習の開催を通じて、防犯意識の更なる醸成を図るとともに、地域での声かけや見守りなどのほか、自主防犯対策の啓発や日々の実践も必要です。

【施策の方向】

- 自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。
- 不審者情報など、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速性を高めます。特にメール配信による「防災・防犯情報メール配信サービス」の登録者を増やすよう努めます。
- 防犯灯の適正な設置・管理や、危険箇所の安全点検を行い、犯罪や交通事故の未然防止に努めます。
- 保育所等で行われる園外活動について、安全性や危険箇所のチェック、職員体制など点検・確認を行い、安全対策のための情報を共有し、組織的に取り組みます。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
地域安全パトロール活動の充実	児童、生徒の下校時間に市内を巡回し、犯罪を未然に防ぐため、シルバー人材センターへ業務委託し、地域安全パトロールを実施します。	継続実施	防災危機管理課 大間々市民生活課
PTAや地域住民による巡回パトロール	子どもの下校時刻に合わせて地域や保護者が巡回パトロールを実施します。 また、更生保護女性会が、子どもの下校時刻に合わせて「愛の声かけ運動」を実施します。	不審者対応として、子ども安全協力の家事業と連携	学校教育課 社会教育課
防犯ボランティアの活動支援	防犯ボランティアに対する車両の貸出や活動支援を行い、地域における自主的防犯体制の整備を促進していきます。	継続実施	防災危機管理課
安全・防犯体制の充実	青少年育成推進員連絡協議会及び青少年センターが組織されており、防犯パトロールや情報交換等を行います。 また、県等が実施する「おぜのかみさま県民運動」の周知を行うとともに、みどり市青少年問題協議会が提唱している「みどりのこども」の実践を各家庭に働きかけます。 さらに、関連機関・団体などと連携し、情報の共有化と安全対策の推進を図ります。	関連機関・団体などとの連携を強化し、情報の共有化と安全対策の推進を図る	社会教育課

事業名	内容	今後の方針	担当課
防災・防犯情報の伝達	災害等に関する情報を市民に伝達できるよう防災情報伝達システムを活用し、災害時の被害の防止・軽減を図ります。 また、「防災・防犯情報メール配信サービス」で、事前に登録された方に対してメールで情報配信を行い、注意喚起を促します。	継続実施	防災危機管理課

3 子育てを支援する生活環境の整備

【現状把握】

- ◇ 道路や公園、交通機関、公共的施設など、子どもや子ども連れの家族、障がいのある子どもたちをはじめ、誰もが安心して快適に生活できる環境づくりが求められています。
- ◇ 少子化の時代にあって、都市基盤の整備ばかりでなく、生活環境全般においても、子どもの視点や子育て世帯の視点での取り組みが求められています。

【施策の方向】

- 子どもや子ども連れでも安心して利用できる公共施設の整備に努めます。
- 子育て家庭が安心して外出でき、安全に生活できる環境づくりを推進します。
- 子どもや子ども連れにやさしい道路の整備に努めます。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	今後の方針	担当課
安全な道路交通環境の整備	子どもの安全を確保するため、警察、道路管理者、学校が合同で通学路点検を実施し、歩道や路側帯等の点検整備や注意看板の設置等、児童の登下校の安全対策に努めます。 また、警察と連携し、通学路の安全点検、交通指導員、保護者、学校教職員等による登下校時の安全指導の充実を図ります。	総合計画に基づき道路整備を実施する	学校教育課 建設課 防災危機管理課
道路改良事業	狭隘道路や生活道路について、拡幅工事や車道と歩道の分離等を行うことにより、子どもの安全を確保します。	総合計画に基づき道路整備を実施	建設課

第6章 計画の推進に向けて

1. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針に従い、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園の整備が進むよう、検討し取り組んでいきます。

また、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、引き続き、認定こども園への移行を支援していきます。

(2) 施設、事業者等との連携方策

① 教育・保育施設等との連携

市は、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業者等と密接に連携するとともに、事業者が適切かつ質の高い教育・保育を提供できるよう、継続的に支援を行います。

② 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校の連携

乳幼児期の発達は連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意した上で情報共有できるよう取り組んでいきます。

また、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校の交流や連携を円滑に行うための方策を検討します。

2. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

多様な保育・教育施設等が対象となる子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、円滑な給付の実施を進めます。

3. 取り組みの担い手

(1) みどり市子ども・子育て会議

みどり市子ども・子育て会議条例に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者等で構成しています。

計画の進捗状況の点検・評価などを通じ、みどり市の子育て支援の取り組み全般に対し意見や助言をいただくこととしています。

(2) 地域や民間事業者との連携

本計画に示されているとおり、本市におけるこども・子育て支援は、地域を基盤として活動する団体や組織に加え、社会福祉法人や学校法人等の公益法人、市民団体、NPO法人、ボランティアなど、様々な担い手によって支えられています。

また、近年は民間企業が自治体と連携し、お互いの強みを生かして地域の課題を解決していく官民共創の取り組みが増えています。社会課題の解決に積極的な民間企業も増えており、こうした民間企業とも連携して、みどり市の子育て支援の質をさらに高めていきます。

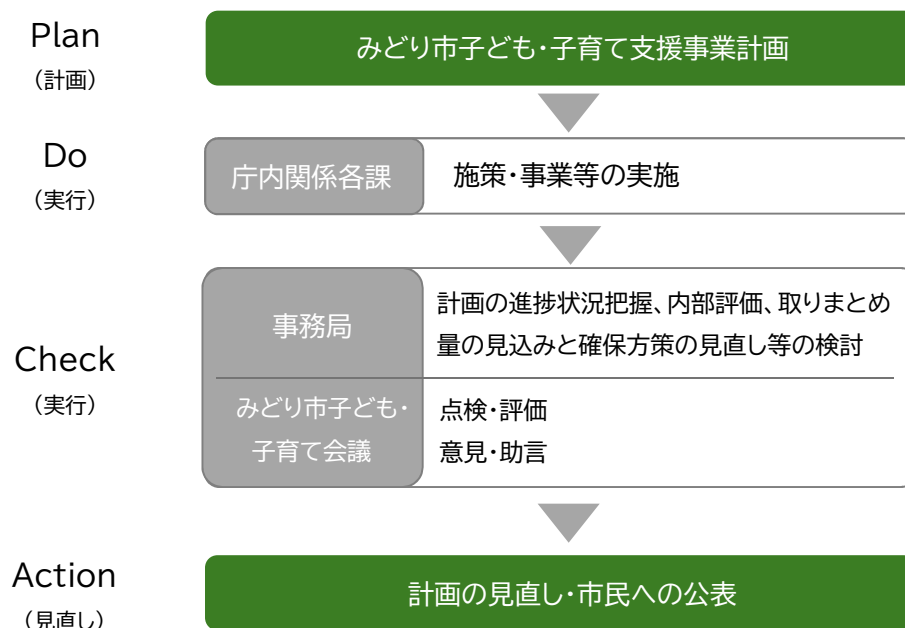
4. 計画の点検・評価

(1) PDCA サイクルに沿った取り組みの推進

計画の点検・評価については、毎年、定期的に計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえつつ、取り組みを評価していきます。

本計画の適切な進行管理を進めるために、具体的施策の進行状況について適宜把握するとともに、「みどり市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて改善に取り組んでいくものとします。

なお、第4章の「教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



（２）成果指標による取り組みの進行管理

本計画に基づく取り組みの効果を客観的に把握するため、第２次みどり市総合計画及びみどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標（めざそう値）を踏まえ、以下の指標により進行管理を行います。

【第２次みどり市総合計画】

項目名	現状値 (令和3年度)	めざそう値 (令和9年度)
みどり市で子育てをしたい人の割合	95.9%	96%
保育施設の待機児童数	0人	0人
学童保育施設の待機児童数	0人	0人
家庭児童相談の件数	2,250件	2,025件
地域における子育て支援施設利用者数	11,475人	20,000人
学校評価アンケートの「豊かな心」に関する質問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	91.8%	95%
不登校率	2.7%	0.9%
学校評価アンケートの安全・安心な環境に関する質問に肯定的な回答をした保護者の割合	95.1%	97%
青少年健全育成活動への参加率	9.5%	15%

【みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

項目名	現状値 (令和5年度)	めざそう値 (令和11年度)
出生数	255人	310人
年少人口(0～14歳)	5,589人	5,100人
ホームページ、アプリ、ラインへの子育て情報掲載回数	247回	260回
合計特殊出生率	1.24	1.75
子育ての不安を持つ保護者の割合	34.6%	20%
地域における子育て支援事業への協力者数	143人	250人

資料編

1. ニーズ調査の実施

(1) 調査の目的

本計画の策定に当たり、保護者の皆様の子ども・子育て支援事業に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査期間

令和6年1月19日（金）～令和6年2月22日（木）

(3) 調査対象者

就学前児童（0歳児～5歳児）の保護者 1,000名

小学生児童（6歳児～11歳児）の保護者 1,000名

(4) 調査方法

発送 郵送により発送（返信用封筒の同封）

回答 紙面（郵送）回答、Web（パソコン、スマートフォン等）回答の選択方式

(5) 調査票の回収状況

就学前児童 402件（うち郵送276件、web126件）：回収率40.2%

小学生児童 429件（うち郵送283件、web146件）：回収率42.9%

(6) 主な調査項目 ※は就学前児童の保護者のみ対象

- ・ お住まいの地域について
- ・ お子さんご家族の状況について
- ・ 子どもの育ちをめぐる環境について
- ・ 保護者の就労状況について
- ・ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について(※)
- ・ 地域の子育て支援事業の利用状況について(※)
- ・ 土曜日・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について(※)
- ・ 病気の際の対応について
- ・ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり事業等の利用について
- ・ 放課後の過ごし方について（5歳児以上の子どもの保護者のみ対象）
- ・ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
- ・ 子育て支援について

2. 検討の経過

(1) みどり市子ども・子育て会議での検討

日程	主な内容
令和5年12月14日	みどり市少子高齢化の現状と今後の対策について 第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和6年8月27日	子ども・子育て会議の役割等について 第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画の策定について 令和5年度ニーズ調査の実施結果（概要）について ボートレース事業の契約更改について（こども未来基金関係） こども家庭センターの設置について
令和6年11月26日	第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画（素案）の確認について
令和7年3月3日	第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画(修正案)の確認について

(2) パブリックコメントの実施

ア 実施期間

令和7年2月3日～令和7年3月3日

イ 周知方法

みどり市公式ホームページ及び広報みどり（令和6年12月号・令和7年1月号）への掲載、主要公共施設への配架等

ウ 意見等の受付件数

1件（英語教育に関すること）

※パブリックコメントの実施結果はみどり市公式ホームページに掲載しています。

3. みどり市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項に規定する合議制の機関として、みどり市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 公募による者

(5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の任命後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、みどり市報酬費用弁償支給条例(平成18年みどり市条例第47号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和6年3月27日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。



みどモス

第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画 (令和7年3月)

みどり市保健福祉部こども課
TEL:0277-76-0995 FAX:0277-72-0500
メールアドレス:kodomo@city.midori.gunma.jp
